

(案)

豊洲市場移転問題に関する調査特別委員会  
調 査 報 告 書

本委員会は、豊洲市場移転問題に関する諸事項を調査することを目的に、平成29年2月22日に設置され、事実解明のための調査を行ってきたが、平成29年6月2日に本課題の調査を終了したので報告する。

平成29年6月2日

豊洲市場移転問題に関する調査特別委員会

委員長 谷村 孝彦

東京都議会議長 川井 しげお 殿



# 目 次

1	調査の概要	
	(1) 設置の経緯及び調査事項	1
	(2) 審議の経過	1
	(3) 調査の結果明らかになった事項	1
2	調査特別委員会の設置	
	(1) 調査特別委員会設置の経過	3
	(2) 委員会の権限と調査事項	3
	(3) 委員会の公開	4
3	調査の経過	
	(1) 委員会等の開催状況	5
	(2) 証人尋問の状況	6
	(3) 記録提出等の状況	6
	(4) 委員長の辞任申し出及び不信任に関する動議	6
	(5) 虚偽の陳述をしたものと認め、本会議において告発の議決を 求める動議	7
	(6) 委員に問責に値する発言があったと認め、その旨議会運営 委員会に協議を求める動議	7
4	調査の結果	
	(1) 豊洲市場が築地市場の移転先として選定された経緯	8
	(2) 東京都と東京ガス等との土地売買交渉の内容	8
	(3) 豊洲市場用地における土壌汚染対策	10
	(4) 都庁におけるガバナンス上の問題	11
	(5) 虚偽の陳述の認定及び告発の議決を求める決定	12
	(6) 調査事項に関する改善意見	19

## 《 証人尋問 》

1	証人尋問の概要	23
2	各証人による証言の概要	
	第5回委員会（平成29年3月11日）の概要	23
	第7回委員会（平成29年3月18日）の概要	31
	第8回委員会（平成29年3月19日）の概要	37
	第9回委員会（平成29年3月20日）の概要	40
	第10回委員会（平成29年4月4日）の概要	41

## 《 参考資料 》

§ 1	豊洲市場移転問題に関する調査特別委員会設置要綱	47
§ 2	委員名簿	48
§ 3	記録の提出状況一覧表	51
§ 4	築地市場から豊洲市場への移転等に関する経緯について	64
§ 5	豊洲市場用地の取得に係る合意文書等について （第2回委員会（平成29年3月1日）資料2）	68
§ 6	各会派による意見開陳全文 （第13回委員会（平成29年5月24日））	106
§ 7	虚偽の陳述をしたものと認め、本会議において告発の議決を 求める動議 （第14回委員会（平成29年5月31日））	130
§ 8	地方自治法関連条文	142

## 1 調査の概要

### (1) 設置の経緯及び調査事項

平成28年8月に就任した小池知事は、安全性への懸念等の理由から、同年11月に予定されていた築地市場から豊洲市場への移転の延期を表明した。

この後、盛り土がなされず地下空間が設置されていたことが判明し、さらに、地下水から環境基準を超えるベンゼンが検出されるなどしたため、移転問題に対して都民・国民の注目が集まり、市場の移転用地の選定や土地売買に関する経緯、土壌汚染対策等を明らかにする必要性が高まった。

これらの流れを受け、平成29年2月22日、平成29年第一回都議会定例会において、起立総員により、地方自治法第100条に基づく豊洲市場移転問題に関する調査特別委員会の設置が決定された。

本委員会は、次の5点を調査事項とした。

- ① 築地市場から豊洲市場への移転に関する経緯及び両市場の適正性
- ② 東京ガス株式会社などとの交渉及び土地売買に関する経緯
- ③ 豊洲市場の土壌汚染対策及び豊洲市場の主な建物下に盛り土が行われなかった経緯
- ④ 豊洲市場建設工事における契約事務
- ⑤ その他調査に必要な事項

### (2) 審議の経過

本委員会は、2月22日の第1回委員会以降、6月2日の調査報告書とりまとめまで、15回にわたり審議を行ってきた。この間、24人の証人に対し合計23時間に及ぶ尋問を行うとともに、425件の記録請求により提出を受けた174箱の記録を精査するなど、極めて精力的に調査を行い、多様な観点から調査事項の解明を目指した。

### (3) 調査の結果明らかになった事項

本委員会の調査の結果、次の事項が明らかとなった。

#### ア 豊洲市場が築地市場の移転先として選定された経緯

石原元知事が就任した当初、築地市場は現在地再整備案が検討されており、豊洲地区への移転は「既定路線」と言える状況ではなかった。その後、現在地再整備案は業界団体との合意に至らず、移転も視野に入れた検討が開始された。石原元知事は、土壌汚染に関する報告を受けていたにもかかわらず、最終的に、5か所の候補地の中から、豊洲への移転を決断し、推進していった。

## イ 東京都と東京ガス等との土地売買交渉の内容

土地売買を巡る「水面下交渉」について、次の三点が浮き彫りとなった。

第一に、「覚書の確認」という文書の存在である。この文書には、都と東京ガスとの間で締結された「覚書」の具体的な内容が記載されている。さらに、防潮護岸等を含む開発者負担の見直しや土壌処理方法等について、今後協議が整った場合、「確認書」を締結することが明記されており、後の「基本合意の確認書」の基礎となった。

第二に、「基本合意の確認書」（二者間合意）という文書の存在である。この文書で、土壌汚染対策は「現処理計画」により進めていくことが確認されており、後に必要となった追加の土壌汚染対策の際に、都が多額の費用を負担する根拠の一つとなったと考えられる。また、防潮護岸整備について開発者負担の見直しが行われている。このような大幅な譲歩が公式の記録に残らない形で合意されていたということは、土地取得の交渉をまとめるために、不透明な形で東京ガスの利益確保を図ったと考えられる。

第三に、都は政治的圧力とも取れる言動で交渉を進めたと推察されることである。これは、土地の取得を最優先にするあまり、土壌汚染対策の視点が抜け落ちており、安全を軽視していたことを示している。

## ウ 豊洲市場用地における土壌汚染対策

豊洲市場用地の土壌からの環境基準の4万3千倍ものベンゼン検出などを受け、都は、法令を上回る追加的な土壌汚染対策を実施することとし、費用の一部負担を東京ガスに申し入れ、東京ガスが78億円を負担することで合意した。しかし、「基本合意の確認書」で汚染土壌が残る計画を都が認めていたことや、追加対策の費用負担に関する交渉時の東京ガスの要望などを受けて、都は東京ガスにそれ以降の追加負担を求めることができなくなった。

## エ 都庁におけるガバナンス上の問題

都庁におけるガバナンス上の問題について、次の三点が浮き彫りとなった。

第一に、都政の重要課題を部下に一任したままの元知事や水面下で交渉を進めた元副知事など、都の執行部の無責任体質が明らかとなった。

第二に、本委員会が調査を行うまで明らかでなかった重要な内容を含む合意文書について、その存在自体が都庁内で引き継がれず、共有もされていなかったという、不適切な公文書の作成・保存及び管理の実態が明らかとなった。

第三に、いわゆる盛り土問題に端的に表れているように、都庁の組織内部における縦の連絡や横の連携が不十分であったことが明らかとなった。

## 2 調査特別委員会の設置

### (1) 調査特別委員会設置の経過

昭和10年に開場し80年を超える歴史がある築地市場は、施設の老朽化・過密化が著しく、市場機能の低下という深刻な問題が生じていた。この問題を解決するため、昭和61年に現在地再整備が決定し、一部本格工事に着手したものの、工期の大幅な遅れ、建設費の増大、業界調整の難航などの問題に直面したため、整備計画の見直しを行った。その結果、改めて現在地再整備の困難性が指摘され、移転整備に方向転換すべきとの結論に至った。

そして、平成11年に都は東京ガスと市場移転の交渉を始め、平成13年に豊洲地区への移転が決定し、以降、豊洲市場整備に向けた各種検討や東京ガスによる土壌汚染対策が行われた。平成19年からは都独自の土壌汚染対策の検討が始まり、平成26年に土壌汚染対策工事が全街区において完了した。同時に、平成26年に着手された新市場の建設工事は、平成28年5月には水産卸売場棟など主要な建物の建設が完了し、平成28年11月7日に豊洲市場が開場する予定となっていた。

そのような中、同年8月31日に小池知事が「立ち止まって考えるべき」との考えの下、安全性への懸念などの理由から、豊洲市場への移転延期を表明した。また、同年9月10日に、豊洲市場の主な建物下に、土壌汚染対策の一環である盛り土が行われておらず、地下空間（ピット）が存在することが発覚した。さらに、平成29年1月14日、第9回目の地下水モニタリング調査で、環境基準の約79倍のベンゼンが検出された。

これにより、豊洲市場移転問題は、都民のみならず国民全体が関心を寄せる事項となり、市場の移転用地の選定や土地売買に関する経緯、土壌汚染対策等を明らかにする必要性が高まった。

こうした流れを受け、東京都議会として豊洲市場の移転問題に関する徹底した調査を行うため、平成29年2月22日、平成29年第一回定例会において、小林健二議員外125名から特別委員会設置に関する動議が文書により提出され、起立総員にて設置が決定された。

地方自治法第100条に基づく強力な調査権限を持つ、いわゆる100条委員会の設置は、東京都議会においては平成17年以来、12年ぶりのことである。

### (2) 委員会の権限と調査事項

#### ア 委員会の法的根拠と権限

地方自治法第98条第1項並びに同法第100条第1項から第8項まで及

び第10項に基づく調査を行うため、同法第109条第1項及び東京都議会委員会条例第4条により特別委員会を設置した。

## イ 調査事項

豊洲市場移転問題に関する次の事項

- i) 築地市場から豊洲市場への移転に関する経緯及び両市場の適正性
- ii) 東京ガス株式会社などとの交渉及び土地売買に関する経緯
- iii) 豊洲市場の土壌汚染対策及び豊洲市場の主な建物下に盛り土が行われなかった経緯
- iv) 豊洲市場建設工事における契約事務
- v) その他調査に必要な事項

## (3) 委員会の公開

豊洲市場移転問題について都民・国民の関心が高いことに鑑み、本委員会 は広く公開して開催することとした。通常委員会と同様、全ての委員会の傍聴と取材を許可することはもとより、3月11日から行われた証人尋問、5月24日の各会派による意見開陳及び同月31日の虚偽の陳述の認定と告発の議決を求める決定については、通常委員会室ではなく、予算特別委員会の会場を使用した。これにより、傍聴席を69席と大幅に増やすとともに、庁内放送、インターネット中継により、委員会審議の全模様を放映した。

また、報道機関の撮影・テレビ放映については、証人の意見を考慮し、人権に配慮をした上で撮影を認めるとともに、速記録は速やかに都議会ホームページに掲載するなど、委員会の公開に最大限努めた。



### 3 調査の経過

#### (1) 委員会等の開催状況

本委員会は、平成29年2月22日の設置から、6月2日の調査報告書の決定まで、計15回開催した。とりわけ、第一回定例会中は、本会議や常任委員会、予算特別委員会など、日程が輻輳する中、通常は委員会が開催されない土日祝日にも委員会を開催するなど、精力的に審議を行ってきた。

回数	開催日	議事内容
第1回	平成29年 2月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長、副委員長及び理事の互選等</li> <li>・視察の実施</li> </ul>
—	2月25日	(豊洲市場移転問題特別委員会による豊洲市場視察・意見交換に、本委員会委員もオブザーバーとして参加)
第2回	3月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告事項「築地市場から豊洲市場への移転等に関する経緯について」</li> <li>・記録提出要求 (No. 1~282)</li> <li>・証人出頭要求 (3月11, 19, 20日分)</li> </ul>
第3回	3月3日	・証人出頭要求 (3月11日の追加分)
第4回	3月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・副委員長の辞任及び互選</li> <li>・記録提出要求 (No. 283~372)</li> <li>・証人出頭要求 (3月18日分)</li> </ul>
第5回	3月11日	・証人尋問 (11名)
第6回	3月13日	・今後の証人出頭要求
第7回	3月18日	・証人尋問 (8名)
第8回	3月19日	・証人尋問 (1名)
第9回	3月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・証人尋問 (1名)</li> <li>・記録提出要求 (No. 373~425)</li> <li>・記録作成者の照会 (No. 133, 152)</li> <li>・証人出頭要求 (4月4日分)</li> <li>・閉会中の継続調査</li> </ul>
第10回	4月4日	・証人尋問 (3名)

第11回	4月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長の辞任の申し出（4月26日付）</li> <li>・桜井委員長の不信任に関する動議</li> <li>・委員長の辞任の申し出（4月28日付）</li> </ul>
第12回	5月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長、副委員長及び理事の互選等</li> </ul>
第13回	5月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見開陳</li> </ul>
第14回	5月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虚偽の陳述の認定・告発の議決を求める決定</li> <li>・委員に問責に値する発言があったと認め、その旨議会運営委員会に協議を求める動議</li> </ul>
第15回	6月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査報告書の決定</li> </ul>

## （２）証人尋問の状況

本委員会は、付託事項調査のため、地方自治法第100条第1項に基づき、24人を証人として喚問し、5日間で計23時間にわたる尋問を行った。出頭した証人や出頭日時、主な証言については、後述「証人尋問」に記載したとおりである。

## （３）記録提出等の状況

本委員会は、付託事項調査のため、地方自治法第100条第1項に基づき、東京都知事等に対して3回にわたり、合計425件の記録の提出を請求し、174箱に及ぶ記録の提出を受けた。記録の件名及び提出日等については、後述「参考資料」の3に添付した一覧表のとおりである。

また、3月20日の委員会において、提出された記録の一部について、その作成者を特定することを目的として、地方自治法第100条第10項に基づく照会を行った。

## （４）委員長の辞任申し出及び不信任に関する動議

4月26日付けで、桜井委員長より委員長を辞任したい旨の申し出がなされたことを受け、同月28日の委員会において、まず、委員長辞任許可の採決を行い、起立少数で否決された。

続いて、酒井副委員長より「桜井委員長の不信任に関する動議」が提出されたため、各会派の意見表明を行った後、起立多数で可決された。

これを受け、桜井委員長より改めて委員長を辞任したい旨の申し出がなされたため、簡易採決によりこれを許可した。

**(5) 虚偽の陳述をしたものと認め、本会議において告発の議決を求める動議**

5月31日の委員会において、小林健二委員外12名から、「元東京都副知事濱渦武生氏が虚偽の陳述をしたものと認め、本会議において告発の議決を求める動議」が文書により提出されたため、趣旨説明及び意見表明を行った後、起立多数で可決された。

また、小林健二委員外12名から、「元政策報道室理事赤星経昭氏が虚偽の陳述をしたものと認め、本会議において告発の議決を求める動議」が文書により提出されたため、趣旨説明及び意見表明を行った後、起立多数で可決された。

**(6) 委員に問責に値する発言があったと認め、その旨議会運営委員会に協議を求める動議**

5月31日の委員会において、おときた委員より、公的記録を軽視する発言と証人尋問を否定する発言により都議会の総意で設置された本委員会の権威を貶めた責任は重大であるとして、「河野ゆうき委員に問責に値する発言があったと認め、その旨議会運営委員会に協議を求める動議」が提出された。

これに対し、河野委員の発言は、提出された資料の特徴を明らかにするものであり、かつ、委員会を軽視したものではないとの反対意見が表明された後、本動議について採決が行われ、起立多数で可決された。

#### 4 調査の結果

本委員会は、5月24日の委員会で行われた各会派による意見開陳等を踏まえ、調査結果について次のとおり総括する。

(※各会派による意見開陳の全文は、「参考資料」の§6を参照)

##### (1) 豊洲市場が築地市場の移転先として選定された経緯

石原元知事は豊洲への移転を「既定路線」との認識を示していた。しかし、石原元知事が知事に就任した平成11年当初、築地市場については現在地再整備案が検討されており、築地市場を豊洲地区へ移転させることは、都における「既定路線」と言える状況ではなかった。

その後、現在地再整備案は業界団体との合意に至らず、移転も視野に入れた検討が開始された。移転候補先としては、①40ヘクタール以上の広い敷地、②良好な交通アクセス、③築地との商圈の継続性の要件から、5か所の候補地のうち豊洲地区が有力となった。なお、この背景には、臨海会計の破たんが懸念されるという事情もあった、という意見もあった。

石原元知事が上原東京ガス元社長と会い、これを受け、大矢元市場長から石原元知事に対して、築地と豊洲の比較対照表を用いた説明が行われ、石原元知事が豊洲地区への移転を決断し、推進していったのである。それを裏付けるように、平成22年の市場移転の最終判断について、石原元知事自身も「私が判断した」と証言している。

また、都から提出された記録には、石原元知事に対して豊洲新市場予定地の土壤汚染対策について、たびたび知事ブリーフィングで報告されていたことが示されている。

したがって、都の重要課題である豊洲市場移転問題について、最高責任者として交渉の状況や結果についての報告を受け、適時適切に判断を下すべき立場にあった、石原元知事の責任は重いものであると考える。

##### (2) 東京都と東京ガス等との土地売買交渉の内容

築地市場の移転先として選定された豊洲地区の土地売買を巡り、平成11年から、東京都と東京ガスとの間で交渉が行われた。

平成12年に、石原元知事の特命により、濱渦元副知事が交渉の責任者になると、それまで、土地の売却に消極的だった東京ガスは、一転して東京都に土地を売却することを決めた。この時の交渉は「水面下交渉」と呼ばれている。

「水面下」という言葉は、「多岐にわたる具体的な細部は、事務レベルで詰めていくという趣旨」との証言もあったが、実際には豊洲の土地取得を優先し、東京ガスに「損をさせない仕組みづくり」を、記録を残さない不透明な形で進

めていた交渉であったと言える。すなわち、東京ガスが都と土地取得の協議を行う上での条件は、都や東京ガスなどがこれまで進めていた「豊洲・晴海開発整備計画」<sup>1</sup>のうち、平成10年の豊洲地区開発整備に係る基本合意<sup>2</sup>時の開発利益と事業採算性を確保することであった。

具体的には、土地売買交渉について次の点が判明した。

#### ア 「覚書の確認」の存在

本委員会の調査により、平成13年2月28日付け「築地市場の豊洲移転に関する協議事項（確認）」という文書の存在が判明した。この文書は、文末に東京都の担当部長と東京ガスの活財推進室長の名前が記されており、同年同月21日に都と東京ガスとの間で締結された「覚書」の具体的な内容が記載されている。

防潮護岸等を含む開発者負担の見直しや、現行土壌処理計画・水準・方法等の合意をはじめ、協議を東京都と東京ガスで誠意を持って行うことや、協議が整った場合、双方の同意に基づき「確認書」を締結することが明記されている。

この「覚書の確認」において、土壌汚染対策は、それまで東京ガスが進めてきた「現処理計画」で行うとの方針が東京ガスから東京都に伝えられるなど、次に述べる「基本合意の確認書」の基礎となった。

なお、この文書は東京ガスから提出があったが、東京都からは提出がなかった。

#### イ 「基本合意の確認書」の存在

本委員会の調査により、平成13年7月18日付け「「築地市場の豊洲移転に関する東京都と東京ガスとの基本合意」にあたっての確認書」（二者間合意）という文書の存在が判明した。この文書は、東京都の担当部長と東京ガスの活財推進室長の自署があり、同年同月6日に都と東京ガスとの間で締結された「基本合意」の具体的な内容が記載されている。

土壌汚染対策については、「現処理計画」により進めていくことが確認されている。この「現処理計画」は、東京ガスが実施するもので、都の条例を先取りした汚染の拡散防止を目的とした内容であった。しかし、これを認めたことが、後に必要となった追加の土壌汚染対策に際して、都が多額の費用を負担せ

---

<sup>1</sup> 豊洲・晴海開発整備計画：豊洲・晴海地区の地域整備を進めるにあたって、平成2年6月に策定された計画。広域幹線道路等の整備促進のための開発者負担の導入を前提としている。

<sup>2</sup> 豊洲地区開発整備に係る基本合意：豊洲地区の開発を推進するため、土地区画整理事業等の推進、開発者負担に関する確認等について、平成10年1月に都と地権者で合意したものの。

ざるを得ない根拠の一つとなったと考えられる。

また、防潮護岸の整備については、従前の「豊洲・晴海開発整備計画」では、東京ガスに開発者負担を求めていたにもかかわらず、当該「確認書」によって東京ガスの負担が無くなっている。

この護岸対策工事費の負担変更は、開発計画の変更による結果であり、東京ガスに対して不正不当な利益が供与されていなかったことは、提出された資料から明らかに読み取れる事実である、という意見もあった。しかし、このような大幅な譲歩が公式の記録に残らない形で合意されていたということは、土地取得の交渉をまとめるために、不透明な形で東京ガスの利益確保を図ったと考えられる。

なお、この文書は、当初、東京ガスからのみ提出があり、再度の請求によって東京都から提出があった。

#### ウ 安全を軽視した交渉姿勢

この間の都と東京ガスとの交渉は、汚染があることを知りながらも土地の取得を第一に進められていた。さらに、都が政治的圧力とも取れる言動で売却を迫ったことが推察される文書が見ついている。この文書には、都側の交渉担当者から、「土地の価格が下がって困るだろう」、「知事の安全宣言で救済するから結論を出せ」、などの発言があった旨の記載があり、東京ガスが圧力と受け止めていたことが見て取れる。

こうした交渉姿勢は、土地の取得を最優先にするあまり、土壌汚染対策はどうするのかという点が抜け落ちており、安全を軽視したものであったと言える。

### (3) 豊洲市場用地における土壌汚染対策

平成14年に、市場の移転を見据えて豊洲地区開発整備について地権者（東京ガス等）と合意した。その確認書において、土壌汚染については、東京ガスが環境確保条例に基づき責任をもって調査し、汚染が判明した場合は必要な処理対策を実施することとされた。

さらに、平成17年の「豊洲地区用地の土壌処理に関する確認書」では、環境確保条例に上乗せする追加対策を行うことで東京ガスと合意し、平成19年に東京ガスは土地区画整理事業としての土壌汚染対策を完了した。

その後、平成20年に豊洲市場用地の土壌から環境基準の4万3千倍ものベンゼンが検出されたため、都における専門家会議<sup>3</sup>や技術会議<sup>4</sup>において対策

---

<sup>3</sup> 豊洲新市場予定地における土壌汚染対策等に関する専門家会議：市場が生鮮食料品を扱うことの重要性から、都民が安心できる市場とするため、土壌汚染対策等を検証するために平成19年5月に設置された。平成20年7月に報告書を公表。

が検討され、法令を上回る追加的な土壌汚染対策を実施することとし、都は費用の一部負担を東京ガスに申し入れた。

最終的には、平成23年3月に締結した土壌汚染対策の費用負担に関する協定書とその確認において、東京ガスが精算払いではなく予算上の確定払いで78億円を負担することが決まった。このことについては、石原元知事も報告を受けている。一方で、平成13年の基本合意の確認書によって汚染土壌が残る計画を都が認めたことや、追加対策の費用負担に関する交渉時の東京ガスの要望などを受けて、今後、東京ガスは土壌汚染に関する費用は負担しないこととされた。

この費用負担を巡っては、平成17年の「豊洲地区用地の土壌処理に関する確認書」には、「内容に疑義が生じた場合は、誠意を持って協議する。」との記載があり、東京ガスに追加対策の免責を約束したわけではない旨、当時の市場長である森澤元市場長は証言した。一方で、費用負担の協定書締結時の岡田元市場長からは、その後の協議では、「東京ガスが、東京ガスに対する追加負担がないことを明示しない限り協定書を結ぶことができないなどと述べたことから、主張を受け入れて最終合意を行った。」との証言があった。こうした経緯により、事実上の瑕疵担保の免責として、都が追加負担を求めることができなくなったものである。

なお、東京ガスの78億円の負担については、法的に責任はないものの企業の社会的な責任として追加で負担したものであり、法令基準を満たす土壌汚染対策と卸売市場用地という特別な条件を勘案した更なる対策の、それぞれについて、東京ガスと東京都の双方が了解の下で、取り決めがきちんと行われていた、という意見もあった。

#### (4) 都庁におけるガバナンス上の問題

上記(1)から(3)など、豊洲市場移転に関する様々な問題に共通しているのは、都庁におけるガバナンス上の問題である。

具体的には、次の三点である。

第一に、当時の都の執行部の無責任体質が明らかとなった。石原元知事は、自身が決定をした豊洲への移転を「既定路線」だったと主張するとともに、用地取得交渉を部下に一任したまま適切な指示や判断を行わなかった。また、瀧渦元副知事は、土壌汚染がある土地であるにもかかわらず、不透明な「水面下」

---

<sup>4</sup> 豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議：専門家会議の報告を踏まえ、都の土壌汚染対策計画をとりまとめるため平成20年8月に設置し、技術工法などの評価・検証を行った。平成21年2月及び平成22年8月に報告書を公表。平成26年11月に土壌汚染対策工事が全街区においてすべて完了したことを確認した。

での土地取得交渉に関わっていた。

第二に、不適切な公文書の作成・保存及び管理の実態が明らかとなった。「水面下交渉」の内容や経緯については、本委員会が調査を行うまで明らかにされてこなかった。特に、重要な合意内容が記載された上記（２）イの「基本合意の確認書」は、その存在自体が都庁内でも引き継がれず、共有もされていなかった。また、この文書は、情報公開を故意に避ける意図か、公印ではなく部長によるサインが記されていた。さらに、当該「確認書」に限らず、この時期の東京ガス等との交渉記録などの文書は、都にはほとんど残されておらず、東京ガスによる記録の提出により初めてその存在が明らかとなったものが多かった。

第三に、都庁の組織内部における縦の連絡や横の連携が不十分であったことが明らかとなった。豊洲市場の主な建物下に盛り土がされていなかった問題では、歴代市場長がいずれも、実際の設計が都民向けの説明と異なっていることを認識せず、ひいては、都民の代表である議会に対して事実と異なる説明を続けてきた。この問題では、中央卸売市場の幹部が市場長に報告せずに豊洲市場の建物下に盛り土を行わなかったことなどが、都庁による自己検証で示された。

#### （５）虚偽の陳述の認定及び告発の議決を求める決定

以下の２名の証人について、地方自治法第１００条第７項に規定する虚偽の陳述をしたものと認め、本会議において、同条第９項の規定による告発の議決を行うことを求めることを、５月３１日の委員会において、起立多数で可決した。（※詳細は、「参考資料」の§ 7を参照）

##### ア 証人：濱渦武生 元東京都副知事（尋問日：平成２９年３月１９日）

第一に、平成１３年７月１８日付け「「築地市場の豊洲移転に関する東京都と東京ガスとの基本合意」にあたっての確認書」（二者間合意）について、「全く知りません」等の証言をした。

しかし、以下の記録及び他の証人による証言から、当該証言は虚偽であると認められる。

- ①濱渦氏が交渉に関わっている平成１３年２月２８日の文書（東京ガス提出）の中で、土壌汚染対策などを盛り込む「確認書」の締結が確認されている。また、土壌汚染対策は「基本合意」ではなく、「基本合意の確認書」で取り交わされている。これらのことから、濱渦氏は基本合意の後に「確認書」を作成することを知っていたと認められる。
- ②平成１３年６月２８日の会談内容を記した文書（東京ガス提出）によると、土壌汚染対策などの合意事項について「７月末までに、確認文書の作成・



取り交し」と記載された文書（東京ガス提出）が提示され、赤星次長が「引き続き本件は担当するように（瀧渦氏から）言われている」と述べたと記載されている。このことから、瀧渦氏は「確認書」を作成することを知っていたと認められる。

- ③「基本合意」前に、東京ガスの「概略事業費の見直し」を「基本合意」本体から外すよう、都から提案されていたことを示す文書（東京ガス提出）がある。「基本合意」本体から削除した重要な合意内容は、当時の通例では、その細目である「基本合意の確認書」に記載されることから、瀧渦氏は確認書を作成することを知っていたと認められる。
- ④野村寛証人の「（確認書は）基本合意までの間に、各局が東京ガスの各担当と合意した中身を記載」「基本合意には基本項目、細目は確認書で結ぶということが、当時の都の通例のやり方」「上司に報告し、さらに上司（瀧渦氏）に上げるのが組織の当然のルール」との証言から、瀧渦氏は「確認書」の内容について報告を受けていたと認められる。
- ⑤野村寛証人の「（確認書の締結について）当時、都は通常、基本合意には基本的な事項、細目は確認書に載せていた。当然、基本合意を結んだら、付随した一体のものとして確認書をつくと理解していた」などの証言から、基本合意を結んだ場合、細目を記載する確認書を作成することは都の通常の手法として、瀧渦氏も把握していたと認められる。

第二に、平成13年7月6日の「築地市場の豊洲移転に関する東京都と東京ガスとの基本合意」以降は、「基本合意以降のことは私は存じ上げません」等の証言をした。

しかし、以下の記録及び他の証人による証言から、当該証言は虚偽であると認められる。

- ①平成15年5月22日の瀧渦副知事宛ての文書（東京都提出）に、「豊洲地区の土壌汚染対策は、本年3月に報告した際、「操業由来の汚染は東京ガスに処理させる」との指示を受けている」「今後、交渉の状況を改めてご報告し、必要なご指示を仰ぎたい」と書かれている。このことから、平成15年3月及び5月に瀧渦氏が土壌汚染対策について報告を受けており、平成13年7月6日の基本合意以降に関与していたと認められる。
- ②平成16年7月22日の都と東京ガスの打ち合わせを記録した文書（東京都提出）に、知事本局参事の発言として「土壌汚染の問題は、副知事には昨年5月以降一切上げていない。」と記載されている。このことから、平成15年5月に瀧渦氏が報告を受けており、平成13年7月6日の基本合意以降に関与していたと認められる。

- ③平成13年10月3日の文書（東京ガス提出）に、「H13, 8, 7 ○浜渦副知事 江東区（江東区長ほか）を訪問し、協力要請」と記載されており、平成13年7月6日の基本合意以降に濱渦氏が関与していたと認められる。
- ④平成13年12月26日に濱渦副知事宛てに中央卸売市場第7次整備計画の関連事項を報告した文書（東京都提出）がある。このことから、平成13年7月6日の基本合意以降に濱渦氏が関与していたと認められる。
- ⑤平成15年2月10日付けの「豊洲新市場関係浜渦副知事ブリーフィング状況」という文書（東京都提出）に、「副知事発言“わかりました。”とのこと。特に質疑なし。“跡地については、あわてないこと“などの副知事の発言があった」との記載がある。このことから、平成13年7月6日の基本合意以降に濱渦氏が関与していたと認められる。
- ⑥平成16年6月28日付けの文書（東京都提出）に、「V2レク」と書かれている（※V2は当時濱渦副知事）。このことから、平成13年7月6日の基本合意以降に濱渦氏が関与していたと認められる。
- ⑦平成16年7月8日付けの文書（東京都提出）に、「7/8 15:45～Gブリ（G、V2、SS…）」と書かれている（※V2は当時濱渦副知事）。このことから、平成13年7月6日の基本合意以降に濱渦氏が関与していたと認められる。
- ⑧前川耀男証人の「特に市場については、実態として直接、部課長も指揮をし、實際上、決定権、責任を負っていたと、そう申し上げて間違いない」との証言から、平成13年7月6日の基本合意以降に濱渦氏が関与していたと認められる。
- ⑨前川耀男証人の「17年確認のように重大な問題を濱渦さんに上げないのは、当時は大変なことだった。担当の部課長に確認し、手紙を出して、それで特段の指示はなかったと聞いたことを覚えております」との証言から、平成13年7月6日の基本合意以降に濱渦氏が関与していたと認められる。
- ⑩前川耀男証人の「濱渦さんの担当局には終始一貫、市場と知事本部が入っていた、豊洲問題についての、実態上の最高の決定権者は濱渦さんだった。責任をほかに預けたり任せることはあり得ないと私は考えている」との証言から、平成13年7月6日の基本合意以降に濱渦氏が関与していたと認められる。
- ⑪前川耀男証人の「濱渦さんは、在任中一貫して市場を所管していた。市場行政の実態として、庁内の最高決定権者だったことは紛れもないと思う。責任をずっと負っていた」との証言から、平成13年7月6日の基本合意

以降に濱渦氏が関与していたと認められる。

- ⑫前川耀男証人の「責任者としての地位あるいは権限をほかに渡すということは、あり得ないと思う。もしそれをやったら、組織は崩壊するから、終始一貫、濱渦さんが責任を持っていた」との証言から、平成13年7月6日の基本合意以降に濱渦氏が関与していたと認められる。
- ⑬前川耀男証人の「知事本局にとって、濱渦さんに上げているか、上げていないかということは、極めて重大なことだったため、確認していた。例えば、平成17年5月の確認は、ちゃんと上げたのかと。上げたと確か言っていたと記憶をしている」との証言から、平成13年7月6日の基本合意以降に濱渦氏が関与していたと認められる。
- ⑭前川耀男証人の「問題によっては、濱渦さんの了解を得なければ、後で大変なことになるから、それはとっていたのであろうと思う」との証言から、平成13年7月6日の基本合意以降に濱渦氏が関与していたと認められる。
- ⑮前川耀男証人の「平成17年確認について、当時の感覚としては濱渦さんに上げておくということは一番大事だった。そこでそれを上げたかどうかを確認して、上げたと聞いた」との証言から、平成13年7月6日の基本合意以降に濱渦氏が関与していたと認められる。
- ⑯前川耀男証人の「知事の指示であれ、ほかの形であれ、濱渦さんを市場担当から外すという意味決定は一切行われていないと思う」との証言から、平成13年7月6日の基本合意以降に濱渦氏が関与していたと認められる。
- ⑰赤星経昭証人の「(濱渦副知事の)所管(政策報道室、市場など)は、平成12年から変わっていないと思うので、その間何らかの報告は、当然受けていたと思う」との証言から、平成13年7月6日の基本合意以降に濱渦氏が関与していたと認められる。
- ⑱前川耀男証人の「石原さんがなかなか出勤をされていない中で、濱渦さんが石原さんの分身として権力を握っていたのは事実だと思う」との証言から、平成13年7月6日の基本合意以降に濱渦氏が関与していたと認められる。
- ⑲前川耀男証人の「知事がほとんど登庁しない中で、濱渦さんには権力が集中した。しかも、濱渦さんにはお手紙を出さなければ会えない状況だった。所管の部課長としては、自分の仕事をきちんとやるために、濱渦さんへお手紙を出して了承を求めると。紙に書かれた組織とは別に機能していたというのが現実」との証言から、平成13年7月6日の基本合意以降に濱渦氏が関与していたと認められる。

第三に、平成15年5月22日付け「豊洲地区土壌汚染対策について」という3名の担当部長の連名による濱渦氏宛の文書について、「そもそも担当部長が連名で来るなんてことはあり得ません」、「そういう問題については局長がお話に来る」等の証言をした。

しかし、以下の記録及び他の証人による証言から、当該証言は虚偽であると認められる。

- ①平成15年5月22日付けの本文書は、「築地市場の再整備及び豊洲移転にかかわる、石原知事（中略）および濱渦副知事にあがったすべての文書」として都が提出したものである。連絡先として、都の3名の部長の名前が記載されていることから、都の3名の部長が濱渦氏宛てに出した文書であり、濱渦氏が直接部長とやりとりをしていたと認められる。
- ②前川耀男証人の「本来なら、局長、部長、課長と行くべきことが、いきなり濱渦さんから部長とか課長に行っていたのが現実であったと記憶している」との証言から、濱渦氏が直接部長、課長とやりとりをしていたと認められる。
- ③前川耀男証人の「17年確認のような重大な問題を濱渦さんに上げないのは、当時は大変なことだった。担当の部課長に確認し、お手紙を出して、それで特段の指示はなかったと聞いたことを覚えている」との証言から、濱渦氏が直接部長、課長とやりとりをしていたと認められる。
- ④前川耀男証人の「濱渦さんは私の知る限り、自分の所管の局はもちろん、その局を越えて、ほかの局についても、直接、部課長を指揮していたのが実態であろうと思う」との証言から、濱渦氏が直接部長、課長とやりとりをしていたと認められる。

#### イ 証人：赤星経昭 元政策報道室理事（尋問日：平成29年4月4日）

第一に、平成13年7月18日付け「「築地市場の豊洲移転に関する東京都と東京ガスとの基本合意」にあたっての確認書」（二者間合意）について、「当然知りません」等の証言をした。

しかし、以下の記録及び他の証人による証言から、当該証言は虚偽であると認められる。

- ①赤星氏が交渉に関わっている平成13年2月28日の文書（東京ガス提出）の中で、土壌汚染対策などを盛り込む「確認書」の締結が確認されている。また、土壌汚染対策は「基本合意」ではなく、「基本合意の確認書」で取り交わされている。これらのことから、赤星氏は基本合意の後に「確認書」を作成するを知っていたと認められる。

- ②平成13年6月28日の会談内容を記した文書(東京ガス提出)によると、土壌汚染対策などの合意事項について「7月末までに、確認文書の作成・取り交し」と記載された文書が提示され、赤星次長が「引き続き本件は担当するように(瀧渦氏から)言われている」と述べたと記載されている。これは、7月1日付けで異動後も、引き続き担当するとの趣旨と考えられ、7月以降も「確認書」の作成に赤星氏関わっていたと認められる。
- ③野村寛証人の「(確認書は)基本合意までの間に、各局が東京ガスの各担当と合意した中身を記載」「基本合意には基本項目、細目は確認書で結ぶということが、当時の都の通例のやり方」との証言から、基本合意に至るまでに関わっていた赤星氏は、その基本合意の細目を記載した確認書についても、認識をしていたと認められる。
- ④野村寛証人の「(確認書の締結について)当時、都は通常、基本合意には基本的な事項、細目は確認書に載せていた。当然、基本合意を結んだら、付随した一体のものとして確認書をつくと理解していた」などの証言から、基本合意に至るまでに関わっていた赤星氏は、その基本合意と一体のものである確認書についても、認識をしていたと認められる。

第二に、平成13年2月28日付け「築地市場の豊洲移転に関する協議事項(確認)」「覚書の確認」について、「私は存じ上げませんでした」との証言をした。

しかし、以下の記録及び他の証人による証言から、当該証言は虚偽であると認められる。

- ①平成13年2月19日の交渉メモ(東京ガス提出)に、「覚書の中身がずれないように、又実務者協議の具体的項目として(「覚書の確認」が)必要であることは理解できる」と都側の答えが記載されており、このときの出席者として赤星氏の名前が記されている。このことから、「覚書」の中身を記載した「覚書の確認」を作成することを、赤星氏は承知していたと認められる。
- ②野村寛証人の「覚書の確認」について、「報告はですね、当然、上司にしたと思います」等の証言から、赤星氏は「覚書の確認」について野村氏から報告を受け、承知していたと認められる。
- ③野村寛証人の「覚書の確認」について、「報告をすれば赤星理事だったのではないかなとは思っている」との証言から、赤星氏は「覚書の確認」について野村氏から報告を受け、承知していたと認められる。
- ④野村寛証人の(「覚書の確認書」の当時の上司、東京ガスと交渉していた上司は誰かと問われて)「たしか赤星理事だったと思います」との証言か

ら、赤星氏は「覚書の確認」について野村氏から報告を受け、承知していたと認められる。

- ⑤野村寛証人の「あの時の都の通常のやり方は、基本合意には基本的な事項、細目は確認書に載せるというやり方をとっていたので、当然、基本合意を結んだら、付随して一体のものとして確認書をつくるという理解をしていた」との証言から、「覚書」についても基本合意と同様、その細目を確認としてまとめることについて、都の当時の通常のやり方として赤星氏は承知していたと認められる。

#### ウ 故意に虚偽の陳述を行ったと判断する理由

濱渦、赤星両証人は、本委員会における他の尋問に対して、当時の状況を詳細に、かつ、繰り返し証言していることから、築地市場の豊洲移転に関する都と東京ガスの交渉に深く関わり、かつ、現在もその記憶を有することは明らかである。それにもかかわらず、両証人が、上記のとおり、重要な事実について関与を否定し、または、知らない旨証言したことは、提出された記録から見ても、その記憶と異なることを認識した上でなされたとは判断することが合理的である。

また、両証人は、東京ガスと協議を行う際、市場用地としての土地取得を優先する余り、同社の開発負担を軽減し、汚染が残る土壌処理計画を認め、その交渉経緯と結果を隠蔽したこと等により、後に、都が多額の土壌汚染対策費用を負担する原因となったという不都合な事実を隠したかったとの動機も推認される。

これらのことから、自己の記憶に反する証言を故意に行ったものと認められる。

#### エ 虚偽の陳述の認定及び告発の議決を求める決定

これらの証言は、本委員会の調査の核心部分に関する内容であり、真相究明に重大な影響を与え、看過できるものではない。よって、両証人が、地方自治法第100条第7項に規定する虚偽の陳述をしたものと認め、本会議において、同条第9項の規定による告発の議決を行うことを求めることとした。

言うまでもなく、告発を求めることは本委員会の主目的ではない。しかし、本委員会の主目的である豊洲市場移転を巡る諸問題の真相解明が、虚偽の陳述により阻害され、ひいては都民の付託を受けた議会による調査権限の行使が侵害されたと認められたことから、委員会として、本会議における告発の議決を求めていくべきであると判断した。

なお、上記の認定及び決定について、次のような意見があった。

虚偽の陳述とは、「故意に嘘をつく」ことである。ある証言を「虚偽の陳述」として告発する為には、それが「客観的事実と相違する証言であった」というだけでは足りず、「証人が、故意に、記憶そして事実と反する発言をした」というところまで立証する責任がある。

両証人が、証人尋問において、自身の記憶とは敢えて異なる証言を意図的に行ったことを裏付ける証拠はない。証言や膨大な資料を精査しても、両証人が敢えて記憶と異なる証言をしなければならない理由は見出せない。豊洲への移転は両証人が決めたことではなく、土壌汚染対策やその費用負担も、不合理な形で決着しているものではない。つまり、両証人が敢えて虚偽の証言をしてまで、自らの責任回避を図らなければならない理由はなく、偽証の動機がない。

このように、本委員会に提出された資料をもって、両証人の証言を自分の記憶に反して虚偽の事実を証言したものと認定することは困難であり、ましてや告発をしたとしても、これをもって検察が起訴に持ち込むことは難しい。

そもそも、本委員会の目的は厳正な調査であり、偽証告発は、その厳正な調査を担保する手段に過ぎない。そして、偽証告発は、偽証罪による刑事処分を前提としており、都議会が都民を代表して告発する以上、十分な根拠と法的な裏付けが必要不可欠である。都民の代表者である都議会が告発することの重みを十分に認識し、確実な証拠に基づき、公平中立、かつ、慎重に判断すべきである。

## (6) 調査事項に関する改善意見

豊洲市場移転問題については、これまで述べたように、本委員会の調査によって多くの課題が浮き彫りとなった。仮に本委員会が設置されなかったとしたら、(2)で述べた「水面下交渉」に関する大量の交渉記録が作成されていたという事実は明らかになることはなく、また、当事者たちの交渉などに関する数々の証言を得ることもできなかったであろう。したがって、本委員会を設置した意義は極めて大きなものであった。

一方、本委員会では、時間的制約などにより、豊洲市場建設工事における契約に関する事項については、十分に調査を行うことはできなかった。都議会としても、当時、「水面下交渉」の経緯や盛り土の問題を見抜けなかった反省を踏まえ、行政の重要課題に対してチェックできる体制を構築していくことが必要である。特に、現状では議会の議決事項ではない公営企業に関わる契約締結等の事務について、例えば事前に議会に報告するルールをつくることなどが必要であると考えられる。

また、豊洲市場移転に関して生じた様々な問題は、(4)に記載したとおり、

当時の都の執行部の無責任体質、不適切な公文書の作成・保存及び管理の実態、都庁の組織内部における不十分な縦の連絡や横の連携といった、数々の都庁におけるガバナンス上の問題を浮かび上がらせた。なお、こうした問題等を踏まえて、平成29年第二回定例会では東京都公文書管理条例が提案されているところである。

今後の都政運営においては、都民の財産としての公文書の作成・保存及び管理の更なる適正化や情報公開の推進、組織内の連携の強化によりガバナンス上の問題を改善し、再発防止に最大限努めるよう、執行機関に対して求めるものである。





## 《 証人尋問 》

1	証人尋問の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	23
2	各証人による証言の概要	
	第5回委員会（平成29年3月11日）の概要・・・・・・・・	23
	第7回委員会（平成29年3月18日）の概要・・・・・・・・	31
	第8回委員会（平成29年3月19日）の概要・・・・・・・・	37
	第9回委員会（平成29年3月20日）の概要・・・・・・・・	40
	第10回委員会（平成29年4月4日）の概要・・・・・・・・	41

## 1 証人尋問の概要

本委員会では、付託事項調査のため、24人を証人として喚問し、5日間、計23時間にわたる尋問を行った。

## 2 各証人による証言の概要

(※以下には、要点をわかりやすくすることを目的として、趣旨を損なわない範囲で適宜発言内容を省略・補足・微修正の上記載していることから、速記録と完全に同一の内容ではない証言もある。)

### 第5回委員会〔平成29年3月11日（土）〕

#### (1) 午後1時

##### 証人

- ①福永 正通 元東京都副知事
- ②大矢 實 元中央卸売市場長

#### (2) 午後4時30分

##### 証人

- ①上原 英治 東京瓦斯株式会社 元取締役会長
- ②市野 紀生 東京瓦斯株式会社 元取締役会長
- ③岡本 毅 東京瓦斯株式会社 取締役会長
- ④広瀬 道明 東京瓦斯株式会社 代表取締役社長
- ⑤伊藤 春野 東京瓦斯株式会社 元代表取締役副社長
- ⑥志水 巨宜 東京瓦斯株式会社 元管財部開発グループマネージャー
- ⑦高木 照男 東京瓦斯株式会社 元管財部活財推進室長
- ⑧丸山 隆司 東京瓦斯株式会社 元大規模用地プロジェクト部長
- ⑨柴田 理 東京ガス豊洲開発株式会社 元取締役事業部長

#### (1) ①福永 元東京都副知事の証言

ア. 築地市場から豊洲市場への移転に関する経緯について

- ・前任の副知事から引き継ぎを受けたのは、築地の現在地再整備が大変難しいということから、新たな移転先を探す以前の段階の状況であった。
- ・私は（知事に対して）豊洲に決まったというような発言はしていないと思う。

イ. 東京ガスとの交渉について

- ・私が東京ガスと二度にわたって、ご挨拶も含めた交渉をした。先端部（豊洲地区の最も海側のエリア）を含めて譲っていただきたいということまでが、私と東京ガスとの接点であったので、その旨を瀧渦副知事に引き継いだ。
- ・私が交渉の二回目にお伺いしたときには、とにかく先端部をお譲りいただきたいということをお願いしただけであり、私はそのときにはそのような考え方（「水面下」「東京ガスに損をさせない仕組みづくり」）は持っていない。

ウ. 豊洲市場の土壌汚染対策について

- ・平成12年6月2日に東京ガスから文書でいろいろな質問をいただいた。その中に、土壌の問題がありますがご存じですかとあり、具体的に土壌の問題については、しっかりと土地をお譲りいただいた後、具体的な対応を図っていくとお答えしているので、具体的に土壌をどのような形にするかということについては、その時点では検討していなかった。
- ・やはり土壌問題というのは大きな問題であるということは、それは最初からわかっていたことであり、それは土地を譲渡いただけるという前提で、その前提が調った場合には、こちらとしてはきちっと対応しなければならないと考えている。

②大矢 元中央卸売市場長の証言

ア. 築地市場から豊洲市場への移転に関する経緯について

- ・私が平成11年6月に赴任した時点では、現在地再整備ということの方針で、基本的には決まっていた。
- ・市場移転整備の問題を重要課題として再整備推進協議会を開き、現在地再整備の五、六案を議論し、どれも出来ないということで、移転整備の方向で検討せざるを得ないと、だんだんなっていった。候補地は四、五カ所あったが、市場用地の可能性でつぶしていくと、晴海と豊洲と有明北地区くらいになり、これらをチェックしていき、汚染問題も封じ込められるという条件があり、残されたのは豊洲しかない。築地でやれないなら豊洲しかないと判断をした。
- ・部下が、ベンゼンが出るが大きな問題ではないと思いますよということで、思いますじゃだめだと、確証をつかんでこいという指示をし、専門家の話を聞いたところ、ベンゼンが出ても覆いかぶせるから大丈夫

ですという話だった。

- 平成11年11月ごろに、知事に豊洲しかないという話をして、豊洲かと、話をされた。問題は、東ガスが売ってくれるか、とにかく粘り強く説明をして、東ガスのご理解を得るしかないという話をされたように記憶している。というのは、東ガスが、東京都を入れた六者協議で、豊・晴計画（豊洲・晴海開発整備計画）という臨海計画で新しい豊洲島の再開発計画を確定している状況の中で、市場の移転問題が急に浮上したから、東ガスは非常に消極的というか、最初はもう門前払いに近い仕打ちを受けたように記憶している。
- 築地市場再整備推進協議会も移転の方向でこれから進もうということで意見集約をして、それで具体的に豊洲という意見が出て、業界も豊洲ということで意見が一致した。その時点で知事に執務報告として、私の方から上げた。築地と豊洲の比較対照表も持ってきて、縷々説明をして、最終的にはそれでいこうということで、東ガス交渉を積極的に展開した。
- 青島知事の時代に豊洲移転を決めた、既定路線であったというのは、違うと思う。

#### イ. 東京ガスとの交渉について

- 知事が上原社長に会ったということを知り、知事から直接電話を受けた。知事が上原社長に会う前に、私は知事レクで、豊洲が有力な候補地ですよという話はした。そのことを上原社長に知事が言ったら、社長は知らなかったようで、（知事から）すぐ東ガスの社長にお願いに行けという話があり、（福永）元副知事と一緒に（平成11年）11月11日に（東京ガスに）伺った。
- 水面下ということは、東京ガスの当時の役員から話が出たように記憶している。水面下というと何か密約のようにいわれるが、そうではないと思う。水面下というのは、具体的な話は部長級の交渉の中で進めようという話だと思う。
- 7月から4カ月くらいで、濱渦さんと私が、基本的に協力しましょうというまで何回も東ガスに行って、先端部しか市場用地として確保しても使えないという話を縷々した。私は政治的にという意味はよくわからないが、それを前提には置いていない。とにかく誠実に、真摯に交渉で相手を説得、納得いただくということに終始したと記憶している。

ウ. 豊洲市場の土壌汚染対策について

- ・汚染の問題というのは、その後で確認をしたり、出てくるが、まず売っていただくための交渉を成就するというに第一目標を設定した。

(2) ①上原 東京瓦斯株式会社 元取締役会長の証言

ア. 土壌汚染対策について

- ・実は、土壌汚染問題というのは、豊洲の問題以前から世の中で結構問題になってきたということで、私どもとすれば、社有地の汚染状況というのが、ガス工場があったところがたくさんあったから、そこは徹底的に自ら調査をして、それなりの手当てをするという方針を立てた。
- ・当然、地域開発上も汚染土壌の対策は必要だと思っていたが、市場となると一般の開発とはちょっと違う点があるのではないかというのが私どもの危惧であった。したがって、その後東京都には、実は土壌汚染がありますということを強調させていただいた。

イ. 東京都との交渉について

- ・私どもは、市場としてお譲りするのは、基本的には受けがたいが、どうしてもということならば、根元部（豊洲地区の内陸側のエリア）でどうでしょうかというようなことも折衝の中であったし、そういう文書を一度出させていただいている。
- ・石原さんに会ったこと自身、余り覚えていない。ただ、資料を見ると、これはあり得ることかもしれない。というのは、当時、築地市場の豊洲移転問題は、事務レベルで東京ガスの担当者が、東京都からいろんな話を受けていたようだが、正式に東京都からの要請は来ていなかった。したがって、本当のところ、知事なんか、どう考えているんだろうかなというようなことはあったかと思う。したがって、もし私が石原知事に会ったとすれば、むしろ東京ガス側から石原知事にどうなんだろうという問い合わせ、その会談があったのかもしれない。ただし、私自身、今、その場面も中身も思い出せないというのが正直なところ。

②市野 東京瓦斯株式会社 元取締役会長の証言

ア. 築地市場から豊洲市場への移転に関する経緯について

- ・関係者で豊洲をどんないいまちにするかという検討を進めてきて、方向が決まりかけたときに、この築地の移転問題が出てきた。

#### イ. 東京都との交渉について

- 水面下という言葉を使った記憶はないが、実務家が議論をして、まとまったものをそれぞれのつかさつかさで稟議をして決めていかないと前に進みませんねという趣旨のお話は、二回目の時にはした気がする。
- 我々も公益事業として都民の皆さんにエネルギーを供給している立場として、この強い要請には、基本的に協力せざるを得ない。工場であったこともみんな百も承知の話。ただ、どの程度汚染があるかというのは、そのときにはまだ細かいことは分かっていなかった。いずれにしても、その汚染も含めて、いろんな課題があるのでこれからいろんな形で詰めていこうという流れだったことは、ほぼ間違いないと思っている。
- 先端部じゃなきゃだめだと、こっちが言った話ではなくて、都の市場の方からそこにしてくれと。とにかく根元部ではだめだということは、都の方から強く要請された。
- 売却額が高いと思ったか、安かったと思ったかというのは、これはずっと後の話であるから、私のときにはまだ全体の価格を幾らにするという話以前の問題である。
- (東京都側が「土壌Xデー」という単語を用いたと思われる平成12年12月の折衝内容をまとめたメモや内容について、) 初めて見た。よくわからない。

### ③岡本 東京瓦斯株式会社 取締役会長の証言

#### ア. 土壌汚染対策について

- 平成14年7月の土壌汚染対策は、都の環境確保条例に基づきということになっている。平成17年5月に、東京都からの追加的な要請も取り入れて土地処理に関する確認書を結んだ。この確認書が我々のなすべき土壌処理対策の全てであるという認識のもと、102億円の費用を投じ、この工事を完了した。すなわち、これによって、東京ガスは環境確保条例上の手続を全て完了したという認識で、都もそれを認めている。
- 法的には全ての責任を果たしていることを都は認めてはいるが、なおかつその上で、新たに都の調査の結果見つかった汚染があるので、その処理に要する費用のいくらかを東京ガスも負担してほしいという強い要請があった。法的に受け入れる義務はないと考えていたが、市場という非常に公益性の高い施設であり、これを順調に進める必要があるという観点から、78億円という我々にとっては決して小さくない

負担を受け入れることとした。

- ・必ずしも瑕疵担保一般を免除しているという意味ではなく、土地、土壤汚染に関する今後の負担はないという意味での免除である。

イ. 東京都との交渉について

- ・平成13年の売買契約書締結時に社長であり、署名をする者として責任はもちろん持っていた。私が決裁するに当たって、あるいは取締役会に決裁を委ねるに当たって確認したことは、それまでの東京ガスグループと東京都との間の長いやりとりの中で、不適切なものがなかったかどうかということに、ある意味その一点に絞られる。

**④広瀬 東京瓦斯株式会社 代表取締役社長の証言**

ア. 提出した記録について

- ・虚偽はございません。
- ・都議会議長の方からご要請をいただいた後、各関係者を集めて、その趣旨を確認した上で、今回この百条委員会に必要な資料については全て提出するようにと、指示をした。
- ・資料については全てご要請のとおり出す。担当レベルで作った資料もある。

イ. 東京都との交渉について

- ・大変経営判断が難しかったのではないかと。ある程度の確証がないとなかなか次の段階には行けなかったのではないかと。最終的に東京都の判断が変わらないというか、ほぼそこで東京都としての判断が出たのではないかと、それがたまたま濱渦副知事（に交渉担当者が代わった時期）ということで、タイミング的にたまたまそういうことであつたと、現在の経営者としてのコメントである。

**⑤伊藤 東京瓦斯株式会社 元代表取締役副社長の証言**

ア. 土壤汚染対策について

- ・私が豊洲工場に勤務していたのは東京オリンピックの前後。そのときの豊洲工場は、最新鋭の最大の工場であった。原料の受け入れは埠頭で、船で持ってきて石炭ヤードに置く。（石炭の燃え殻の）コークスをコークスヤードに置く。危険物を扱っているということで、何重にも、漏れた場合に、壊れた場合には次で止まるというようなフェールセーフみたいなものがついていた。私個人としては、そこで汚染物が出る



というような感じは持っていなかった。

イ. 東京都との交渉について

- そのペーパー（平成13年2月の覚書）自体、見ていない。基本合意（平成13年7月）も、ペーパー自体見ていないが、それにかかわる案件が役員会にかかった。私は直接豊洲については担当していなかったが、役員会で説明がされ、そこで会社として了承されたので、相手が濱渦副知事なので代表取締役副社長である私の名前が出たということである。
- 豊洲を濱渦副知事と一緒に見に行ったということは全くない。お会いしたのは、濱渦副知事が見えた（平成12年）10月に一回だけ。

⑥志水 東京瓦斯株式会社 元管財部開発グループマネージャーの証言

ア. 東京都との交渉について

- 市場の話というのは非常に違和感があった。大矢市場長が来られる前に、私たちは港湾局の方と随分（調整を）やっていたが、大矢市場長が来た時には、非常に乱暴な印象を受けた。

⑦高木 東京瓦斯株式会社 元管財部活財推進室長の証言

ア. 土壌汚染対策について

- この段階（平成12年6月の福永副知事から東京ガスに文書回答をした時期）では、何とか豊洲に移転したいという時期であり、その汚染土壌の話については、土壌汚染対策法が施行されるとか都の条例ができるとかいうことで、東京ガスが準備を開始していたところであるので、汚染土壌についての検討状況は、市場の移転というところで大きな意味を持っていたわけではないと思う。

イ. 東京都との交渉について

- （平成13年7月18日付「基本合意に当たっての確認書」は、）基本合意といういわば本文が、二者間で合意という格好で交わされて、それをブレークダウンした詳細について記憶のあるうちに書き出して、確認書という格好でまとめた。一つのマイルストーンという格好でもって確認書を作ったということ。
- 防潮護岸については、大体30メートルから50メートル埋め立てて築造するというので、結果として護岸宅地ができる。それが地権者にメリットになるということで、全体の費用の、施設費の半分を公共負担、半分を開発者負担ということだった。ただ、そのスキームが法

的に疑義があり、豊洲移転の合意のころに、一つの決着をつけるということで公共負担という格好にして、その合意のところに入れたと思う。

- ・(防潮護岸工事の負担について) 新聞報道などで消えた330億円とかいうのは極めて事実と反する話であって、費用もなくなれば、そういう(東京ガスが得る)土地の部分もなくなるということ。
- ・(東京都側が平成12年12月の交渉の中で話したと思われる)「土壌Xデー」は全くわからない。

### ⑧丸山 東京瓦斯株式会社 元大規模用地プロジェクト部長の証言

#### ア. 土壌汚染対策について

- ・二者間合意(平成13年7月18日)で、市場の移転を当社として承諾する中で、土壌汚染の問題は非常に大きな課題だと認識していた。
- ・土壌処理の基本的な考え方については、(平成)13年7月の二者間の合意のときに、現計画でやりましょうということを経営と確認をさせていただいた。それが確認書の中の記載である。我々は、それでお認めいただいていたので、その対策をすれば十分というふうに理解はしていたが、東京都から条例の進めの中で、食の安全・安心という面で、さらにもう少し突っ込んだ対策ができないかという要請があり、既に工事にかかっていたので途中から後戻りをせずに、我々のできる範囲がどこまでか協議をした。(市場の)施設配置を考えて、範囲が縮小できないものかどのぐらいの深さまでやればいいのかを(都に)聞いて、我々が実際にやっている工事との関係や費用負担などをいろいろ考えながら、最終的に17年の確認書で取り交わした内容で合意をした。
- ・専門家会議、技術会議を経て東京都で整理された対策計画で見積もられた金額は約580億円かかるという話があって、我々がやるべきことはやったということだが、東京都からその580億円の一部について負担してもらえないかと協議の申し入れがあった。その580億円の中には、いわゆる土壌汚染の対策でない費用も含まれており、それ以外の約230億円をどういうふうにシェアするかという話で、おおむね60億とか80億とかそれぐらいの金額が算出された。いろいろ変遷があって、我々としても、一つ区切りをつけたいという思いがあったので、その78億円というのを、一応解決金みたいな位置づけでお支払いしますということで、その協定書の中に記載をしている。
- ・(東京都側が「土壌Xデー」という単語を用いたと思われる平成12年

12月の交渉の内容はよくわからない。ただ、赤星理事が折衝にいられたのは記憶している。

イ. 東京都との交渉について

- ・平成23年に土地の売却をしているが、その売買契約の条文をどうするかということで、瑕疵担保の話についても協議の中で議論をした。土壤汚染については、もう既に専門家会議でも十分調査がされて、詳細に状況が分かっている、その対応はお互いに協議をして合意しているので、改めて土壤汚染を瑕疵担保という形で書かなくてもいいだろうというようなことで、条文の中から抜けたと理解している。
- ・(防潮護岸工事の負担について) 半分の負担と宅地の価値評価を比較衡量して、協力してもいいと了解し、合意をしている。具体的に東京都は、その埋め立ての免許申請を実際に進めていたようだが、法的に、地方財政法とっていたか、公共事業で造成された土地を無償で地権者に譲渡するというスキームは取り得ないという説明があった。

第7回委員会〔平成29年3月18日(土)〕

(1) 午後1時

証人

- ①森澤 正範 元中央卸売市場長
- ②比留間英人 元中央卸売市場長
- ③岡田 至 元中央卸売市場長
- ④中西 充 元中央卸売市場長

(2) 午後6時

証人

- ①新藤 延昭 東京都財産価格審議会元会長
- ②松浦 隆康 東京都財産価格審議会会長
- ③川藤 等 株式会社谷澤総合鑑定所不動産鑑定士
- ④近藤 克哉 株式会社谷澤総合鑑定所不動産鑑定士

(1) ①森澤 元中央卸売市場長の証言

ア. 東京ガスとの交渉について

- ・土壤汚染対策は、区画整理事業だとか、あるいは環境確保条例の手続など、複数の局に関連するので、知事本局が窓口で具体的な交渉に当たって、私は直接交渉に携わっていない。

- ・知事本局が全てそれ（土壌汚染に関する交渉）を中心で取りまとめているので、我々も各局、知事本局からの指示で内部決裁をとって、判子をついたものをお返すするという形なので、市場当局では上の方には、知事には上げていない。
- ・私の市場長在任中のある期間は、濱渦副知事が所管の副知事であり、当然いろいろな報告をしている。この問題（豊洲市場の移転問題）については、市場当局が上に説明する話ではないので、やっていない。
- ・土壌汚染は、どこまでやれば完璧かというのは分からないので、たしか合意、確認書の中にも将来何か疑義がある場合は改めて協議するという文章を入れて担保していたつもり。いずれにしろ、当時、将来の費用負担の話は一切なかったと思っている
- ・平成13年の確認書というのは全く存じていない。
- ・その二者間合意（平成13年の確認書）の文書を知っている知らないというのは、（仕事を進める上で）影響なかった。

#### イ. 豊洲市場の土壌汚染対策について

- ・平成17年の確認書に至るまで約二年間あるが、その間、土壌汚染というのは常に市場の重要課題であった。
- ・土壌汚染対策については、環境局が条例の手続で内容を確認してやっている所以詳細については分からないが、当初は全体をやるのではなく、残るという話も聞いていたし、土壌汚染について環境局が確認したところ、残るところが出るという話もしていたので、ある程度残る場所が出てくるというのは当然承知していた。

### ②比留間 元中央卸売市場長の証言

#### ア. 豊洲市場の土壌汚染対策について

- ・東京ガスの対策は、東京都の合意の上で、法的責任をきちんと果たしている、環境確保条例にのっとりた対策を行っていると認識している。
- ・4万3千倍という濃度の汚染が発見された後に、本当にほかに適地がないのかとか、築地の再整備は本当にできないのかという議論を内部でしたことはある。結論として、適地はほかにないと、築地の再整備は不可能であるというのが当時の結論であった。

### ③岡田 元中央卸売市場長の証言

#### ア. 築地市場から豊洲市場への移転に関する経緯について

- ・（平成22年10月に）業界から早く豊洲への決断を決めていただきました

いと要請があった中で、知事が、議会で決めることができないなら行政がその歯車を動かすというようなご発言が、あの（平成29年3月2日の石原元知事による）記者会見だろう。そのときに知事がおっしゃった中で私が一番印象に残っているのは、たしか、十何年もかかるような築地の案というのは案として成り立たない、だから決断したんだというようなことをおっしゃったと覚えている。

- ・佐藤副知事だけではなく、村山副知事やほかの例えば知事本の局長とかを含めて、知事の決断ということだけではなくて、豊洲移転という全般的なことについてどうしていくのか、綿密に議論をした記憶がある。

#### イ. 東京ガスとの交渉について

- ・（土壌汚染対策に関する東京ガスの法的責任について）法律の専門家にも相談をした。最大の理由としては、平成14年、17年の合意に基づいて、両者の間で、東京ガスが土壌汚染対策としてやる範囲とかその対策を決めて、それについては東京ガスはきちっと履行しているということであり、瑕疵担保責任という言葉を使えば、瑕疵担保責任については、既に履行済みであると考えた。
- ・東京ガスは、新たな負担を出す限りは、ここで区切りをつける、あるいは精算払いはあり得ないというようなことを非常に強く主張していることがあり、我々としては合意をする、そして80億円の負担ということを経済的に了解してもらうために、東京ガス側の考え方を採用せざるを得ない、採用して合意を目指すべきだろうという判断だった。
- ・東京ガス側が平成13年のことを持ち出して（意見を）言っていたという報告を受けた記憶はない。
- ・私が着任した平成21年7月から早い段階で、知事に東京ガスの一部負担を求めるときの考え方、その場合の負担額は80億円ということを経済的に説明した記憶がある。東京ガスと78億円で合意したときも、平成23年3月22日付の知事に説明したと思われる資料があるから、説明したのかなというぐらいの記憶。

#### ウ. 豊洲市場の主な建物下に盛り土が行われなかった経緯について

- ・盛り土については、専門家会議あるいは技術会議で提言に基づいて、いわゆる敷地全部において盛り土するという方針になっていて、それが実は違っていたということは、昨年（平成28年）9月に知事がご

発言をなさって初めて知って、えっと思ったぐらいで、私自身は盛り土が全面的になされているものと思っていた。

- 基本設計は、私が在任中の最後の方に説明を受けて、図面も見たような記憶はあるが、その中でも、建物下が大きく掘り込んであったという記憶はない。組織内部できちっと議論できるような体制になっていなかったということについては、非常に私の責任というものを感じている。
- 盛り土の起工が上がってきて、その決裁をしたのは私である。ただ、決裁が上がってきたときに、一部建物下について盛り土しませんということについての説明は受けた記憶はない。

エ. 豊洲市場建設工事における契約事務について

- P F I（民間の資金、ノウハウ等の活用により、公共施設等の整備等にかかるコストを縮減する手法）による豊洲市場の整備方針から都の直接施工に変えたのは私のとき。私が覚えている限りでは、コスト面よりも、全体的なスケジュールを管理するという観点が大きかったのではなかったかということと、それほどのP F Iのメリットは出てこないという内部での検討結果があったように考えている。私自身びっくりしたのは、P F Iのときそれまでの建物経費が約一千億円であったが、基本設計を上げたときに、業界の方々のいろいろな要望も入れたということもあるだろうが、1.5倍くらいに上がってきた。
- (入札監視委員会が)何を(監視)対象にするかということについては、事務的に個々にいろいろと詰めてやってくるわけなので、それ(豊洲の施設建設工事の入札)を意図的に(監視対象から)外したというような形で報道されているが、そういうことは無かった。

④中西 元中央卸売市場長の証言

ア. 豊洲市場の主な建物下に盛り土が行われなかった経緯について

- 昨年9月に、主要な建物下に盛り土がないという話をお聞きして、非常に驚いたというのが正直なところ。地下水のモニタリングを行う必要があるので、建物の下にモニタリング空間を設けることになっているというような説明を受けたことは事実だと思う。ただ、それと並行して、全く同じ新市場整備部からは、敷地全面に盛り土を行うというレクを受けていた。これについては、議会の先生方にも説明したことだし、引き続き何度もそういうご説明をしているので、私とすれば、敷地全面に盛り土を行った上で、そのモニタリング空間と称する存在

についても、盛り土の上に存在するものと、非常に単純に受け取っていたということである。

- ・当時、中央卸売市場の業務は私が全部統括していたので、私が責任を持って、その点についての矛盾を解明して、議会の皆様、それから都民の皆様に説明する責任があったと強く思っており、責任を重く自覚しているところ。

#### イ. 豊洲市場建設工事における契約事務について

- ・建物は990（億円）という数字をもとに知事にご決断されているわけだから、私としてもこの金額が大幅にはね上がるということではとても都民の理解が得られないだろうと考えて、とにかくこの経費については可能な限り抑えてほしいということを職員にはいつも申し上げていた。ただ、一方で、豊洲新市場の整備については、都議会の方でも特別委員会を作ってさまざまな議論が行われていた。その間、豊洲に市場を作るが、どういう施設でどういう市場を作るのかという議論が、業界とは十分に行われていなかったという面もあったかと思う。平成22年10月に知事が決断されて、じゃあ急いでやろうということになったが、やはり業界の皆様はそれぞれお立場もあり、それぞれ築地の中で行われている仕事の内容によって要求されることもさまざまである。私どもとしては、それを一つ一つ丁寧に聞いていくという責任もあるし、可能な限りそれを施設計画に実現させていくという責任があることも事実である。

### (2) ①新藤 東京都財産価格審議会<sup>1</sup>元会長の証言

#### ア. 豊洲新市場の土地購入に伴う財産価格の審議について

- ・土壤汚染の浄化費用については考慮外という評価条件が背景にあった。これは提案する部局が設定した条件と認識している。
- ・（土壤汚染について考慮外とした条件設定について）とりたてて特別なご質問があったという記憶はない。
- ・評価方法が二つあるということについては記憶している。規模が大きい土地とか特殊な土地等は、その標準地を比準する方法が一番適切ではないかという理解をしていた
- ・当時、審議を尽くしたと理解している。

---

<sup>1</sup> 東京都財産価格審議会 公有財産の管理及び処分並びに財産の取得及び借入れに関し、適正な価格及び料金を評定する東京都知事の付属機関。

## ②松浦 東京都財産価格審議会会長の証言

ア. 豊洲新市場の土地購入に伴う財産価格の審議について

- ・平成23年3月、ちょうど土壤汚染がクローズアップしていたときに、その議案が財産価格審議会にかかった。土壤汚染に関しては、現在、東京都と東京ガスの間で協議中なので、考慮外にしてくださいという趣旨の評価条件がついていた。土壤汚染対策について、どちらがどれだけ負担するかなどを協議している最中であり、その額もまだ確定していないこともあり、土壤汚染のことは考慮せず、その土地そのものの市場価格を評価し、その鑑定評価額をもって当該土地の買取価格とするという内容になっていた。
- ・重要議案と認識し、審議会の当日には審議会として豊洲の現地調査を行い、その上で審議を行った。当日の審議案件については、他の議案を入れず、この一件に集中して審議した。審議会の委員は専門家によって構成されており、それぞれの専門の立場から意見や質問を出してもらい、議を尽くしていただいた。評価条件にある土壤汚染を考慮外にするということに関しては、確認的な質問すらなかったと記憶している。
- ・価格は妥当であるということで、全会一致で判断したということなので、その手法も含めて皆さんが了解されたと思っている。

## ③川藤 株式会社谷澤総合鑑定所不動産鑑定士の証言

ア. 豊洲新市場の土地購入に伴う不動産鑑定について

- ・不動産鑑定評価基準では、原則としては汚染の分布状況とか、汚染の除去等の処置に関する費用等を他の専門家が行った結果等を活用して、これを鑑定評価しなさいとなっているが、一方で、いろんな社会的需要があるので、一定の条件を付すことも鑑定評価基準上は必要だということで、個別的要因の想定条件を付すことができるとなっている。
- ・今回、豊洲用地の評価をさせていただいているが、入札で契約のときに、仕様書とその付記の留意点ということで、土壤汚染考慮外という条件が付されていた。
- ・(東京ガスから土地の評価に関して問い合わせは) なかった。東京都のご担当の方から、概算でいいから、都に数字が欲しいという話はあったが、まだ確定的ではなく若干の修正はあるかもしれないと言いつつ、お渡しした。ただ、それがどこにいつているかというのは承知していない。



#### ④近藤 株式会社谷澤総合鑑定所不動産鑑定士の証言

ア. 豊洲新市場の土地購入に伴う不動産鑑定について

- ・入札のときの書類で、土壌汚染が（不動産鑑定評価算定の）考慮外であるということを確認した。落札した後のその契約の段階でも、同様の条件が付されているというのを確認して、依頼者から同じように土壌汚染考慮外という条件を付してやってくれと言われたときに、はいそうですかということそのまま鑑定士としては受け入れるのではなく、鑑定士としても、その条件が妥当なものであるかどうかということを確認した。それは、不動産鑑定評価基準に則ったやり方である。結論としては、この土壌汚染除外という鑑定評価上の条件設定も、我々としては問題なしと判断した。
- ・（東京ガスから土地の評価に関して問い合わせは）なかった。数字を東京都の担当の方にお出ししたということは覚えているが、そこからどこに数字がいったのかということまでは承知していない。

第8回委員会〔平成29年3月19日（日）〕

証人

濱渦 武生 元東京都副知事

#### 濱渦 元東京都副知事の証言

ア. 築地市場から豊洲市場への移転に関する経緯について

- ・市場を豊洲に移すから豊洲の用地の交渉をしろというのが私の担当であり、どこがいいとか悪いとかの判断は私にはなかった。
- ・石原知事が築地を視察したとき、特別秘書として同席。本当に汚いし、危ないし、地震とかが来たら大変だねと。ほっといたのかと聞いたら何十年も前からのテーマだと。築地では難しいと、ほかがないかと。豊洲しかないという話だった。

イ. 東京ガスとの用地取得交渉について

- ・二回目に東京ガスにご挨拶に行った後、すぐに豊洲開発（株式会社）を訪問した。社長さんは江口さん。そのときは表敬の訪問をした。日を改めて、担当職員を連れて現場を視察した。そこでいろんな議論のスタートになった。

○水面下交渉について

- ・水面下という言葉は東京ガスから提案があった。随分前から豊洲、晴

海の整備開発で進んでいた話であり、東京都が突然市場をつくるから協力しろではうまくいかない。会社（東京ガス）としては、個別に折衝を改めてやらせていただきたい、水面下でやらせてくれという趣旨。交渉は先方のご意向を忖度しないとうまくいかない。私は、水面下、結構ですと申し上げた。

- 水面下という言葉は悪い言葉だと思っていない。この事業を推進した単語だと思っている。
- 水面下という単語を誤解してはいけない。これは丁寧に個別的に交渉するということ。交渉は全部オープンになったらうまくいくような話ではない。しかるに、それぞれの部局交渉、実務担当者も交流しないといけない。そういうことを重ねて、丁寧にやらないといけないと思っている。

#### ○市場に関する責任及び権限について

- 私の担当は用地の取得という基本合意（平成13年7月6日に締結した「築地市場と豊洲移転に関する東京都と東京ガスとの基本合意」）までであり、そこから先は一切触っていない。その後は知事本に全部預けた。
- 基本合意の以降、私は存じ上げない。基本合意の以降は私の手を離れている。知事からの指示もこの件はそこで終わり。
- 基本合意をして、その後のことは、土壌汚染に限らずその他のことも、豊洲開発に関しては、一切私は相談にもあずかっていない。
- （石原知事に対し）時間を取って報告していないが、覚書が締結される、基本合意が間もなくできるという話はした。
- 市場と東京ガスとの間では人間関係が破綻していたので、知事本局にかわっていただき、赤星理事を担当として、交渉は赤星理事を中心にして進めていった。
- 私には都政に携わるなというのが参与になったときの知事の指示だった。

#### ○平成13年基本合意及び基本合意の確認書（いわゆる二者間合意）について

- 基本合意は、まず、過去に東京都が東京ガスと約束していたことをもう一回ご破算にして、いいまちをつくりましょうというのはそのままにしながら、しかし、新市場として市場が行けば、もともとの計画が違うわけだから、そこを議論しましょうというもの。土壌汚染は東京ガスがやるという前提だから、まだ書き込む必要もない、その以前の話。

- ・二者間合意とか全く知らないし、よく勝手なことをしてくれたと思う。私はその手前まで。
- ・(基本合意の確認書は)全く知らない。不届きな話だ。東京都が隠していたというのは不愉快だ。私に教えるべきだと思う。

○平成15年の部長三名の連名の文書について

- ・(平成15年の交渉経過について)東京都のひどい話だが、報告、受けていない。
- ・(文書を受け取った記憶は)ない。そもそも担当部長が連名で来るなんてことはあり得ない。局長ならばあるかもしれない。(証言の席上で、尋問する委員から当該文書が示されたのを見た後、)都はたくさんの文書をつくるだろうが、私の手元でそういうのは記憶にない。そういう問題については局長が話に来るし、ペーパーも局長経由で来ると思う。

○平成17年の土壌処理に関する確認書について

- ・残念ながら、私への報告は一切なかった。こういう書類があったというのも最近知ったこと。

○防潮護岸工事の費用負担変更について

- ・防潮護岸工事は、東京ガスにお金を求めると権利が発生し、東京ガス専用の栈橋をつくるといっても拒めない。長期的にみてそれは認められない。また、港湾事業として国の支援をいただかなければならないから、護岸は私(東京都)がやると。

ウ. 豊洲市場の土壌汚染対策について

- ・どの程度かわからないが汚染はあるだろうと。市場長に尋ねると、それより先に用地取得の話だ、汚染は技術的には解消できるだろうとのことだった。
- ・土壌汚染があるというのは承知していた。きれいにする能力があるのは、あちこちにそのような場所がある東京ガスだと。きれいにするのは東京ガスの責任だとは申し上げた。埋設物とか土壌汚染とは整理をしないと土地は買えません、もししないならば、その部分の工事費を差っ引きますよと、Eさん(東京ガス豊洲開発株式会社元社長 江口氏)には申し上げた。
- ・東京都が土地を購入するときには財産価格審議会があり、埋設物や土壌汚染等は整理しないと土地は買えない。しないなら、その工事費は差っ引くとEさん(東京ガス豊洲開発株式会社元社長 江口氏)に申しあげた。
- ・私が担当している当時は、土壌汚染は承知していたが、どこにどうい

うものがあるかはまだ決まっていなかった。まず東京ガスに調査していただきたい、そして汚いものがあればきれいにしてくれ、でないと東京都は買えない。財産価格審議会も通らないから、よく心得てやってくれという話はした。東京ガスが、それは一生懸命やる、これから調査するとのことだった。

- ・（環境局に対して指示を出したことは）ない。東京ガスが土地をきれいにしたことの確認をする、その時点で環境局が入るので、私の時点では入っていなかった。
- ・土壌をきれいにするのは東京ガスの当然の責任であると考えていた。私の段階では価格も何も決まっていなかった。その前提なので、（基本合意にも）書き込む必要はない。

#### 第9回委員会〔平成29年3月20日（月）〕

証人

石原慎太郎 元東京都知事

#### 石原 元東京都知事の証言

ア．築地市場から豊洲市場への移転に関する経緯について

- ・青島知事からの引き継ぎ事項の文書に、豊洲地域に市場を移転するという文言があり、引き継いだ事項の懸案の中の一つだった。
- ・（豊洲への移転は）当時ピラミッドの頂点にいた私が全体の総意として決裁した。その責任は認める。
- ・多摩あるいは内地のどこかに市場をつくったらどうかと提案したが、一笑に付された。
- ・築地市場は、非常に市場として不適格。働いている人たちにとって、とても危険な職場だと認識。都民が食べる生鮮食料品を扱うに最も不適当な施設だと思う。

イ．東京ガスとの用地取得交渉について

- ・非常に辣腕だった濱渦に、膠着している豊洲の購入問題を東京ガスと交渉するよう全権委任して、交渉にあたらせた。
- ・（濱渦副知事から、東京ガスとの交渉内容について）彼に一任したことから、報告を一々詳細に受けていない。
- ・向こうは売りたいくない、こちらはどうしても買いたいという条件の中での交渉だから、私は、担当者に一任する以外なかったし、詳細のこ

とについて記憶はない。

- ・東京ガスの上原元社長と面会したことも、いろいろな人といろいろな機会  
で会って、いろいろな話をしたので、詳細には覚えていない。
- ・(土地売買契約について) 報告を受けたか覚えていない。事は全てその  
担当者に一任していた。

ウ. 豊洲市場の土壌汚染対策について

- ・(土壌汚染対策の費用負担等について) 報告、聞いていない。
- ・瑕疵(担保)責任の留保について初めて知ったのは昨年。担当から、(東  
京ガスに追加負担を求めないという) 報告を受けた記憶はない。
- ・今の技術をもって土壌の安全対策ができることを確認した上で、裁可  
した。私の責任であり、当然、行政の手続として行われるべき最終点  
だった。
- ・地下水について非常に厳しい基準を設置したことは間違いない。しか  
しハードルが高すぎたかもしれない。
- ・(土壌汚染については、何とかしなければという強い思いがあったか)  
そのとおり。

エ. 盛り土が行われなかった経緯について

- ・盛り土するよりも地下に三階建てくらいの施設をつくった方がいいん  
じゃないかと案を出したが、一笑に付された。
- ・小池知事が調査し、関係者の数人が無断で盛り土をしていなかった(こ  
とが判明した)。これが事実なのではないか。

#### 第10回委員会〔平成29年4月4日(火)〕

(1) 午後1時

証人

前川 燿男 元知事本局長

(2) 午後4時30分

証人

①赤星 経昭 元政策報道室理事

②野村 寛 元知事本部首都調査担当部長

(1) 前川 元知事本局長の証言

ア. 築地市場から豊洲市場への移転に関する経緯について

- ・石原知事が豊洲への移転もお決めになったと記憶している。平成23年の東京ガスとの協定を結ばれたのも石原知事ご本人であり、豊洲の整備について推進してこられた。

#### イ. 東京ガスとの用地取得交渉について

##### ○市場に関する責任及び権限について

- ・瀧渦さんの担当局には終始一貫、市場と知事本部が入っていた。豊洲問題の実際の、実態上の決定権者は瀧渦さんだった。
- ・瀧渦さんは在任中一貫して市場を所管していた。市場行政の実態として、庁内の最高決定権者であったことは紛れもない。そういう責任をずっと負っておられた。
- ・責任者としての地位あるいは権限をほかに移すということはありません。終始一貫、瀧渦さんが責任を持っていた。
- ・知事の指示であれ、ほかの形であれ、瀧渦さんを市場担当から外すという意思決定は一切行われていない。
- ・豊洲について権限を持っていたのは、権限四局である。土壌汚染については市場、環境局、都市整備局、港湾局。実態として、実質的な権限を、持っていたのは、実は瀧渦さんである。
- ・瀧渦さんは、自分の所管局はもちろんほかの局についても、実態として直接部課長も指揮し、特に市場については實際上、決定権、責任を負っていた。
- ・重大な問題を瀧渦さんに上げないのは、当時は大変なことだった。担当の部課長に確認し、お手紙を出して、特段の指示はなかったと聞いたことを覚えている。
- ・本来は局長を通して部長、課長と行くべきところ、いきなり瀧渦さんから部長、課長に行っていた。

#### ウ. 豊洲市場の土壌汚染対策について

##### ○土壌汚染対策の処理範囲や分担について

- ・平成13年の基本合意が全ての出発。平成14年の合意で条例どおりやることを明記。平成17年に条例を超えた対応を決めたと承知している。

##### ○平成17年の土壌処理に関する確認書について

- ・これは（瀧渦副知事に）ちゃんと上げたのか。上げたと確か言っていた。
- ・瀧渦さんに上げておくことは当時の感覚としては一番大事だった。上

げたかどうかを確認して、上げたと聞いている。

## (2) ①赤星 元政策報道室理事の証言

ア. 東京ガスとの用地取得交渉について

○水面下交渉について

- ・双方が合意に至るまでは個別具体的に話を詰めていこうと。外にオープンにした形ではやらないという趣旨にとらえた。具体的に水面下という言葉を使ったかどうかは覚えていない。

○用地取得交渉における自身の役割について

- ・私の役割は、各局の調整事項の窓口と、東京ガスからの要望、各局の調整した案件を伝えるという、東京都としての窓口の役割。
- ・覚書の内容について、各局が折衝しないとできない問題。私の方から各局は接触するなど言った覚えはない。

○市場に関する責任及び権限について

- ・濱渦副知事の所管が政策報道室、市場というのは平成12年から変わっていないので、その間何らかの局報告なり何なり、何らかの報告は当然受けていたと思う。

○平成13年覚書及び覚書の確認について

- ・覚書に書いてある内容については私どもが直接かかわったので覚えている。
- ・覚書の確認について、私は存じ上げなかった。

○平成13年基本合意及び基本合意の確認書について

- ・基本合意が合意されたのは7月6日で、私は決裁に入っていない。7月1日から環境局に移っている。
- ・基本合意の確認書というのは、次のポストに移っているので当然知らない。
- ・自分の後任は三宅氏。

○防潮護岸工事の費用負担変更について

- ・基本合意をまとめるに当たっては、護岸の問題が大きな問題となっていた。
- ・開発者利益がなくなるなら開発者負担もなくなると東京ガスが主張。濱渦副知事にご判断いただき、開発者負担をなくして一般護岸に変えるという話になったのだろう。
- ・豊晴計画（「豊洲・晴海開発整備計画」）は都と東京ガスだけではなかったので、東京ガスに特別の配慮はできようがない。

イ．豊洲市場の土壌汚染対策について

○平成13年1月15日の東京ガスの発表（豊洲汚染土壌とその対策）について

- ・当時の国の指針や環境確保条例の理念を先取りして自主的にやると。当時としては先進的なことを処理するという話だった。
- ・土壌汚染について、濱渦副知事と相談したことはなかった。
- ・土壌汚染対策について自主的な対策方法、調査、掘削除去、運搬、掘削した汚染土は汚染の程度により選別して処理し、処理施設等に運搬処理と書いてあり、これを曲げてさらに緩めることは考えられない。

②野村 元知事本部首都調査担当部長の証言

ア．東京ガスとの用地取得交渉について

○水面下交渉について

- ・水面下という言葉も記憶していない。

○平成13年覚書及び覚書の確認について

- ・覚書の確認は覚えている。東京都と東京ガスが築地の豊洲移転に基本的に了承したので、今後協議する中身を書いたような記憶がある。
- ・（覚書の確認について）報告は当然上司にしたと思う。そのときの上司は赤星理事だったと思う。

○平成13年基本合意及び基本合意の確認書について

- ・都の通常のやり方で、基本合意には基本的な事項、細目については確認書に載せるやり方を取っていた。基本合意と一体のものとして確認書をつくるという理解をしていた。
- ・確認書は私個人がやったのではなく、基本合意に至るまでの間に東京ガスと所管局がそれぞれ交渉し、合意をした中身を集約したもの。都全体としての責任で作ったと理解している。
- ・基本合意の確認書も上司に報告したと思う。組織としては当然上司に報告し、さらに上司に上げるのは当然のルールだった。
- ・東京ガスと東京都と二部作成したと思う。その後、知事本部で当然保管していると思う。知事本部を出るときに書類を一切引き継いだ。

○防潮護岸工事の費用負担変更について

- ・防潮護岸は港湾局が所管していた。

イ．豊洲市場の土壌汚染対策について

○基本合意に記載された「現処理計画」について

- ・現処理計画の中身については、正確には覚えていない。



- ・所管局は覚えていないが、現処理計画の中身は、今後決まる環境条例とほぼ同じものと説明を受けた記憶がある。

## 《 参考資料 》

§ 1	豊洲市場移転問題に関する調査特別委員会設置要綱	47
§ 2	委員名簿	48
§ 3	記録の提出状況一覧表	51
§ 4	築地市場から豊洲市場への移転等に関する経緯について	64
§ 5	豊洲市場用地の取得に係る合意文書等について (第2回委員会(平成29年3月1日)資料2)	68
§ 6	各会派による意見開陳全文 (第13回委員会(平成29年5月24日))	106
§ 7	虚偽の陳述をしたものと認め、本会議において告発の議決を 求める動議(第14回委員会(平成29年5月31日))	130
§ 8	地方自治法関連条文	142

## § 1 豊洲市場移転問題に関する調査特別委員会設置要綱

### 1 名称

豊洲市場移転問題に関する調査特別委員会とする。

### 2 委員会の法的根拠

地方自治法第98条第1項並びに同法第100条第1項から第8項まで及び第10項に基づく調査を行うため、同法第109条第1項及び東京都議会委員会条例第4条により特別委員会を設置する。

### 3 調査事項

豊洲市場移転問題に関する次の事項

- (1) 築地市場から豊洲市場への移転に関する経緯及び両市場の適正性
- (2) 東京ガス株式会社などとの交渉及び土地売買に関する経緯
- (3) 豊洲市場の土壌汚染対策及び豊洲市場の主な建物下に盛り土が行われなかった経緯
- (4) 豊洲市場建設工事における契約事務
- (5) その他調査に必要な事項

### 4 委員会組織

委員は23名とし、議長指名による。委員長1名、副委員長3名、理事6名を置く。

### 5 調査期限

本調査が終了するまでとし、閉会中も調査を行うことができる。

### 6 調査経費

500万円とする。

---

※なお、調査経費については、平成28年度分として上記に加えて500万円を増額し、平成29年度分として新たに500万円とすることを、平成29年3月30日の本会議において決定した。

## § 2 委員名簿

### (1) 委員名簿（委員会設置時）

職 名	委 員 名	所 属 会 派	備 考
委員 長	桜井 浩之	自 民 党	
副委員 長	舟坂 ちかお	自 民 党	
同	谷村 孝彦	公 明 党	
同	酒井 大史	東京改革	
理 事	あさの 克彦	東京改革	
同	上野 和彦	公 明 党	
同	ほっち 易隆	自 民 党	
同	きたしろ 勝彦	自 民 党	
同	立石 晴康	自 民 党	
同	吉田 信夫	日本共産党	
委 員	小松 久子	ネ ッ ト	
同	おときた 駿	都ファースト	
同	小林 健二	公 明 党	
同	野上 純子	公 明 党	
同	河野 ゆうき	自 民 党	
同	島崎 義司	自 民 党	
同	小山 くにひこ	東京改革	
同	こいそ 明	自 民 党	
同	古賀 俊昭	自 民 党	
同	かち 佳代子	日本共産党	
同	曾根 はじめ	日本共産党	
同	三宅 茂樹	自 民 党	
同	野村 有信	自 民 党	

## (2) 委員の辞任・選任、役員の互選の経過

- 平成29年3月8日付  
舟坂ちかお 副委員長の辞任に伴い、こいそ明 副委員長を互選
  
- 平成29年3月30日付  
小松久子 委員の委員辞任を許可し、西崎光子 委員を新たに選任した旨、議長より通知
  
- 平成29年4月28日付  
桜井浩之 委員長の辞任を許可
  
- 平成29年5月10日付  
立石晴康 委員の委員辞任を許可し、神野次郎 委員を新たに選任した旨、議長より通知
  
- 平成29年5月18日付
  - ・ 谷村孝彦 委員長を互選
  - ・ 谷村孝彦 副委員長の委員長就任に伴い、上野和彦 副委員長を互選
  - ・ 上野和彦 理事の副委員長就任及び立石晴康 理事の委員辞任に伴い、野上純子 理事及び島崎義司 理事を互選
  
- 平成29年5月25日付  
神野次郎 委員の委員辞任を許可し、石毛しげる委員を選任

(3) 委員名簿（平成29年6月2日現在）

職名	委員名	所属会派	備考
委員長	谷村孝彦	公明党	H29.5.18付互選
副委員長	上野和彦	公明党	H29.5.18付互選
同	こいそ明	自民党	H29.3.8付互選
同	酒井大史	東京改革	
理事	あさの克彦	東京改革	
同	野上純子	公明党	H29.5.18付互選
同	ほっち易隆	自民党	
同	島崎義司	自民党	H29.5.18付互選
同	きたしろ勝彦	自民党	
同	吉田信夫	日本共産党	
委員	おときた駿	都ファースト	
同	西崎光子	ネット	H29.3.30付選任
同	小林健二	公明党	
同	舟坂ちかお	自民党	
同	小山くにひこ	東京改革	
同	河野ゆうき	自民党	
同	石毛しげる	東京改革	H29.5.25付選任
同	桜井浩之	自民党	
同	古賀俊昭	自民党	
同	かち佳代子	日本共産党	
同	曾根はじめ	日本共産党	
同	三宅茂樹	自民党	
同	野村有信	自民党	

### § 3 記録の提出状況一覧表

No.	請求記録名	請求先	請求日	提出日等
1	青島知事から石原知事への「引継事項及び資料」	東京都知事	29.3.1	29.3.9
2	青島知事時代の築地市場の移転に関する経緯がわかる資料 1995年6月以降のもの	東京都知事	29.3.1	29.3.9 一部不存在
3	青島知事時代の臨海部の土地利用計画に関する資料及び図面など	東京都知事	29.3.1	29.3.9
4	2001年2月の濱渦副知事と東京ガスの交渉に関する覚書	東京都知事	29.3.1	29.3.9
5	2001年7月の同上に関わる「基本合意書」	東京都知事	29.3.1	29.3.9
6	2002年7月の「豊洲地区開発整備に係る合意書」	東京都知事	29.3.1	29.3.9
7	2005年5月の「汚染土壌の処理方法についての確認書」及び交渉記録、議事録等	東京都知事	29.3.1	29.3.9
8	東京都を退職した者に関する企業等への就職についての都の基準	東京都知事	29.3.1	29.3.9
9	2003年4月から2005年5月にかけての11回にわたる都と東京ガスとの交渉記録、議事録等	東京都知事	29.3.1	29.3.9
10	築地市場移転先検討に関わる議事録の全て及び参考資料	東京都知事	29.3.1	29.3.9 一部不存在 29.3.15 一部不存在
11	築地市場移転先検討に係る調査及び打合せに関する議事録及びメモ	東京都知事	29.3.1	29.3.9 一部不存在
12	土壌処理確認書(2005年5月)	東京都知事	29.3.1	29.3.9
13	東京ガスによる豊洲土壌汚染対策工事内容全部がわかる全資料	東京都知事	29.3.1	29.3.9
14	土壌処理に関わる都と東京ガスの双方の担当名と打合せの会議録・メモ・参考資料(東京都分)	東京都知事	29.3.1	29.3.9
15	土壌処理に関わる都と東京ガスの双方の担当名と打合せの会議録・メモ・参考資料(東京ガス分)	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.1	29.3.9
16	移転候補地リストアップの検討経過がわかる資料全部及びその各時系列中の責任者・担当者一覧	東京都知事	29.3.1	29.3.9 一部不存在
17	土壌汚染費用負担についての東京ガスと都との協定書(2011年3月)	東京都知事	29.3.1	29.3.9
18	平成11(1999)年「築地市場再整備推進協議会」で検討された現在地再整備と移転の比較検討資料及び「移転整備へと方向転換すべき」とした資料及び協議会が提出した書面	東京都知事	29.3.1	29.3.9 一部不存在
19	豊洲市場用地買収額(535億円)に関する都と東京ガスの双方の諸条件に関する交渉記録及びメモ(東京都分)	東京都知事	29.3.1	29.3.9
20	豊洲市場用地買収額(535億円)に関する都と東京ガスの双方の諸条件に関する交渉記録及びメモ(東京ガス分)	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.1	29.3.9
21	東京都との覚書き(2001.2)及び基本合意書(同7月)に至るまでの交渉時のメモ	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.1	29.3.9
22	土壌の安全性の尺度として土対法に定める環境基準を採用するに至った経緯のわかる資料	東京都知事	29.3.1	29.3.9
23	2007年に行った土壌汚染改良工事の内容とコストに関する資料	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.1	29.3.9
24	78億円の追加負担の根拠となる資料	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.1	29.3.9
25	東京ガスにおける東京都OBの再就職者リスト及び業務内容	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.1	29.3.9
26	豊洲市場用地売買の交渉の際の都OBの関与に関する資料	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.1	不存在
27	豊洲移転を検討してから今日までの経緯が整理された資料	東京都知事	29.3.1	29.3.9
28	築地市場再整備推進協議会の「検討結果取りまとめ」及び議事録及び関連資料	東京都知事	29.3.1	29.3.9 一部不存在
29	東京都卸売市場整備計画(第1次～第10次)	東京都知事	29.3.1	29.3.9
30	豊洲市場基本構想及びそこに至るまでの会議録及び関連資料	東京都知事	29.3.1	29.3.9 一部不存在
31	豊洲市場基本計画及びそこに至るまでの会議録及び関連資料	東京都知事	29.3.1	29.3.9

No.	請求記録名	請求先	請求日	提出日等
32	平成7年以降の東京都卸売市場審議会議事録及び関連資料	東京都知事	29.3.1	29.3.9 一部期限延長 29.3.15 全部提出
33	豊洲新市場実施計画のまとめ資料及びそこに至るまでの会議録及び関連資料	東京都知事	29.3.1	29.3.9 一部不存在
34	豊洲新市場基本設計相当確定資料及びそこに至るまでの会議録及び関連資料	東京都知事	29.3.1	29.3.9 一部不存在
35	豊洲市場の基本設計及び実施設計及びそこに至るまでの会議録及び関連資料	東京都知事	29.3.1	29.3.9
36	豊洲新市場整備等事業実施方針及びそこに至るまでの会議録及び関連資料	東京都知事	29.3.1	29.3.9 一部不存在
37	豊洲新市場整備等事業業務要求水準書及びそこに至るまでの会議録及び関連資料	東京都知事	29.3.1	29.3.9 一部不存在
38	土壌汚染対策等に関する専門家会議報告書及びそこに至るまでの会議録及び関連資料	東京都知事	29.3.1	29.3.9
39	土壌汚染対策工事に関する技術会議報告書（その2を含む）及びそこに至るまでの会議録及び関連資料	東京都知事	29.3.1	29.3.9
40	豊洲新市場整備方針及びそこに至るまでの会議録及び関連資料	東京都知事	29.3.1	29.3.9
41	豊洲市場に関して中央卸売市場が提出した環境確保条例に基づく調査計画書及びそこに至るまでの会議録及び関連資料	東京都知事	29.3.1	29.3.9
42	豊洲新市場整備等事業実施方針の取消に至るまでの会議録及び関連資料	東京都知事	29.3.1	29.3.9
43	環境影響評価条例に基づく環境影響評価書及びそこに至るまでの会議録及び関連資料	東京都知事	29.3.1	29.3.9 一部不存在 29.3.15 全部提出
44	豊洲新市場建設工事基本設計に関わる資料全て及び契約書	東京都知事	29.3.1	29.3.9
45	土壌汚染対策工事の一般競争入札に関わる資料全て及び契約書	東京都知事	29.3.1	29.3.9
46	豊洲新市場建設工事实施設計に関わる資料全て及び契約書	東京都知事	29.3.1	29.3.9
47	土壌汚染対策工事と地下水管理に関する協議会議事録及び関連資料	東京都知事	29.3.1	29.3.9
48	新市場建設協議会議事録及び関連資料	東京都知事	29.3.1	29.3.9
49	豊洲市場の施設計画に関する市場業界との合意書	東京都知事	29.3.1	29.3.9
50	千客万来施設事業基本方針（案）及びそこに至るまでの会議録及び関連資料	東京都知事	29.3.1	29.3.9
51	土壌汚染対策工事の工期及び市場施設の竣工時期の延伸に関する資料	東京都知事	29.3.1	29.3.9
52	千客万来施設事業募集要項に関する資料	東京都知事	29.3.1	29.3.9
53	豊洲新市場管理施設棟建設工事の入札に関する資料全て及び契約書	東京都知事	29.3.1	29.3.9
54	豊洲新市場青果棟、水産仲卸売場棟、水産卸売場棟建設工事の入札に関する資料全て及び契約書	東京都知事	29.3.1	29.3.9
55	豊洲移転整備に関する都と建設会社との合意書	東京都知事	29.3.1	29.3.9
56	豊洲市場建設工事入札予定価格の詳細が分かる資料	東京都知事	29.3.1	29.3.9
57	都がゼネコン5社（鹿島・大林・大成・清水・竹中）に発注している件数と金額一覧	東京都知事	29.3.1	29.3.9
58	千客万来施設事業予定者の辞退者一覧	東京都知事	29.3.1	29.3.9
59	千客万来施設事業基本協定書	東京都知事	29.3.1	29.3.9
60	新市場基本計画懇談会議事録及び関連資料	東京都知事	29.3.1	29.3.9
61	新市場基本問題検討会議事録及び関連資料	東京都知事	29.3.1	29.3.9 一部不存在
62	新市場基本コンセプト懇談会議事録及び関連資料	東京都知事	29.3.1	29.3.9 一部不存在
63	中央卸売市場設計等業務プロポーザル技術審査委員会会議事録及び関連資料	東京都知事	29.3.1	29.3.9 一部不存在
64	豊洲市場地下空間に関する調査特別チーム会議議事録及び関連資料	東京都知事	29.3.1	29.3.9 一部不存在
65	自己検証報告書（第1次、第2次）	東京都知事	29.3.1	29.3.9



No.	請求記録名	請求先	請求日	提出日等
66	自己検証報告書における宮良氏（元新市場整備部長）の反論書及び回答書	東京都知事	29.3.1	29.3.9 一部不存在
67	豊洲市場の地下水位の測定結果に関する資料	東京都知事	29.3.1	29.3.9
68	地下水のモニタリング調査会社の入札に関する資料全て及び契約書	東京都知事	29.3.1	29.3.9
69	地下水のモニタリング調査結果に関する資料	東京都知事	29.3.1	29.3.9
70	地下水のモニタリング調査会社の業務内容計画書	東京都知事	29.3.1	29.3.9
71	豊洲市場の水質調査及び空気測定の結果に関する資料	東京都知事	29.3.1	29.3.9
72	豊洲移転及び建設に関連する予算書及び関連資料	東京都知事	29.3.1	29.3.9
73	豊洲市場の設計図（概略版）	東京都知事	29.3.1	29.3.9
74	舛添氏の豊洲移転に関する「安全宣言」の根拠となる資料	東京都知事	29.3.1	29.3.9
75	石原氏都知事就任当初から辞任までの知事、副知事の動向・スケジュールに関する資料	東京都知事	29.3.1	不存在
76	石原氏都知事就任当初の前青島知事からの引継資料	東京都知事	29.3.1	29.3.9
77	石原氏都知事就任当初の福永副知事からの引継資料	東京都知事	29.3.1	29.3.9
78	石原氏の都知事時代の豊洲移転に関連する会見内容及び関連資料	東京都知事	29.3.1	29.3.9
79	石原氏の都知事時代の築地市場視察時の発言内容まとめ	東京都知事	29.3.1	29.3.9
80	石原氏の都知事2期目当選から辞任までのランチミーティングメンバーが分かる資料と会議録（メモを含む）の全て	東京都知事	29.3.1	29.3.9 一部不存在
81	石原氏が指示したとされるケーソン案に関する資料の全て	東京都知事	29.3.1	不存在
82	石原氏都知事（4期分）の選挙公約資料	東京都知事	29.3.1	29.3.9
83	小池都知事から石原元都知事への豊洲市場に関する質問書及びそれに対する回答書	東京都知事	29.3.1	29.3.9
84	大矢氏が豊洲市場の移転を判断した関連資料	東京都知事	29.3.1	29.3.9 一部不存在
85	都が移転先を東京ガスに打診した経緯が分かる資料	東京都知事	29.3.1	29.3.9
86	豊洲以外の移転場所の検討資料	東京都知事	29.3.1	29.3.9 一部不存在
87	豊洲以外の移転場所の土壌汚染等の調査資料	東京都知事	29.3.1	不存在
88	豊洲の4・5街区を利用した市場配置計画の東京都の検討案	東京都知事	29.3.1	29.3.9 一部不存在
89	豊洲・晴海開発整備計画の改定を含めたこれまでの計画とその関連資料	東京都知事	29.3.1	29.3.9
90	これまでの豊洲地区の都市計画と関連資料	東京都知事	29.3.1	29.3.9
91	豊洲地区の土地区画整理事業の事業計画と関連資料	東京都知事	29.3.1	29.3.9
92	平成10年の土地区画整理事業による豊洲開発の基本合意に関する資料	東京都知事	29.3.1	29.3.9
93	平成15年以前の豊洲地区における東京都の区画整理事業の内容とスケジュール	東京都知事	29.3.1	29.3.9
94	平成10年9月以前の都と東京ガスとの全ての交渉記録	東京都知事	29.3.1	不存在
95	平成10年9月から平成13年3月までの都と東京ガスとの全ての交渉記録	東京都知事	29.3.1	29.3.9
96	平成13年3月から平成15年4月までの都と東京ガスとの全ての交渉記録	東京都知事	29.3.1	29.3.9
97	平成15年4月から平成17年6月までの都と東京ガスとの全ての交渉記録	東京都知事	29.3.1	29.3.9
98	平成17年6月から平成23年1月までの都と東京ガスとの全ての交渉記録	東京都知事	29.3.1	29.3.9
99	平成23年1月から平成23年4月までの都と東京ガスとの全ての交渉記録	東京都知事	29.3.1	29.3.9
100	94～99の交渉記録において提示された資料全て	東京都知事	29.3.1	29.3.9

No.	請求記録名	請求先	請求日	提出日等
101	豊洲地区において環境確保条例に基づいて都に提出された全ての資料	東京都知事	29.3.1	29.3.9 期限延長 29.3.15 全部提出
102	豊洲地区において土壌汚染対策法に基づいて都に提出された全ての資料	東京都知事	29.3.1	29.3.9 期限延長 29.3.15 全部提出
103	豊洲地区を形質変更時要届出区域に指定した根拠が分かる資料	東京都知事	29.3.1	29.3.9
104	東京鉄鋼埠頭、国、東京電力と都との交渉記録及び合意書	東京都知事	29.3.1	29.3.9 一部不存在
105	濱渦氏の東京ガスとの水面下交渉内容に関する全ての文書（東京都分）	東京都知事	29.3.1	29.3.9 一部不存在
106	濱渦氏から石原氏への交渉経過報告に関する資料	東京都知事	29.3.1	不存在
107	都と東京ガスが交わした重要事項説明書を含む全ての合意書（東京都分）	東京都知事	29.3.1	不存在
108	豊洲市場に関する土地売買契約書及び関連資料	東京都知事	29.3.1	29.3.9
109	豊洲地区の土壌汚染に関する議論をまとめた資料（東京都分）	東京都知事	29.3.1	29.3.9
110	豊洲地区の土壌汚染対策費用の詳細（内訳を含む）が分かる資料	東京都知事	29.3.1	29.3.9
111	豊洲市場に関する専門家会議が提案した土壌汚染対策に掛かる費用の見積書	東京都知事	29.3.1	29.3.9
112	豊洲市場における都と東京ガスの土壌汚染対策費用負担割合の根拠	東京都知事	29.3.1	29.3.9
113	都と東京ガスの契約における瑕疵担保責任に関する考え方をまとめた資料	東京都知事	29.3.1	29.3.9
114	豊洲市場の契約における付加的な費用（地下水管理システム等）の発生に関する考え方をまとめた資料	東京都知事	29.3.1	29.3.9
115	都が購入した豊洲市場の土地の謄本	東京都知事	29.3.1	29.3.9
116	豊洲市場の建設費用の見積及び実際の費用	東京都知事	29.3.1	29.3.9
117	豊洲市場建設会社の下請会社リスト	東京都知事	29.3.1	29.3.9
118	豊洲市場の盛り土がされた場合とされなかった場合の費用の比較表	東京都知事	29.3.1	不存在
119	豊洲市場をめぐる住民訴訟の記録及び関連資料	東京都知事	29.3.1	29.3.9
120	豊洲市場の土壌汚染対策に関する平成15年3月26日の環境局からの申し入れ	東京都知事	29.3.1	29.3.9
121	平成15年4月3日の都と東京ガスの打合せ概要に記載のある「原処理計画」で対策を実施すると確認した平成13年7月の文書	東京都知事	29.3.1	29.3.9
122	平成15年4月3日の都と東京ガスの打合せ概要に記載のある市場と東京ガスのQ&A形式のやりとりに関する資料（東京都分）	東京都知事	29.3.1	29.3.9
123	平成15年5月29日の都と東京ガスの打合せ概要に記載のある操業由来の汚染の責任に関する回答文書	東京都知事	29.3.1	29.3.9
124	平成15年10月30日の都と東京ガスの打合せメモに記載の『豊洲地区土壌汚染の処理について』と題する資料	東京都知事	29.3.1	不存在
125	平成15年10月30日の都と東京ガスの打合せメモに記載の土壌汚染処理に関する東京都の考え方のメモ	東京都知事	29.3.1	不存在
126	平成16年2月20日の都と東京ガスの打合せメモに記載のQ&A資料（東京都分）	東京都知事	29.3.1	29.3.9
127	平成16年7月22日の都と東京ガスの打合せメモに記載の平成14年7月30日の合意文書	東京都知事	29.3.1	29.3.9
128	平成16年7月22日の都と東京ガス豊洲開発株式会社の打合せメモに記載の「知事本局との要確約課題」と題する資料（東京都分）	東京都知事	29.3.1	29.3.9
129	平成16年12月21日の都と東京ガス豊洲開発の年末挨拶メモに記載の私印で実質的な確認がなされた資料	東京都知事	29.3.1	29.3.9
130	平成17年5月16日の都と東京ガスの会議録に記載の都の関係部長が説明した資料1及び資料2	東京都知事	29.3.1	29.3.9
131	平成23年3月14日の都と東京ガスの打合せ議事録に記載の13年1月の土壌汚染調査に関するプレス資料	東京都知事	29.3.1	29.3.9
132	豊洲移転に関する考えをまとめた資料	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.1	29.3.9
133	都と東京ガスの交渉記録で東京ガスが持っている全ての資料	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.1	29.3.9

No.	請求記録名	請求先	請求日	提出日等
134	平成10年から平成24年までの東京ガスの株主総会議事録及び提出資料（有価証券報告書含む）	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.1	29.3.9 一部不存在
135	濱渦氏の東京ガスとの水面下交渉内容に関する全ての文書（東京ガス株式会社分）	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.1	29.3.9
136	前川氏と東京ガスとの全ての交渉記録	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.1	29.3.9
137	前川氏が東京ガスに再就職した経緯が分かる資料	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.1	29.3.9
138	豊洲市場の土壌汚染に関する東京ガスの平成12年10月の調査報告書	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.1	29.3.9
139	平成15年4月3日の都と東京ガスの打合せ概要に記載のある平成13年2月の調査報告書	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.1	29.3.9
140	平成15年4月3日の都と東京ガスの打合せ概要に記載のある市場と東京ガスのQ&A形式のやりとりに関する資料（東京ガス株式会社分）	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.1	29.3.9
141	平成16年2月20日の都と東京ガスの打合せメモに記載のQ&A資料（東京ガス株式会社分）	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.1	29.3.9
142	東京ガス株式会社の豊洲地区に関する記者発表資料	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.1	29.3.9
143	豊洲地区において環境確保条例および土壌汚染対策法に基づいて都に提出した全ての資料	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.1	29.3.9
144	都と東京ガスが交わした重要事項説明書を含む全ての合意書（東京ガス株式会社分）	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.1	29.3.9
145	豊洲地区の土壌汚染に関する議論をまとめた資料（東京ガス株式会社分）	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.1	29.3.9
146	平成16年7月22日の都と東京ガス豊洲開発株式会社の打合せメモに記載の「知事本局との要確約課題」と題する資料（東京ガス用地開発株式会社）	東京ガス用地開発 (株)代表取締役社長	29.3.1	29.3.9
147	平成10(1998)年8月「築地市場の整備構想に係る調査」依頼、調査結果報告書	東京都知事	29.3.1	29.3.9
148	平成11(1999)年9月1日石原知事の築地市場視察時の説明資料と知事コメント	東京都知事	29.3.1	29.3.9
149	平成11(1999)年9月3日都(政策報道室、港湾局)と東京ガス(株)との会談記録	東京都知事	29.3.1	不存在
150	平成11(1999)年9月3日東京ガス(株)と都(政策報道室、港湾局)との会談記録	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.1	29.3.9
151	平成11(1999)年11月5日石原知事と上原東京ガス社長の会談記録	東京都知事	29.3.1	不存在
152	平成11(1999)年11月5日上原東京ガス社長と石原知事の会談記録	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.1	29.3.9
153	平成11(1999)年11月9日第28回築地市場再整備推進協議会提出資料、議事録	東京都知事	29.3.1	29.3.9 一部不存在
154	石原知事が定例会見で述べた「協議会の意見を付度して次の段階へ」の全文	東京都知事	29.3.1	29.3.9
155	平成11(1999)年11月11日福永副知事と大野東京ガス副社長らの会談記録	東京都知事	29.3.1	29.3.9
156	平成11(1999)年11月11日大野東京ガス副社長と福永副知事らの会談記録	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.1	29.3.9
157	平成11(1999)年11月12日～東京ガス(株)経営会議での豊洲開発に関する記録	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.1	29.3.9
158	平成11(1999)年11月18日～23(2011)年3月31日都との協議記録、資料、覚書	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.1	29.3.9
159	東京ガス(株)における豊洲開発に関する社内打合せ記録	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.1	29.3.9
160	平成11年11月30日、12月2、17日、平成12年1月28日、2月10、17日の協議記録	東京都知事	29.3.1	29.3.9 一部不存在
161	平成11(1999)年12月16日石原知事が定例会見「移転先と豊洲だけでなく」全文	東京都知事	29.3.1	29.3.9
162	平成11(1999)年12月27日石原知事に説明した状況報告資料	東京都知事	29.3.1	不存在 29.3.15 一部不存在
163	平成12(2000)年2月4日渡辺港湾局長が東京ガスを訪問した時の記録	東京都知事	29.3.1	不存在
164	平成12(2000)年4月12日、21日、6月2日、7月12日の東京ガス(株)との協議記録	東京都知事	29.3.1	29.3.9 一部不存在
165	石原知事が濱渦副知事に東京ガスの交渉を任せられた記録	東京都知事	29.3.1	29.3.9 一部不存在
166	平成12(2000)年10月5日～15(2003)年4月2日の東京ガス(株)との協議記録	東京都知事	29.3.1	29.3.9
167	平成12(2000)年10月5日～17(2005)年7月22日石原知事と濱渦副知事が豊洲移転交渉で話を交わした記録	東京都知事	29.3.1	不存在

No.	請求記録名	請求先	請求日	提出日等
168	石原知事を含めた都幹部間で豊洲新市場について議論した記録	東京都知事	29.3.1	29.3.9 一部不存在
169	平成13(2001)年2月21日石原知事の施政方針表明の豊洲移転部分	東京都知事	29.3.1	29.3.9
170	都と東京ガスとの間で土壌汚染処理計画書の内容を口頭で確認していた内容	東京都知事	29.3.1	不存在
171	東京ガスと都との間で土壌汚染処理計画書の内容を口頭で確認していた内容	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.1	不存在
172	平成13(2001)年2月土壌汚染処理計画書と付属資料など	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.1	29.3.9
173	濱渦副知事と伊藤東京ガス(株)副社長とが行った豊洲移転に関する最終合意	東京都知事	29.3.1	29.3.9
174	伊藤東京ガス(株)副社長と濱渦副知事とが行った豊洲移転に関する最終合意	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.1	29.3.9
175	東京ガスが環境局に提出した土壌汚染対策の拡散防止計画書	東京都知事	29.3.1	29.3.9
176	環境局から東京ガス株式会社に行った申し入れ	東京都知事	29.3.1	不存在
177	環境局から東京ガス株式会社に行った申し入れへの回答	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.1	29.3.9
178	豊洲の土地取得に関する石原知事への説明に使用したレク用書類一式	東京都知事	29.3.1	29.3.9 一部不存在
179	平成15(2003)年4月3日の打合せの際に提出した土壌汚染対策に関する別添書	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.1	29.3.9
180	平成15(2003)年4月3日の打合せの会話にあるQ&A形式のやり取り文書	東京都知事	29.3.1	29.3.9
181	平成15(2003)年12月2日「東京ガスとの打合せ」の「4点の検討要請事項の回答」	東京都知事	29.3.1	29.3.9
182	平成15(2003)年12月22日「031222東京ガス打合せ」持参案と16年2月20日凶案	東京都知事	29.3.1	29.3.9
183	平成15(2003)年12月23日～16(2004)年2月21日までの東京ガス等の協議記録	東京都知事	29.3.1	不存在
184	市場長から財務局長へ財価審「豊洲新市場用地(豊六丁目12-2)の取得依頼書」	東京都知事	29.3.1	29.3.9
185	豊洲用地(豊六丁目12-2)取得に関わる財務局と中央卸売市場の打合せ記録	東京都知事	29.3.1	29.3.9 一部不存在
186	平成16(2004)年2月21日～7月21日までの東京ガス等の協議記録	東京都知事	29.3.1	29.3.9
187	平成16(2004)年7月22日都打合せ時提出「知事本局(含港湾局)要確約課題」	東京都知事	29.3.1	29.3.9
188	平成16(2004)年7月22日都打合せ時提出「知事本局(含港湾局)要確約課題」	東京ガス用地開発 (株)代表取締役社長	29.3.1	29.3.9
189	東京ガス豊洲開発(株)役員会での豊洲開発に関する記録	東京ガス用地開発 (株)代表取締役社長	29.3.1	29.3.9
190	東京ガス豊洲開発(株)における豊洲開発に関する社内打合せ記録	東京ガス用地開発 (株)代表取締役社長	29.3.1	29.3.9
191	平成16(2004)年7月22日都打合せ時、協議会での詰めるべき133項目について	東京都知事	29.3.1	29.3.9
192	平成16(2004)年12月22日～17年5月15日までの間の東京ガスなどとの協議記録	東京都知事	29.3.1	29.3.9
193	平成17(2005)年5月17日～23(2011)年1月17日東京ガス等との協議記録	東京都知事	29.3.1	29.3.9
194	市場長から財務局長へ財価審「豊洲新市場用地(保-1)の取得依頼書」	東京都知事	29.3.1	29.3.9
195	豊洲用地(保-1)取得に関わる財務局と中央卸売市場の打合せ記録	東京都知事	29.3.1	不存在
196	平成18(2006)年7月～濱渦参与と豊洲新市場について話を交わした記録	東京都知事	29.3.1	不存在
197	市場長から財務局長へ財価審「豊洲新市場用地(保-2)の取得依頼書」	東京都知事	29.3.1	29.3.9
198	豊洲用地(保-2)取得に関わる財務局と中央卸売市場の打合せ記録	東京都知事	29.3.1	不存在
199	市場長から財務局長へ財価審「豊洲新市場用地(7街区)の取得依頼書」	東京都知事	29.3.1	29.3.9
200	豊洲用地(7街区)財価審開催前の財務局と中央卸売市場の打合せ記録	東京都知事	29.3.1	不存在
201	平成23(2011)年に財務局入札を受注した谷澤総合鑑定に発注した書類一式	東京都知事	29.3.1	29.3.9
202	豊洲用地の土地取得の際に財務局あるいは市場、鑑定会社の打合せ記録など	東京都知事	29.3.1	不存在

No.	請求記録名	請求先	請求日	提出日等
203	豊洲用地(5街区豊二10-16他)取得に関わる財務局と中央卸売市場の打合せ記録	東京都知事	29.3.1	29.3.9 一部不存在
204	平成23年3月東京ガスとの売買契約書条文が確定するまでの庁内打合せメモ	東京都知事	29.3.1	不存在
205	平成23(2011)年3月31日東京ガス(株)との土壌汚染費用負担協定まで協議記録	東京都知事	29.3.1	29.3.9
206	平成23(2011)年3月31日東京ガス(株)との土壌汚染費用負担協定文が確定するまでの庁内打合せメモ	東京都知事	29.3.1	不存在
207	都と東京ガス(株)、東京ガス豊洲開発(株)との打ち合わせに関するすべての記録、文書	東京都知事	29.3.1	29.3.9
208	1999年12月から2012年2月の間の東京ガス(株)、東京ガス豊洲開発(株)と東京都との実務者交渉の記録	東京都知事	29.3.1	29.3.9
209	2000年10月4日から2001年2月覚書、2001年7月基本合意に至るまでの水面下での交渉にかかわるすべての記録、文書	東京都知事	29.3.1	不存在
210	濱渦元副知事が東京ガス(株)に示した護岸工事と土壌汚染対策工事の費用分担にかかわるすべての文書	東京都知事	29.3.1	不存在
211	東京都庁の退職者が、東京ガス(株)、東京ガス豊洲開発(株)、東京鉄鋼埠頭(株)、市場関係団体へ就職した方の氏名、前職、後職の全リスト(1980年～2015年)	東京都知事	29.3.1	29.3.9 一部不存在
212	1999年当時、豊洲市場として用地40ha、豊洲先端部として検討した経緯及び関連文書	東京都知事	29.3.1	29.3.9 一部不存在
213	2000年5月11日の福永副知事の東京ガス要請文書で示されている「業界も先端部を前提として移転を希望」という根拠となった文書	東京都知事	29.3.1	29.3.9 一部不存在
214	2000年4月12日、4月21日の東京ガスと都の局長による交渉に関するすべての文書	東京都知事	29.3.1	29.3.9
215	2002年7月「豊洲地区開発整備に係わる合意」の開発者負担の墨塗り部分の数字	東京都知事	29.3.1	29.3.9
216	2004年3月に東京鉄鋼埠頭(株)解散にかかわる東京都及び新日本製鉄との協議記録、決裁文書などすべての関連文書	東京都知事	29.3.1	29.3.9 一部不存在
217	東京鉄鋼埠頭(株)が土地処分合意に至る経緯にかかわるすべての文書	東京都知事	29.3.1	29.3.9 一部不存在
218	東京鉄鋼埠頭(株)解散後の土地購入費の処分にかかわるすべての文書	東京都知事	29.3.1	29.3.9 一部不存在
219	東京鉄鋼埠頭(株)の役員人事(1980年～2015年)にかかわるすべての文書	東京都知事	29.3.1	29.3.9 一部不存在
220	1998年の豊洲地区の土地区画整理事業の基本合意にかかわるすべての文書	東京都知事	29.3.1	29.3.9
221	1998年の三菱総研に調査委託した「築地市場の整備構想にかかわる調査」の起案書、契約書、報告書などすべての関連文書	東京都知事	29.3.1	29.3.9 一部不存在
222	築地市場、豊洲開発、豊洲市場にかかわる鈴木俊一知事から青島幸男知事、青島知事から石原慎太郎知事、石原知事から猪瀬直樹知事、猪瀬知事から舩添要一知事へのそれぞれの引き継ぎ事項に関するすべての文書	東京都知事	29.3.1	29.3.9
223	築地市場、豊洲開発、豊洲市場にかかわる福永副知事から濱渦副知事への引き継ぎ事項に関するすべての文書	東京都知事	29.3.1	29.3.9
224	豊洲市場用地取得にあたっての土地鑑定評価の調査委託にあたっての起案書、契約書、報告書、すべての関連文書	東京都知事	29.3.1	29.3.9 一部不存在
225	豊洲市場用地にかかわる財産価格審議会の議案、議事録、すべての関連文書	東京都知事	29.3.1	29.3.9 一部不存在
226	築地市場の豊洲地区への移転に伴い、濱渦元副知事が行った江東区との協議の記録、すべての関連文書	東京都知事	29.3.1	不存在
227	防潮護岸工事を市場会計、一般会計、臨海地域開発会計が負担することに至ったことに関するすべての文書	東京都知事	29.3.1	29.3.9
228	豊洲埠頭地域の容積率の推移に関する起案、都市計画決定、審議に関するすべての文書	東京都知事	29.3.1	29.3.9
229	豊洲埠頭地域の各地権者の開発者負担の見直しに至る起案、決定に至るすべての文書	東京都知事	29.3.1	29.3.9
230	2004年7月協定にもとづく、土壌処理後の土地造成に関するすべての文書	東京都知事	29.3.1	29.3.9
231	東京ガス豊洲工場跡地の取得に関する情報開示請求に対する対策の検討に関するすべての文書	東京都知事	29.3.1	不存在
232	豊洲地区土地区画整理事業に関する議事録、提出資料などすべての文書	東京都知事	29.3.1	29.3.9 一部不存在
233	都が東京ガス(株)、東京ガス豊洲開発(株)に対して財政的支援、財政的側面支援をするために東京ガス側から具体的な提案を受けた内容、この問題にかかわるすべての文書	東京都知事	29.3.1	29.3.9
234	築地市場の再整備及び豊洲移転にかかわる、石原知事、猪瀬知事、舩添知事、および濱渦副知事にあがったすべての文書	東京都知事	29.3.1	29.3.9 一部不存在 29.3.15 一部不存在

No.	請求記録名	請求先	請求日	提出日等
235	豊洲移転にかかわって土壌汚染に関する石原知事、猪瀬知事、舛添知事、および濱渦副知事にあがったすべての文書	東京都知事	29.3.1	29.3.9 一部不存在
236	1998年6月から豊洲地区への市場移転の可能性について、各局が調査・検討したことにかかわるすべての文書	東京都知事	29.3.1	29.3.9 一部不存在
237	都が東京ガス豊洲工場跡地取得の合意に至るまでに検討してきた土壌汚染対策に関するすべての文書	東京都知事	29.3.1	29.3.9
238	築地市場及び豊洲を含む臨海部開発にかかわるすべての開発構想及び提言	東京都知事	29.3.1	29.3.9
239	石原知事、猪瀬知事、舛添知事と中央卸売市場とのやり取りにかかわるすべての文書	東京都知事	29.3.1	29.3.9 一部不存在
240	石原知事、猪瀬知事、舛添知事の築地市場、豊洲市場にかかわるそれぞれのすべての発言	東京都知事	29.3.1	29.3.9
241	市場当局と東京ガスの間のやりとりにかかわるすべての記録、関係文書	東京都知事	29.3.1	29.3.9
242	築地市場再整備、豊洲市場整備にかかわるすべての記録、文書	東京都知事	29.3.1	29.3.9 期限延長 29.5.17 一部不存在
243	豊洲地区への築地市場移転にかかわり石原元知事、濱渦元副知事から各局へ指示された内容がわかるすべての記録	東京都知事	29.3.1	不存在
244	豊洲市場用地、豊洲市場整備にかかわる都と東京ガス(株)と東京ガス豊洲開発(株)との打ち合わせに関するすべての記録、文書	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.1	29.3.9
245	豊洲市場用地、豊洲市場整備にかかわる東京ガス用地開発(株)が保管している都、東京ガス(株)との打ち合わせに関するすべての記録、文書	東京ガス用地開発 (株)代表取締役社長	29.3.1	29.3.9
246	東京ガス、東京ガス豊洲開発(株)の役員会で検討した、都の豊洲地区市場用地確保に関するすべての記録、文書	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.1	29.3.9
247	1999年12月から2012年2月の間の東京ガスと東京都との実務者交渉の記録、すべての文書	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.1	29.3.9
248	1999年12月から2000年2月の東京ガス、東京都との交渉で、東京ガスから示された豊洲埠頭用地の根本部分を活用した市場配置案	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.1	29.3.9
249	2000年10月4日から2001年2月覚書、2001年7月基本合意に至るまでの水面下での交渉にかかわるすべての記録、文書	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.1	29.3.9
250	濱渦元副知事が東京ガス(株)に示した護岸工事と土壌汚染対策工事の費用分担にかかわるすべての文書	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.1	29.3.9
251	東京ガス(株)、東京ガス豊洲開発(株)が都にたいして提案、要求した財政的支援、財政的側面支援に関するすべての記録、文書	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.1	29.3.9
252	東京ガス、東京ガス豊洲開発(株)が作成した豊洲地区土地区画整理事業に関するすべての文書	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.1	29.3.9
253	東京ガスが行った豊洲市場用地の土壌汚染調査結果に関するすべての文書	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.1	29.3.9
254	東京ガスが公表した豊洲市場用地の土壌汚染状況に関するすべての文書	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.1	29.3.9
255	東京ガスが策定した豊洲市場用地の土壌汚染処理結果に関するすべての文書	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.1	29.3.9
256	東京ガスが東京都に提出した豊洲市場用地の土壌汚染状況に関するすべての文書	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.1	29.3.9
257	東京ガスが東京都に提出した豊洲市場用地の土壌汚染処理結果に関するすべての文書	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.1	29.3.9
258	都が市場用地としての取得を受けて東京ガスが検討した土壌汚染対策に関するすべての文書	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.1	29.3.9
259	東京ガスとの土地交渉経緯に関する資料すべて(黒塗りを除いたもの)	東京都知事	29.3.1	29.3.9
260	東京都との土地売買交渉経緯に関する資料すべて	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.1	29.3.9
261	福永氏が東京ガスと折衝した内容が残っている資料すべて(259と重複しているものは除いて可)	東京都知事	29.3.1	29.3.9
262	大矢氏が東京ガスと折衝した内容が残っている資料すべて(259と重複しているものは除いて可)	東京都知事	29.3.1	29.3.9
263	福永氏、大矢氏による土地折衝にかかる経緯を時系列にまとめたもの	東京都知事	29.3.1	29.3.9
264	大矢氏が土地購入を意思決定し、石原都知事に報告した経緯と理由およびその記録	東京都知事	29.3.1	29.3.9 一部不存在
265	土地購入にあたり、換地が行われ臨海地域開発事業から購入した経緯と理由およびその記録	東京都知事	29.3.1	29.3.9
266	土地購入価格の根拠となった資料、会議の記録すべて	東京都知事	29.3.1	29.3.9
267	土壌汚染の瑕疵担保責任について触れられている資料すべて	東京都知事	29.3.1	29.3.9

No.	請求記録名	請求先	請求日	提出日等
268	土地取得後に土壤汚染対策費が発生した際、その費用について東京ガスと協議した記録すべて	東京都知事	29.3.1	29.3.9
269	平成11年現在地再整備の再検討で、都が提示した5案、東卸案、東卸補正案	東京都知事	29.3.1	29.3.9 一部不存在
270	平成12年10月濱渦副知事と東京ガスの交渉経過の分かるメモ、議事録	東京都知事	29.3.1	29.3.9
271	平成13年7月東京ガスとの基本合意	東京都知事	29.3.1	29.3.9
272	平成13年7月豊洲以外の候補地の検討の議論	東京都知事	29.3.1	29.3.9 一部不存在
273	平成14年合意文書、確認文書	東京都知事	29.3.1	29.3.9
274	平成15年4月合意文書	東京都知事	29.3.1	不存在
275	平成16年度～用地取得の年月日、面積、金額	東京都知事	29.3.1	29.3.9
276	平成17年豊洲地区用地の土壤処理に関する確認書	東京都知事	29.3.1	29.3.9
277	平成18年協定書	東京都知事	29.3.1	29.3.9
278	平成20年港湾局の土地の所管換えの予算と決算	東京都知事	29.3.1	29.3.9
279	平成23年負担協議の協定書、合意書	東京都知事	29.3.1	29.3.9
280	臨海開発地域全体の地区別（有明北、晴海、豊洲など）東京ガスと他の地権者の負担割合の経年変化の比較	東京都知事	29.3.1	29.3.9 一部不存在
281	広域幹線道路の一般財源と臨海開発負担の割合（当初から）	東京都知事	29.3.1	29.3.9
282	平成2年築地市場再整備方針、基本設計	東京都知事	29.3.1	29.3.9
283	豊洲市場移転に係る、東京都財産価格審議会の議事録	東京都知事	29.3.8	29.3.15 一部不存在
284	豊洲市場移転に係る、東京都財産価格審議会の配布資料	東京都知事	29.3.8	29.3.15
285	豊洲市場移転に係る、不動産鑑定書	東京都知事	29.3.8	29.3.15
286	豊洲市場移転に関して、不動産鑑定を依頼するにあたって東京都が提示した鑑定条件が分かる書類	東京都知事	29.3.8	29.3.15
287	豊洲市場移転に係る、東京ガスとの価格交渉の経緯が分かる打合せ議事録のような書類	東京都知事	29.3.8	不存在
288	豊洲市場移転に係る、訴訟書類の証拠説明書	東京都知事	29.3.8	29.3.15
289	平成15年5月29日の議事録に『平成13年7月の2者間合意（基本合意の内容を都と東ガスで確認したもの）』と記載されている文書（東京都分）	東京都知事	29.3.8	29.3.15
290	平成15年5月29日の議事録に『平成13年7月の2者間合意（基本合意の内容を都と東ガスで確認したもの）』と記載されている文書（東京ガス（株）分）	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.8	29.3.9
291	平成15年10月30日の都と東京ガスの打合せメモに記載の『豊洲地区土壤汚染の処理について』と題する資料	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.8	29.3.9
292	平成22年10月29日に市場長から財務局長に提出した財価審「豊洲新市場用地の取得について（依頼）」	東京都知事	29.3.8	29.3.15
293	豊洲新市場用地の取得に関わる議会への全ての報告及び関連資料	東京都知事	29.3.8	29.3.15
294	平成10年4月2日に市場業界が臨海部への移転可能性を検討するよう都に要望した際の要望書および関連資料、会議録・メモ	東京都知事	29.3.8	29.3.15
295	平成10年4月の市場業界からの要望書に対する市場当局の回答書および関連資料	東京都知事	29.3.8	29.3.15
296	平成12年10月4日に濱渦副知事が東京ガスを訪問した際の双方の出席者	東京都知事	29.3.8	29.3.15
297	平成13年2月の「覚書」から同年7月の「基本合意」に至るまでの協議の議事録・メモ・その際に提示された関連資料	東京都知事	29.3.8	29.3.15
298	平成13年7月の「基本合意」から同14年7月の「豊洲地区開発整備に係る合意」までの協議に関する議事録、関連資料	東京都知事	29.3.8	29.3.15
299	平成21年2月に都が東ガスに一部負担を申し入れた際の文書および議事録・メモ	東京都知事	29.3.8	29.3.15
300	平成22年9月9日の「概算額及び積算内容に係る質疑」への回答について、東ガスからの質疑の内容と、その際の会議の議事録および関連資料	東京都知事	29.3.8	29.3.15
301	平成23年1月18日の議事録にある「9月9日資料」の全て	東京都知事	29.3.8	29.3.15
302	平成11年12月24日の都との打ち合わせで「11月12日も6、7街区の東ガス使用について経営会議で決まった」との発言に関する会議の資料および議事録・メモ	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.8	29.3.9

No.	請求記録名	請求先	請求日	提出日等
303	平成11年12月24日に東京ガスが都に示した4、5街区を利用した市場の案	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.8	29.3.9
304	平成12年10月4日に瀧渦副知事が東京ガスを訪問した際の双方の出席者	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.8	29.3.9
305	平成15年4月3日の打ち合わせ概要に記載の平成13年2月の「原処理計画」	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.8	29.3.9
306	築地市場に関して、平成28年3月25日に建設局がとりまとめた土地利用の履歴等調査結果及び関する資料全て	東京都知事	29.3.8	29.3.15
307	中央卸売市場が平成29年2月28日付で発表した「築地市場等における東京都環境確保条例に基づく対応について」に関する資料全て	東京都知事	29.3.8	29.3.15
308	平成13年10月以降実施された土地利用の履歴等調査届出が未実施であった計8件の築地市場における建設工事に関する請負工事契約書及び工事の内容がわかる資料全て	東京都知事	29.3.8	29.3.15 一部不存在
309	平成13年10月以降実施された土地利用の履歴等調査届出が未実施であった計8件の築地市場における建設工事に関する入札関連資料全て	東京都知事	29.3.8	29.3.15 一部不存在
310	明治42年頃、大正10年頃、昭和20年頃、昭和28年頃の築地市場敷地内の建造物の名称がわかる年代別配置図(平面図)及び航空写真	東京都知事	29.3.8	29.3.15 一部不存在
311	明治42年頃、大正10年頃、昭和20年頃、昭和28年頃に存在した日本軍関連施設、米軍(進駐軍)関連施設が、現在の築地市場に照らしてどの位置にあたるかわかる配置図	東京都知事	29.3.8	29.3.15 一部不存在
312	大正から昭和にかけて築地市場敷地内に存在した海軍技術研究所 化学兵器研究室の所在地がわかる配置図と同施設が現在の築地市場に照らしてどの位置にあたるかわかる配置図	東京都知事	29.3.8	29.3.15 一部不存在
313	平成29年3月7日付読売新聞夕刊に掲載された、環状2号線予定地の土壌汚染に関する資料全て	東京都知事	29.3.8	29.3.15
314	平成29年3月7日付読売新聞夕刊に掲載された、環状2号線予定地の土壌汚染以外の築地市場内における土壌汚染の有無及びあった場合の関連資料全て	東京都知事	29.3.8	29.3.15
315	大正から昭和にかけて築地市場敷地内に存在した海軍技術研究所 化学兵器研究室における研究内容及び研究していた化学兵器の名称	東京都知事	29.3.8	不存在
316	築地市場に関して、平成28年3月25日に建設局がとりまとめた土地利用の履歴等調査年表における「対象地の土壌汚染の可能性」欄の全項目についての根拠	東京都知事	29.3.8	29.3.15
317	豊洲工場内配置図など操業由来の汚染に関する資料記録	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.8	29.3.9
318	豊洲・晴海開発基本方針	東京都知事	29.3.8	29.3.15
319	平成7(1995)年8月港湾局と中央卸売市場の協議記録	東京都知事	29.3.8	不存在
320	豊洲地区開発協議会「豊洲開発に係る基本了解」	東京都知事	29.3.8	29.3.15
321	豊洲地区開発協議会「豊洲地区開発整備に係る基本合意」	東京都知事	29.3.8	29.3.15
322	平成13年2月の土壌汚染調査、対策及び対策効果の確認に係る一連の記録(対策工事期間中の定期的モニタリング結果も含む)	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.8	29.3.9
323	東京ガス株式会社が実施した土壌汚染状況調査報告書(平成14(2002)年10月)に関する全ての文書(合見積、発注書、工程表、打合せ記録、追加調査内容と費用明細、完了報告、検収書類など)	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.8	29.3.9 一部不存在 29.3.15 一部不存在
324	東京ガス株式会社が実施した土壌汚染対策の工事発注先との契約書及び契約に関する全ての文書(合見積、発注書、工程表、打合せ記録、追加調査内容と費用明細、完了報告、検収書類など)	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.8	29.3.9 一部不存在 29.3.15 一部不存在
325	平成15(2003)年5月29日東京都が東京ガス(株)に渡した提案のペーパー	東京都知事	29.3.8	不存在
326	平成15(2003)年5月29日提出資料を補足する資料(処理費用、処理方法、スケジュールなど)	東京都知事	29.3.8	不存在
327	平成17年当時の東京都の退職管理制度(関係条例、規則など)	東京都知事	29.3.8	29.3.15
328	都において「地下空間に小型重機が描かれた図」(平成20(2008)年11月)が作成されるなど土壌汚染対策法改正に向けた動きを注視していた頃の庁内打ち合わせ記録	東京都知事	29.3.8	不存在
329	「第二次自己検証報告書」において「地下空間に小型重機が描かれた図」(平成20(2008)年11月)を宮良部長が作成を命じたとする証言	東京都知事	29.3.8	29.3.15
330	都において「建屋下の構造について(案)」(平成21(2009)年1月13日)が作成されたことに関する庁内打ち合わせ記録	東京都知事	29.3.8	不存在
331	「第二次自己検証報告書」において「建屋下の構造について(案)」(平成21(2009)年1月13日)を宮良部長が作成を命じたとする証言	東京都知事	29.3.8	29.3.15
332	平成21(2009)年7月頃までに、豊洲市場用地の土壌汚染対策費用586億円の内東京ガスへの請求を約80億円にとどめるとする都試算を石原知事に報告し、知事が了承していたことに関する記録	東京都知事	29.3.8	29.3.15



No.	請求記録名	請求先	請求日	提出日等
333	平成21(2009)年11月11日、都が試算した土壌汚染対策費586億円の内、東京ガスに86億円を求めるとした「東京ガス負担額内訳表」	東京都知事	29.3.8	29.3.15
334	平成22(2010)年9月9日、都と東京ガスの打ち合わせにおいて、東京ガスからの質問に対する都の回答、「概算額及び積算内容に係る質疑」への回答	東京都知事	29.3.8	29.3.15
335	平成23(2011)年1月18日、586億円がベースに117調査、土対法、工法の見直しなど反映できるものは反映させていくとしたものの一覧表	東京都知事	29.3.8	29.3.15
336	豊洲新市場における土壌汚染対策などでの日水コンとの契約書及び契約に関する文書	東京都知事	29.3.8	29.3.15 一部期限延長 29.3.29 全部提出
337	平成23(2011)年8月10日の新市場整備部において開催された部課長会、土木ラインと建築ラインの会合など、豊洲市場建物下に盛土をせずにモニタリング空間を作るなどと協議してきた庁内打ち合わせ記録	東京都知事	29.3.8	不存在
338	東京ガスとの交渉で、2004年に示した「豊洲地区 懸案事項の検討状況について(事務打ち合わせ用)・12月2日」と言われる文書	東京都知事	29.3.8	不存在
339	東京ガスとの交渉で示した「豊洲地区の懸案事項の解決に向けて(平成17年3月、東京都)」と言われる文書	東京都知事	29.3.8	29.3.15
340	2005年5月の東京ガスとの交渉で示した「豊洲地区用地の土壌処理に関する確認書(案)」と言われる文書	東京都知事	29.3.8	29.3.15
341	2004年7月22日の東京ガスとの交渉の際に、東京ガスから示された「知事本局(含:港湾局)との要約課題」と言われる文書、この課題について都として協議、検討した記録	東京都知事	29.3.8	29.3.15
342	2003年12月22日の東京ガスとの交渉の際に東京ガスに示した「案」と言われる文書	東京都知事	29.3.8	29.3.15
343	2003年12月2日の東京ガスとの交渉の際に、東京ガスに示した「4点の検討要請事項に対する回答」といわれる文書	東京都知事	29.3.8	29.3.15
344	2003年10月30日の東京ガスとの交渉の際に、東京ガスに示した「豊洲地区土壌汚染の処理について」と言われる文書	東京都知事	29.3.8	不存在
345	2003年5月29日の東京ガスとの交渉の際に、東京ガスに示した提案文書	東京都知事	29.3.8	不存在
346	2003年4月3日の東京ガスとの交渉の際に、東京ガスから示された資料	東京都知事	29.3.8	不存在
347	東京都庁の退職者が、鹿島建設(株)、清水建設(株)、大成建設(株)へ就職した方の氏名、前職、後職の全リスト(1980年~2015年)	東京都知事	29.3.8	29.3.15 一部不存在
348	2001年2月21日覚書原議	東京都知事	29.3.8	29.3.15
349	2001年7月6日の築地市場の豊洲移転に関する東京都と東京ガスとの基本合意原議	東京都知事	29.3.8	29.3.15
350	2002年7月31日豊洲地区開発整備にかかわる合意原議	東京都知事	29.3.8	29.3.15
351	2002年7月31日豊洲地区開発整備にかかわる合意にあたっての確認原議	東京都知事	29.3.8	29.3.15 一部不存在
352	2004年7月30日豊洲地区用地の土壌処理に関する確認書の締結に向けての原議	東京都知事	29.3.8	不存在
353	2005年5月31日豊洲地区用地の土壌処理に関する確認書の原議	東京都知事	29.3.8	29.3.15 一部不存在
354	2006年7月換地設計の変更に係る合意原議、すべての関連文書	東京都知事	29.3.8	29.3.15 一部不存在
355	豊洲新市場用地取得に係る土地鑑定評価委託の起案書、契約書、報告書、すべての関連文書	東京都知事	29.3.8	29.3.15 一部不存在
356	2004年5月26日の市場用地売買契約原議	東京都知事	29.3.8	29.3.15
357	2006年2月28日の市場用地売買契約原議	東京都知事	29.3.8	29.3.15
358	2006年11月1日の市場用地売買契約原議	東京都知事	29.3.8	29.3.15
359	2006年11月30日の市場用地売買契約書の原議	東京都知事	29.3.8	29.3.15
360	2011年3月31日の市場用地売買契約書の原議	東京都知事	29.3.8	29.3.15
361	2011年4月5日の市場用地売買契約書の原議	東京都知事	29.3.8	29.3.15
362	2011年4月20日の市場用地売買契約書の原議	東京都知事	29.3.8	29.3.15
363	2011年3月31日の豊洲地区用地の土壌汚染対策の費用負担に関する協定書の原議	東京都知事	29.3.8	29.3.15
364	2011年3月31日の豊洲地区用地の土壌汚染対策の費用負担に関する協定書についての確認原議	東京都知事	29.3.8	29.3.15
365	2004年3月から2011年4月までの7回にわたる豊洲地区市場用地の売買契約に先立つ財産価格審議会の議案原議	東京都知事	29.3.8	不存在

No.	請求記録名	請求先	請求日	提出日等
366	2009年石原元知事に東京ガスの負担分は約80億円と説明して了承を得たとする中央卸売市場の説明資料	東京都知事	29.3.8	29.3.15
367	豊洲市場整備方針をPFIから直営方式に転換する経過の日建設計との協議記録	東京都知事	29.3.8	不存在
368	東京魚市場卸協同組合が東京チャレンジファンド投資事業有限責任組合の対象企業の再生対象企業に選定された経過がわかるすべての文書	東京都知事	29.3.8	不存在
369	豊洲市場用地を取得するにあたって瑕疵担保責任、土地の鑑定評価について協議、検討したすべての文書	東京都知事	29.3.8	29.3.15
370	豊洲市場用地を取得するにあたって東京ガスから示された土地評価にかかわる鑑定書	東京都知事	29.3.8	不存在
371	2011年2月7日に東京ガスに示した「負担協議各論が書いてあるもの」といわれる文書	東京都知事	29.3.8	29.3.15
372	2011年2月7日に東京ガスから示された「負担協定書論点」といわれる文書	東京都知事	29.3.8	29.3.15
373	前川氏の東京都在職中の豊洲市場に関する交渉記録全部	東京都知事	29.3.20	29.3.29
374	前川氏の東ガス在職中の所属役職と豊洲に関するメモ又は会議録	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.20	29.3.29
375	前川氏の東ガス在職中の東京都との接触記録	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.20	29.3.29
376	前川氏が東ガス在職中、前川氏が関与した平成13年のいわゆる2者間合意に関する打合せ、会議等に関するメモ、会議録	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.20	不存在
377	平成23年3月22日に岡田市場長が石原知事に東京ガスの追加負担78億円について説明した資料	東京都知事	29.3.20	29.3.29
378	平成13年7月6日の東ガスとの基本合意から、同月18日の「基本合意にあたっての確認書」を締結するまでの都と東ガスの交渉記録とその際に提出された全ての資料	東京都知事	29.3.20	不存在
379	平成13年7月6日の東ガスとの基本合意から、同月18日の「基本合意にあたっての確認書」を締結するまでの都と東ガスの交渉記録とその際に提出された全ての資料	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.20	不存在
380	赤星経昭氏が環境局長時代に議会答弁で環境確保条例について触れた発言の全て	東京都知事	29.3.20	29.3.29
381	平成12年9月4日に赤星経昭氏が東京ガスを来訪した際の記録	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.20	29.3.29
382	平成12年9月4日に赤星経昭氏が東京ガスを訪問した際の記録	東京都知事	29.3.20	不存在
383	平成12年9月18日に赤星経昭氏が東京ガス幹部と懇親会を開いた際の記録	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.20	29.3.29
384	平成12年9月18日に赤星経昭氏が東京ガス幹部と懇親会を開いた際の記録	東京都知事	29.3.20	不存在
385	平成12年9月29日に赤星経昭氏が東京ガスの江口氏らと会談した際の記録	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.20	29.3.29
386	平成12年9月29日に赤星経昭氏が東京ガスの江口氏らと会談した際の記録	東京都知事	29.3.20	不存在
387	平成13年3月2日から同年7月6日の基本合意締結までに都庁で開催された、都と東京ガスの「築地市場の豊洲移転に関する協議会」の会議録・メモおよび、そこで提示された資料の全て	東京都知事	29.3.20	不存在
388	前川耀男氏、赤星経昭氏、野村寛氏の都庁入庁から退職までの経歴と、退職後の再就職先	東京都知事	29.3.20	29.3.29
389	平成13年6月28日に赤星経昭氏が東京ガスの市野専務らと会談した際の記録・メモ	東京都知事	29.3.20	不存在
390	平成12年12月22日に赤星経昭氏が東京ガスと折衝した際の記録・メモ	東京都知事	29.3.20	不存在
391	平成13年7月18日の「基本合意にあたっての確認書」の都庁内での引き継ぎや保管先が分かる記録	東京都知事	29.3.20	不存在
392	2007年4月17日に「基本合意にあたっての確認書」のFAXを受け取った際の頭紙と送られたページの全て	東京都知事	29.3.20	29.3.29 一部不存在
393	豊洲の地権者との合意、確認書、協定書、土地売買契約書の決裁文書	東京都知事	29.3.20	29.3.29
394	東京都財産価格審議会の評定に対する決裁文書	東京都知事	29.3.20	不存在
395	豊洲土地地区画整理事業保留地の売払価格についての評価員諮問書決裁文書	東京都知事	29.3.20	29.3.29
396	築地市場整備問題検討会における議事録及び関係各局における打合せメモ	東京都知事	29.3.20	29.3.29 一部不存在
397	築地市場の豊洲移転に関する東京都と東京ガスとの基本合意後の最終合意	東京都知事	29.3.20	不存在
398	築地市場の豊洲移転に関する東京都と東京ガスとの基本合意後の最終合意	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.20	29.3.29

No.	請求記録名	請求先	請求日	提出日等
399	築地市場業界団体との交渉、打合せ記録	東京都知事	29.3.20	29.3.29 一部不存在
400	中央区、中央区議会との交渉、打合せ記録	東京都知事	29.3.20	29.3.29 一部不存在
401	江東区、江東区議会との交渉、打合せ記録	東京都知事	29.3.20	29.3.29 一部不存在
402	豊洲地区開発協議会における打合せ記録	東京都知事	29.3.20	29.3.29 一部不存在
403	豊洲地区開発協議会に向けた庁内打合せ記録	東京都知事	29.3.20	29.3.29 一部不存在
404	1999年に豊洲移転予定地を豊洲等を議題にした政策会議の議事録、メモなどすべての記録	東京都知事	29.3.20	不存在
405	土壌汚染対策工事の下請け施工体制台帳	東京都知事	29.3.20	29.3.29
406	汚染土壌の搬出に係わる管理表及び受託企業からの報告書	東京都知事	29.3.20	29.3.29 期限延長 29.5.23 一部不存在
407	2001年2月東京ガスとの「覚書」とともに締結された「確認書」とされるものに係わるすべての記録	東京都知事	29.3.20	不存在
408	2001年7月基本合意に至るまでの濱渦副知事から赤星氏への指示とされるメモ、文書のすべて	東京都知事	29.3.20	不存在
409	2000年12月の都と東京ガス豊洲開発（株）江口氏との会談記録	東京都知事	29.3.20	不存在
410	2000年7月から赤星氏が出席した東京ガスとの協議記録	東京都知事	29.3.20	29.3.29
411	都と東京ガスとの間での土壌汚染対策費に係わる合意にあたって2011年3月22日の知事への説明文書	東京都知事	29.3.20	29.3.29
412	豊洲市場問題にかかわる前川氏との局内での協議の記録、メモなどすべての文書	東京都知事	29.3.20	不存在
413	財産価格審議会の会長、委員選任のかかわる起案書、選定経過にかかわるすべての文書	東京都知事	29.3.20	不存在
414	技術会議発足にかかわる起案書、委員選定にかかわるすべての文書	東京都知事	29.3.20	29.3.29
415	豊洲市場用地の購入にかかわる都職員と東京ガスグループとの懇親会に関する開催年月日、出席者氏名、会場、懇親会の目的・内容・成果、費用の額・内訳・支払者などすべての記録	東京都知事	29.3.20	不存在
416	カセットテープで録音された交渉記録	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.20	不存在
417	平成12/10-平成13/2の東京都との交渉記録のすべて（東京瓦斯（株）分）	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.20	29.3.29
418	平成12/10-平成13/2の東京都との交渉記録のすべて（用地開発（株）分）	東京ガス用地開発 (株)代表取締役社長	29.3.20	29.3.29
419	H12-H13の年末年始の面会記録（東京瓦斯（株）分）	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.20	29.3.29
420	H12-H13の年末年始の面会記録（東京都分）	東京都知事	29.3.20	不存在
421	平成11年11月5日の上原社長と石原都知事の面会記録および議事録	東京ガス(株) 代表取締役社長	29.3.20	29.3.29
422	東京ガスから提出された環境確保条例に関する資料（豊洲だけでなくその他の所有地も含めすべて）	東京都知事	29.3.20	29.3.29
423	東京ガスに再就職が始まった都職員の局長級と職員の就任時期	東京都知事	29.3.20	29.3.29
424	H13当時の政策報道室首都機能調査担当部長野村寛氏の略歴	東京都知事	29.3.20	29.3.29
425	証人の前川氏、赤星氏、野村氏の東京ガスへの訪問記録の全て	東京都知事	29.3.20	29.3.29

## § 4 築地市場から豊洲市場への移転等に関する経緯について

\*本資料は、第2回委員会（平成29年3月1日）資料1に本委員会における調査で判明したこと等を加えたものである。

### 1 築地市場の開場から現在地再整備方針の決定まで

#### (1) 築地市場の開場

大正12年 9月	関東大震災
大正13年 3月	築地・神田・江東市場の建設を東京市議会で議決
昭和5年12月	着工
昭和9年 8月	完成
昭和10年 2月	業務開始

#### (2) 築地市場の施設整備

昭和30年になると、開場当時に比べて水産物の取扱量が2.1倍となるなど、取扱量の増大と生鮮食料品の輸送用トラック及び買出車両等の増加により、場内は狭隘の度を一層増し、市場施設の整備が緊急課題となった。

昭和30年3月、進駐軍に接收されていた施設（築地市場の約4分の1）が返還され、施設配置の変更を含めた整備に着手できるようになった。

昭和30年代

- 運送荷扱所、たこ加工場、買荷保管所等の建設・整備、水産仲卸売場の増築等により、当面の施設不足の解消を図るとともに、モータリゼーションに対応した施設配置が一部実現
- 場内都有地に民有冷蔵庫の建設を許可

昭和40年代

- 入荷量・買出車両の増加対策として、卸売場の立体化と拡張、機械化、定温倉庫、老朽化施設（水産仲卸売場・都冷蔵庫等）の改良・改修など、市場施設・設備を整備拡充

昭和50年代

- 青果部仲卸売場の建替えによる立体化、水産物部の立体駐車場、低温卸売場、塩干物冷蔵庫、水産物卸売場の立体化その他の新設・増設・改修など

#### (3) 築地市場の機能分散の検討

昭和47年11月	第1次 東京都卸売市場整備計画（築地市場の機能分散化を図るため、大井埋立地の総合市場の建設決定）
昭和56年～	業界に対し、築地市場について、大井市場への全面移転、一部機能分散、築地での再整備のいずれかで調整を図ったが難航
昭和61年 1月	東京都首脳部会議で、基幹市場として現在地での再整備を決定

### 2 現在地再整備の推進から豊洲市場への移転整備方針の決定まで

(1) 築地市場は、昭和10年の開場以来、施設の老朽化・過密化が著しく、市場機能の低下が顕著となったことから、現在地で全面的に再整備することが決定された。

昭和61年 1月	東京都首脳部会議において現在地再整備を決定
昭和63年11月	基本計画策定（水産：1階、青果：2階、駐車場：屋上）
平成2年 6月	基本設計完了（平成2年度着手、平成15年度完成予定）
平成2年 6月	「豊洲・晴海開発整備計画」策定（港湾局）
平成3年 1月	正門仮設駐車場建設工事に着手

(2) 一部本格工事に着手したものの、工期の大幅な遅れ、営業活動への影響、建設費の増大などの問題に直面したため、整備計画の見直しをすることとなった。

平成8年11月	東京都卸売市場整備計画（第6次）策定、基本計画の見直しを決定（立体的整備から平面整備へ）
平成9年10月	都と業界との協議機関である築地市場再整備推進協議会において、見直し案の検討を開始

- (3) 現在地再整備案を様々な角度から検討したが、改めて現在地再整備の困難性が指摘され、また、流通構造の変化に対応するには、移転整備のほうが望ましいとの結論に至った。

平成10年	1月	地権者と「豊洲地区開発整備に係る基本合意」を締結（港湾局ほか）
平成10年	4月	業界団体から臨海部への移転可能性について、調査検討の要望書提出
平成11年	2月～	築地市場再整備推進協議会において、複数の再整備案を検討
平成11年	4月	石原知事就任
平成11年	5月	福永副知事就任
平成11年	6月	大矢市場長就任
平成11年	7月	築地市場再整備推進協議会において、移転も視野に入れた検討を開始
平成11年	11月	築地市場再整備推進協議会において、「現在地再整備は困難であり、移転整備へと方向転換すべき」との意見集約
平成12年	7月	濱渦副知事就任
平成12年	8月	赤星政策報道室理事就任、野村政策報道室首都機能調査担当部長就任
平成13年	1月	東京ガスが「社有地の土壌調査結果と今後の対応について」を発表
平成13年	2月	東京ガスと豊洲地区への移転を前提に具体的な問題について協議に入ることで合意し、「覚書」を締結
平成13年	2月	「築地市場の豊洲移転に関する協議事項(確認)」（覚書の確認）を締結
平成13年	6月	大矢市場長退任、赤星知事本部次長退任
平成13年	7月	碓山市場長就任
平成13年	7月	東京ガスと築地市場の移転を織り込んだ豊洲のまちづくりを、協力して進めていくことで「築地市場の豊洲移転に関する東京都と東京ガスとの基本合意」が成立
平成13年	7月	「「築地市場の豊洲移転に関する東京都と東京ガスとの基本合意」にあたっての確認書」（二者間合意）を締結
平成13年	10月	東京都環境確保条例土壌汚染対策指針 施行(平成12年12月条例成立)
平成13年	12月	東京都卸売市場整備計画（第7次）において、豊洲地区への移転を正式決定

### 3 豊洲市場への移転整備方針の決定から現在まで

#### (1) 平成14年度～平成18年度

平成14年	5月	第1回新市場建設協議会において基本構想づくりについて協議開始
平成14年	7月	地権者と「豊洲地区開発整備に係る合意」「豊洲地区開発整備に係る合意」に当たっての確認」を締結
平成14年	7月	前川知事本部長就任、野村知事本部首都調査担当部長退任
平成14年	9月	「豊洲・晴海計画(案)」を発表し、市場が計画の中に位置づけられた
平成15年	2月	土壌汚染対策法 施行(平成14年5月成立)
平成15年	5月	「豊洲新市場基本構想」公表
平成15年	5月	碓山市場長退任
平成15年	6月	森澤市場長就任
平成16年	7月	「豊洲新市場基本計画」公表
平成16年	9月	東京都環境影響評価条例に基づく計画段階環境影響評価手続として「環境配慮書」を提出
平成16年	10月	江東区が市場の移転を受け入れ、協議に応じることを表明
平成17年	3月	農林水産大臣が策定した中央卸売市場整備計画（第8次）に「新市場を豊洲地区に整備し、それに伴い築地市場を廃止する」と明記された
平成17年	4月	東京都環境影響評価条例に基づく計画段階環境影響評価手続として対象計画に係る書面を知事に提出
平成17年	4月	東京都卸売市場整備基本方針（答申）において、「築地市場を豊洲地区に移転する」及び「平成24年度開場を目途に整備する」と明記
平成17年	5月	東京ガス及び東京ガス豊洲開発と「豊洲地区用地の土壌処理に関する確認書」を締結
平成17年	6月	福永副知事辞任
平成17年	7月	前川知事本局長退職、濱渦副知事辞任
平成17年	9月	「豊洲新市場実施計画のまとめ」策定
平成17年	11月	東京都卸売市場整備計画（第8次）において、「築地市場を豊洲地区に移転する」及び「平成24年度開場を目途に整備する」と明記
平成18年	2月	中央区地元住民等で構成する「築地市場移転に断固反対する会」は、名称を「新しい築地をつくる会」に変更し、活動内容を市場移転後の築地地区の活性化に積極的に取り組むこととした
平成18年	7月	森澤市場長退任、比留間市場長就任
平成18年	10月	「豊洲新市場基本設計相当」取りまとめ

平成18年10月	東京都環境影響評価条例に基づく事業段階環境影響評価手続として調査計画書を提出
平成18年12月	「豊洲新市場整備等事業実施方針」及び「豊洲新市場整備等事業業務要求水準書(案)」公表(PFI)
平成19年2月	東京都環境影響評価条例に基づく事業段階環境影響評価手続として環境影響評価書案を提出
平成19年3月	豊洲新市場整備事業に係るPFIスケジュールの延期を公表

(2) 平成19年度～平成23年度

平成19年5月	第1回「豊洲新市場予定地における土壌汚染対策等に関する専門家会議」開催(平成20年7月まで9回開催)
平成20年5月	豊洲新市場予定地の土壌から環境基準の4万3,000倍のベンゼンが検出されたと公表
平成20年7月	「豊洲新市場予定地における土壌汚染対策等に関する専門家会議」から報告書提出
平成20年8月	第1回「豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議」開催(平成26年11月まで18回開催)
平成21年2月	「豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議」から報告書提出
平成21年2月	豊洲新市場整備方針を策定し、土壌汚染対策・豊洲新市場開場時期(平成26年12月)及び整備スケジュール・豊洲新市場整備総事業費を公表
平成21年5月	東京都環境影響評価条例に基づく事業段階環境影響評価手続として「調査計画書(再実施)」を提出
平成21年7月	比留間市場長退任、岡田市場長就任
平成21年9月	都議会「東京都中央卸売市場築地市場の移転・再整備に関する特別委員会」設置
平成22年1月	豊洲新市場予定地の汚染物質処理に関する適用実験の開始
平成22年2月	「豊洲新市場整備等事業実施方針」(PFI)の取消しを公表
平成22年3月	平成22年度東京都中央卸売市場会計予算が付帯決議付きで可決
平成22年4月	改正土壌汚染対策法 施行(平成21年4月成立)
平成22年7月	第13回「豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議」開催
平成22年8月	第14回「豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議」開催、第2回報告書提出
平成22年10月	「東京都中央卸売市場築地市場の移転・再整備に関する特別委員会」報告書とりまとめ
平成22年10月	石原知事が築地市場の豊洲移転を正式表明
平成22年11月	東京都環境影響評価条例に基づく事業段階環境影響評価手続として「環境影響評価書案」(再実施)を提出
平成23年3月	豊洲新市場建設工事基本設計の受託者をプロポーザル方式により選定し、契約を締結
平成23年3月	豊洲新市場予定地における土壌汚染対策費用の負担及び用地取得について東京ガスと合意し、土地売買契約を締結
平成23年3月	国が、第9次中央卸売市場整備計画を策定し、第8次に引き続き豊洲新市場を新設市場として位置づけ
平成23年4月	全ての用地の取得を完了
平成23年5月	東京都卸売市場審議会により答申された東京都卸売市場整備基本方針に「豊洲新市場を平成26年度開場を目途に整備する」と明記
平成23年7月	東京都環境影響評価条例に基づく事業段階環境影響評価手続として「環境影響評価書」を提出
平成23年7月	岡田市場長退任、中西市場長就任
平成23年8月	都市計画法に基づき、都市計画市場として位置等が決定、告示
平成23年8月	東京都環境影響評価条例に基づき、環境影響評価書が告示、縦覧
平成23年8月	土壌汚染対策工事について、一般競争入札により契約を締結
平成23年10月	豊洲新市場建設工事実施設計の契約を締結
平成23年10月	第15回「豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議」開催
平成24年1月	東京都卸売市場整備計画(第9次)において、「豊洲新市場を平成26年度開場を目途に整備する」と明記

(3) 平成24年度～平成28年度

平成24年 6月	中西市場長退任
平成24年 7月	第1回「土壌汚染対策工事と地下水管理に関する協議会」開催 (平成28年6月まで7回開催)
平成24年10月	石原知事辞任
平成24年11月	第14回新市場建設協議会において、豊洲新市場の施設計画について、市場業界と合意
平成24年11月	「千客万来施設事業基本方針案」の公表
平成24年12月	猪瀬知事就任
平成25年 1月	土壌汚染対策工事の工期(最大1年間)及び市場施設の竣工時期 (平成26年度中から平成27年度中へ1年)の延伸の公表
平成25年 8月	「千客万来施設事業募集要項」の公表
平成25年11月	豊洲新市場管理施設棟建設工事の契約を締結 「千客万来施設事業提案書」の受付
平成25年12月	第16回「豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議」において7街区のガス工場操業に由来する土壌及び地下水の汚染対策完了を確認
平成25年12月	猪瀬知事辞任
平成26年 2月	舛添知事就任
平成26年 2月	豊洲新市場青果棟、水産仲卸売場棟、水産卸売場棟建設工事の契約を締結
平成26年 2月	「千客万来施設事業予定者」(2者が参画するグループ)を決定
平成26年 2月	第17回「豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議」において、5街区全域及び6街区西側のガス工場操業に由来する土壌及び地下水の汚染対策完了を確認
平成26年 2月	豊洲新市場建設工事の起工式が執り行われ、建設工事に着手
平成26年11月	第18回「豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議」を開催し、土壌汚染対策工事が全街区において全て完了したことを確認
平成26年12月	第16回「新市場建設協議会」において、豊洲新市場の開場時期を平成28年11月上旬とすることで市場業界と合意
平成27年 2月	千客万来施設事業の事業予定者の一部が辞退
平成27年 4月	千客万来施設事業の代表企業である事業予定者が辞退
平成27年 7月	第17回「新市場建設協議会」において、豊洲新市場の開場日を平成28年11月7日とすることで市場業界と合意し、新市場の名称を「東京都中央卸売市場豊洲市場」と公表
平成27年 9月	「千客万来施設事業(6街区)募集要項」の公表
平成28年 3月	千客万来施設事業(6街区)の事業予定者の決定・公表
平成28年 5月	豊洲市場の水産卸売場棟、水産仲卸売場棟、青果棟、管理施設棟の建設工事完了
平成28年 6月	千客万来施設事業(6街区)基本協定書の締結
平成28年 6月	舛添知事辞任
平成28年 8月	小池知事就任
平成28年 8月	築地市場の豊洲市場への移転延期を表明
平成28年 9月	第18回「新市場建設協議会」において、豊洲市場への移転延期について市場業界へ報告
平成28年 9月	豊洲市場建物下に盛り土がないことについて公表
平成28年 9月	「豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議」の設置
平成28年 9月	「市場問題プロジェクトチーム」の設置
平成28年10月	都議会「豊洲市場移転問題特別委員会」の設置
平成28年11月	豊洲市場の移転に向けた「ロードマップ」公表
平成28年12月	都議会公営企業会計決算特別委員会が平成27年度東京都中央卸売市場会計決算を不認定
平成29年 2月	都議会「豊洲市場移転問題に関する調査特別委員会」設置

§ 5 豊洲市場用地の取得に係る合意文書等について  
(第2回委員会(平成29年3月1日)資料2)

- 資料1 覚書【平成13年2月21日】
- 資料2 築地市場の豊洲移転に関する東京都と東京ガスとの基本合意【平成13年7月6日】
- 資料3-1 豊洲地区開発整備に係る合意【平成14年7月31日】
- 資料3-2 「豊洲地区開発整備に係る合意」に当たっての確認【平成14年7月31日】
- 資料4 豊洲地区用地の土壌処理に関する確認書【平成17年5月31日】
- 資料5-1 土地売買契約書(東京瓦斯株式会社)【平成23年3月31日】
- 資料5-2 土地売買契約書(東京ガス豊洲開発株式会社)【平成23年3月31日】
- 資料6-1 豊洲地区用地の土壌汚染対策の費用負担に関する協定書【平成23年3月31日】
- 資料6-2 「豊洲地区用地の土壌汚染対策の費用負担に関する協定書」についての確認【平成23年3月31日】



## 覚 書

東京都と東京ガス株式会社は、築地市場の豊洲移転について、諸条件の協議を始めるにあたり、以下のとおり覚書を取り結ぶこととする。

1. 本協議の目的に沿った所期の成果を得るため、次のとおり協議の「枠組み」を確認する。

- ①「豊洲・晴海開発整備計画」で示された、豊洲まちづくりに関する基本的考え方を踏襲するとともに、近年の地域開発動向・築地市場移転等の変化要因を付加し、21世紀に相応しいコンセプトに基づき新たなまちづくりのイメージを共有する。
- ②そのうえで、市場機能を織り込んだおおよその「まちづくりプラン」ならびに概略の換地設計の再構築を行う。

2. 諸条件に関する具体的事項は、以下の「基本項目」とする。

(1) 市場を織り込んだ「まちづくりプラン」再構築のための基本フレーム見直し

- ①居住人口の大幅な縮小とそれに伴う公共・公益施設の見直し
- ②用途・容積率等、土地利用計画の見直し
- ③交通基盤整備期間の完了時期前倒しの努力（環状2号線等）

(2) 平成10年の基本合意時の開発利益・事業性の確保

市場移転による土地利用の変更に伴い、土地区画整理事業に関する事業費と公共減歩及び防潮護岸の整備に係る開発者負担の見直しを行う。

(3) その他

- ① 先行計画・既存施設に対する配慮
- ② 関係区・関連業界等との都の責任ある対応

3. 協議スケジュール

- ・ 協議期間 — 3月から5月末まで(3ヶ月間)
- ・ 東京都と地権者との最終合意 — 別途、協議(10月目途)

以上

この覚書の証として本書を2通作成し、本件担当の東京都副知事及び東京ガス株式会社取締役副社長は、それぞれ押印の上、各自1通を保有する。

平成13年 2月 日

東京都副知事

濱 渦 武



東京ガス株式会社取締役副社長

伊 藤 春 野

## 築地市場の豊洲移転に関する 東京都と東京ガスとの基本合意

平成13年2月21日に締結した覚書以降の協議経過を踏まえ、東京ガス株式会社は築地市場の豊洲移転に協力することとし、東京都と東京ガス株式会社は、築地市場の豊洲移転に関する諸条件について次のとおり合意する。

### 1 豊洲まちづくりの基本的考え方

#### (1) 新たなまちづくりイメージ

「豊洲・晴海開発整備計画」(平成9年4月)で示された基本的考え方を踏襲するとともに、新市場を新たに織り込み、21世紀にふさわしいコンセプトに基づき、にぎわいのあるまちづくりを目指していくこととする。

#### (2) 豊洲の開発フレーム

新市場の移転を踏まえ、居住人口及び就業人口を見直す。

#### (3) 土地利用計画

- ・土地利用計画の基本案は、別紙1のとおりとする。
- ・新市場は、第6街区の先端部を除き、第5、6、7街区内に配置する。

#### (4) 地域環境への配慮

- ・新市場の施設計画にあたっては、周辺環境に十分配慮し、地権者をはじめ関係者の意見を十分に聴き、決定するものとする。

### 2 土地区画整理事業の概略換地設計の再構築・事業性の確保

#### (1) 概略換地設計の基本案は、別紙2のとおりとする。

#### (2) 防潮護岸の整備経費は、土地区画整理事業の事業費から除外し、開発者負担金については、負担の仕組みを見直す。

(3) 土地区画整理事業の事業費については、全地権者間の最終合意時までに、一層の縮減に努める。

(4) 換地計画の基本となる施行前の土地価格については、平成10年1月の「豊洲地区開発整備に係る基本合意」時の価格を見直し、再評価を行う。

### 3 その他

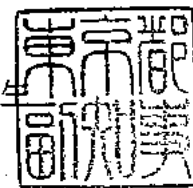
(1) 築地市場の移転について、関係区及び市場関係業界との協議・調整は都が責任を持って行う。

(2) 今後、都は本合意を踏まえ、全地権者との最終合意の締結に向け協議を進めていくこととする。なお、最終合意の締結は、本年10月を目途とする。

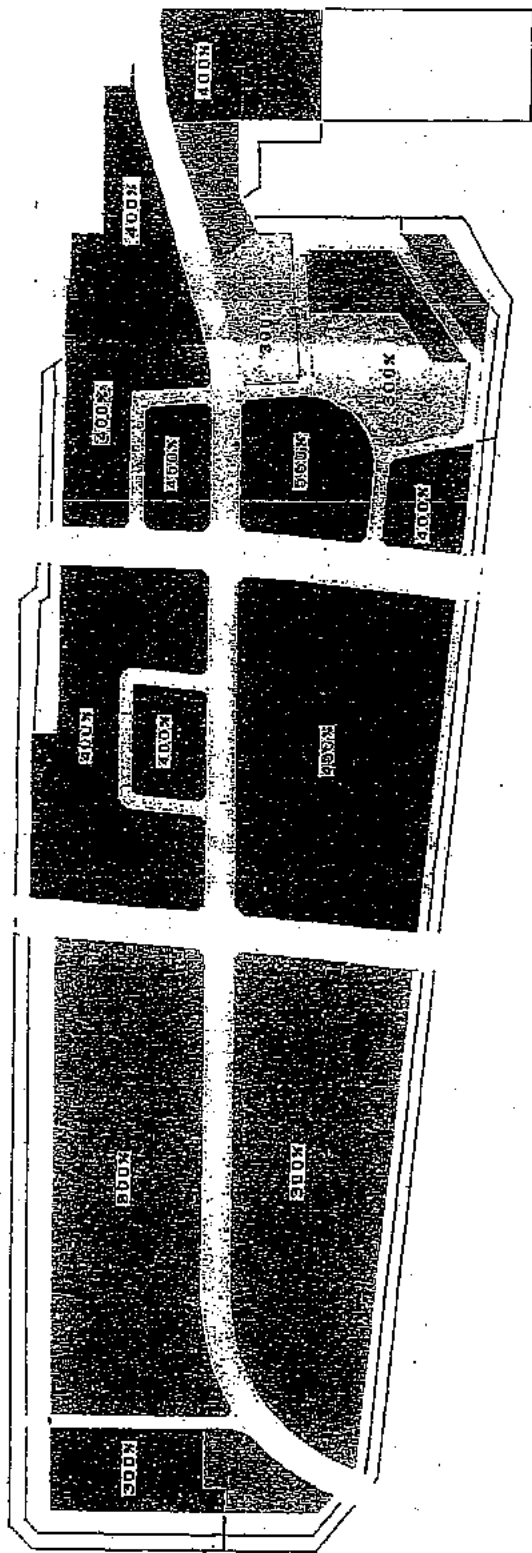
この合意の証として、本書を2通作成し、本件担当の東京都副知事及び東京ガス株式会社取締役副社長は、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成13年 7月 6 日

東京都副知事 濱 渦 武

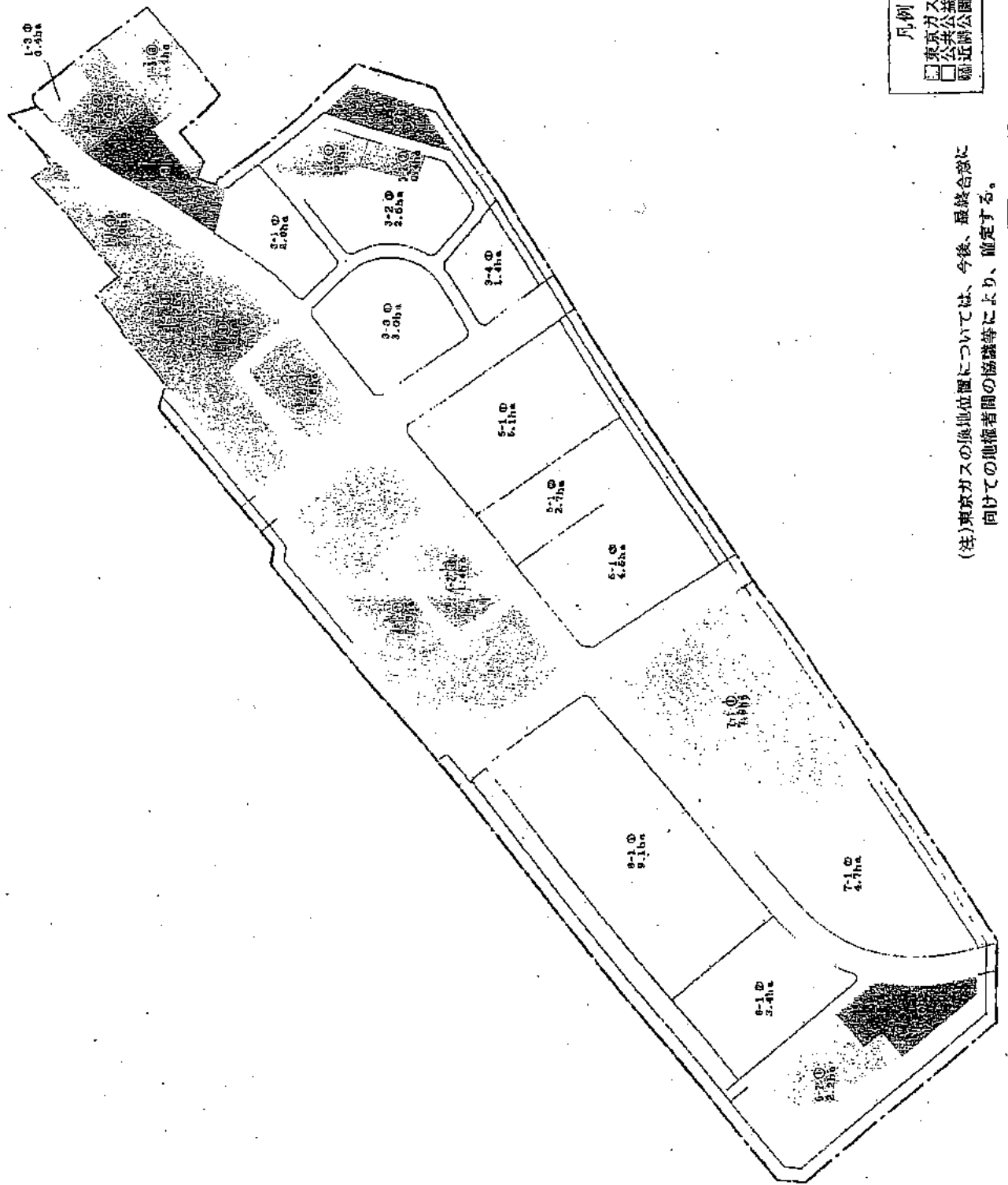


東京ガス株式会社取締役副社長 伊 藤 春 野



- 業務・商業系
- ▨ 複合系
- 住居系
- ▩ 準工業
- ▧ 公園
- ▩ 公共公益

# 土地利用計画の基本案



(注)東京ガスの換地位置については、今後、最終合意に向けての地権者間の協議等により、確定する。

## 豊洲地区開発整備に係る合意

東京都と民間地権者（東京ガス株式会社、東京ガス豊洲開発株式会社、東京電力株式会社、東京鉄鋼埠頭株式会社）は、豊洲地区の開発を着実に推進していくため、次のとおり合意する。

### 1 合意の位置づけ

築地市場の豊洲移転や広域幹線道路・区画道路等の整備を内容とする土地区画整理事業及び防潮護岸整備事業等を行うにあたり、東京都と民間地権者は相互に以下の項目を確認する。

### 2 基本的事項

#### (1) 全体の予定

土地区画整理事業は平成 18 年度末、東京臨海新交通「ゆりかもめ」の有明駅から豊洲駅までの延伸及び防潮護岸整備事業は平成 17 年度末を目途として着実に整備する。

#### (2) 土地区画整理事業

東京都は本書で合意された「概略換地図」（別紙 1）、「概略の事業費」（別紙 2）などに基づき、現行事業計画の変更を行い、土地区画整理事業を着実に推進する。

### 3 土地利用

#### (1) 開発フレーム

豊洲地区の開発フレームは以下の表のとおりとする。

居住人口	13,000 人程度
就業人口	44,000 人程度

#### (2) 土地利用計画

土地利用計画については、「土地利用計画」（別紙 3）のとおりとする。

### 4 土地区画整理事業

#### (1) 土地区画整理事業の推進

土地区画整理事業の範囲は、東京都市計画臨海部開発土地区画整理事業（平成 5 年 7 月 19 日告示）のうち、豊洲土地区画整理事業（平成 9 年 11 月 17 日事業計画決定）の範囲とし、東京都は施行者として、区画

道路等の整備も含め、着実に事業を推進する。

(2) 換地設計

換地設計は、「概略換地図」(別紙1)を基本として進める。

(3) 事業費

「概略の事業費」(別紙2)を基本とし、上下水道企業者等負担金を含めて、今後定める。

5 開発者負担

(1) 豊洲地区の開発者負担

東京臨海部の広域幹線道路等の整備に係る豊洲地区の開発者負担額については、4島(豊洲、晴海、有明北及び臨海副都心)の開発者負担額の合計2,372億円のうち820億円相当とする。

このうち、土地区画整理事業区域内の地権者は、公共・保留地減歩(798億円相当)として土地で負担する。

(2) 変更が生じた場合の協議の約束

今後、広域幹線道路・防潮護岸等の整備、有明北地区及び晴海地区との負担の公平性など、開発者負担に関わる基本的事項に変更が生じた場合は、東京都と民間地権者は開発者負担に関する対応策を協議する。

6 防潮護岸の整備

防潮護岸は、平成17年度末を目途に着実に整備する。

7 新市場の整備

(1) 新市場の配置

新市場は、第6街区の先端部を除く、第5、第6及び第7街区に配置する。

(2) 地域環境への配慮

新市場の施設計画の策定にあたっては、民間地権者をはじめ、関係者の意見を聴き、環境やまちづくりに配慮した施設計画とする。

(3) 移転に係る協議・調整

新市場の移転について、関係区及び市場業界との協議・調整は東京都が責任を持って行う。

8 まちづくりに関する協力

東京都と民間地権者は、豊洲地区の開発に関して、「豊洲・晴海開発整備計画-改定-」(平成9年4月)の再改定を踏まえ、相互に協力し、開



発環境の変化に適切に対応した適正かつ合理的な取り組みを行っていく。

## 9 その他

### (1) 汚染土壌対策

豊洲地区内の汚染土壌対策については、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)」に基づき対応を行う。

### (2) まちづくりガイドラインの策定

まちづくりガイドラインは、豊洲地区開発協議会で検討し、必要に応じて、地権者が主体となって作成するものとする。

### (3) 疑義が生じた場合等の対応

本合意を実施するに当たり疑義が生じた場合、または社会経済状況等の大幅な変化により本合意内容を見直す必要が生じた場合、東京都と民間地権者の双方は、お互い誠意を持って協議する。

この合意の証として本書を9通作成し、東京都港湾局長、東京都知事本部長、東京都都市計画局長、東京都建設局長、東京都中央卸売市場長、東京ガス株式会社取締役社長、東京ガス豊洲開発株式会社取締役社長、東京電力株式会社取締役社長及び東京鉄鋼埠頭株式会社取締役社長は、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成14年7月31日

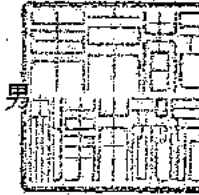
東京都港湾局長

高橋 信 行



東京都知事本部長

前川 耀 男



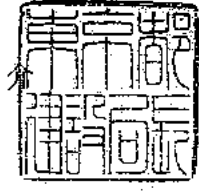
東京都都市計画局長

勝田 三 良



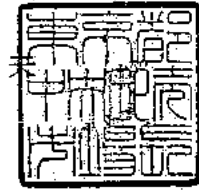
東京都建設局長

小峰 良 介



東京都中央卸売市場長

碓山 幸 夫



東京ガス株式会社取締役社長

上原 英 樹



東京ガス豊洲開発株式会社取締役社長

江口 英 樹



東京電力株式会社取締役社長

南 直 哉



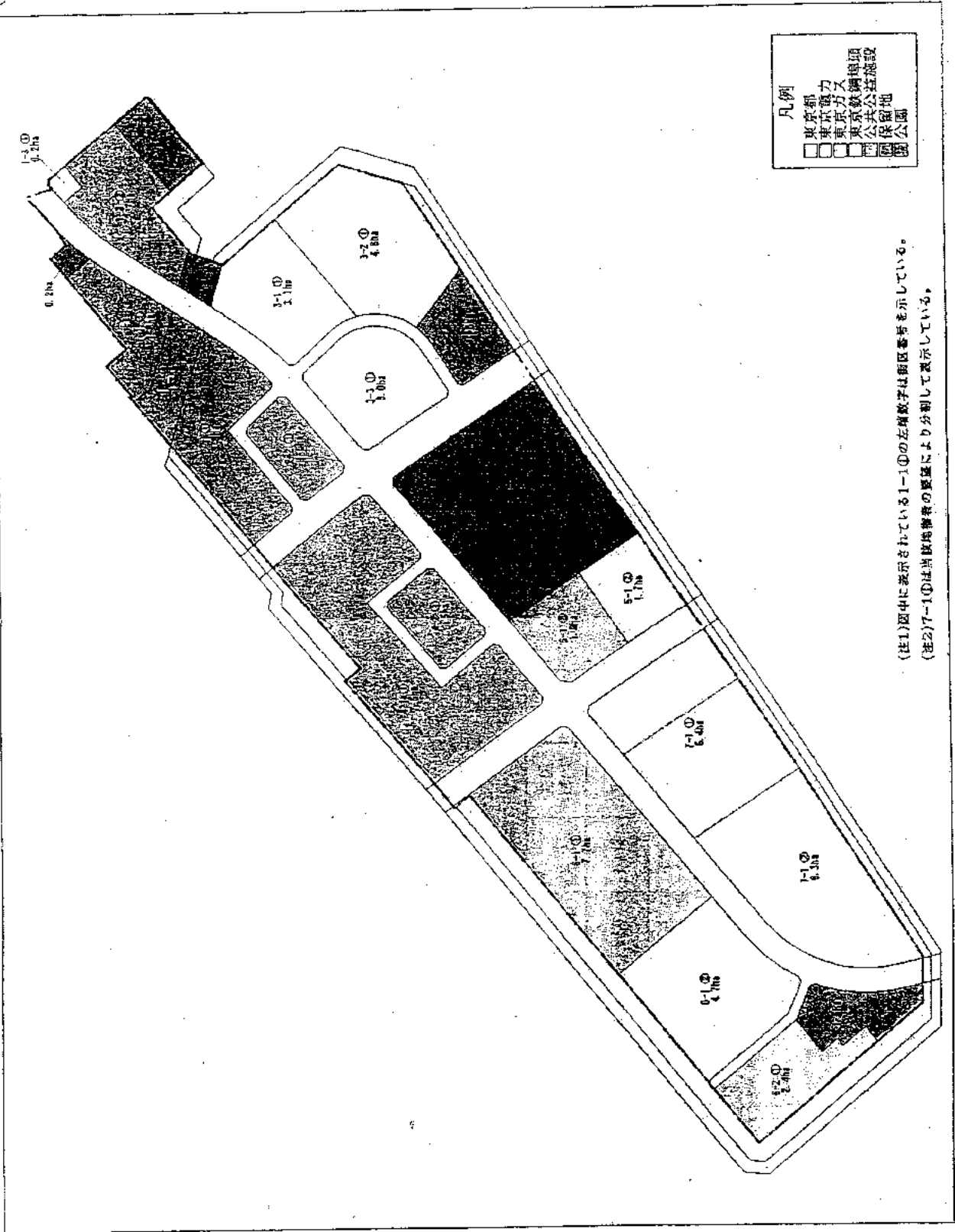
東京鉄鋼埠頭株式会社取締役社長

内山 久 八



概略換地図

縮尺 1:6,000 (別紙1) (1)



(注1) 図中に表示されている1-1①の左肩数字は街区番号を示している。  
 (注2) 7-1①は当該地権者の要望により分割して表示している。

## 施行後の画地価額推計値

画地番号	価額(億円)	画地番号	価額(億円)
1-1-①	106	5-1-①	551
1-2-①	67	5-1-②	105
1-3-①	10	5-1-③	127
1-3-②	148	6-1-①	379
1-3-③	44	6-1-②	220
2-1-①	204	6-2-①	98
2-2-①	101	7-1-①	323
3-1-①	179	7-1-②	290
3-2-①	215		
3-3-①	212		
4-1-①	430		
4-2-①	83		

## 施行前・後の地積と価額推計値、減歩率

地権者名	施行前		施行後		差額 (億円)	減歩率 (%)
	地積(ha)	価額(億円)	地積(ha)	価額(億円)		
東京ガス株式会社及び 東京ガス豊洲開発株式会社	49.7	1,224	31.8	1,743	519	36.0
東京電力株式会社	15.0	432	11.1	616	184	26.4
東京鉄鋼埠頭株式会社	8.5	226	6.4	323	97	25.4
東京都	14.4	432	12.7	615	183	11.7

(注)この価額推計値は参考値であり、地価の動向、評価方法等により変動する。

(注)施行後の地積及び減歩率は1-3-③を除いている。

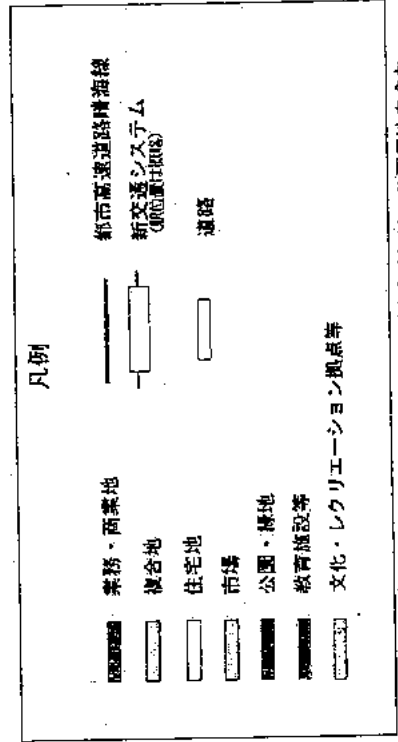
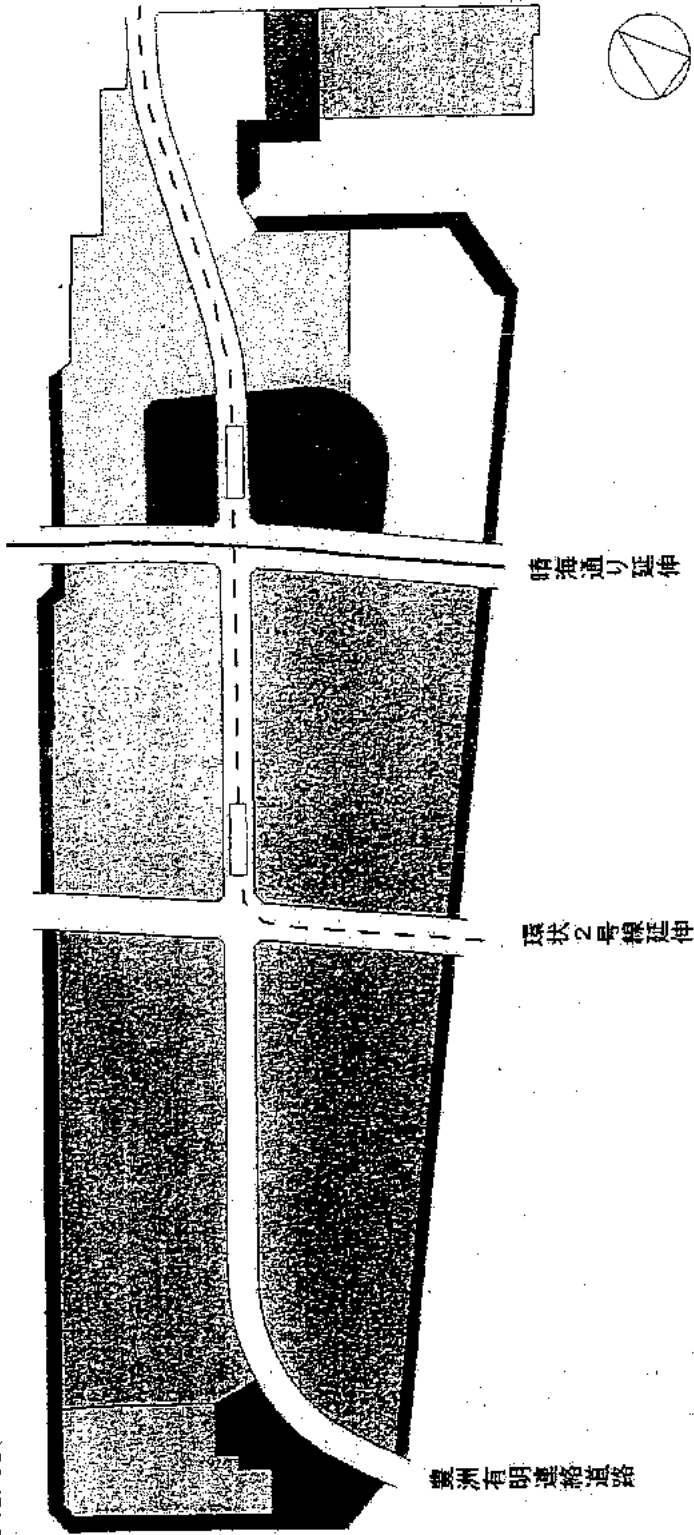
## 概略の事業費

(単位：億円)

事 項			事 業 費	
公 共 施 設 整 備 費	築 造	道 路	幹線道路	87
		築造費	区画道路	4
			C.C.BOX	28
		公園施設費	9	
	移 転	建物移転費	20	
移 設	供給処理施設	43		
法 第 二 条 第 2 項 該 当 事 業 費		上 水 道	62	
		下 水 道	33	
整 地 費			107	
付 帯 工 事 費			92	
調査設計・事務費等			28	
借 入 金 利 子			38	
事 業 費 総 額			551	

(注) 本表は保留地処分金において賄う事業費である。

●土地利用計画



※住宅地及び複合地には、公園用地を含む。

## 「豊洲地区開発整備に係る合意」に当たっての確認

「豊洲地区開発整備に係る合意」の内容の細部に関して、次のとおり確認する。

### 1 土地利用

#### (1) 用途地域の変更

仮換地指定後に再開発地区整備計画を策定のうえ、臨港地区を設定しない区域は原則として用途地域を変更する方向で調整する。

#### (2) 臨港地区の指定解除等

臨港地区の扱いについては、次により対応する。

##### ① 第6街区先端部宅地

臨港地区（無分区）を解除する方向で調整する。

##### ② 旧開削水路部分

臨港地区（無分区）を解除する方向で調整する。

#### (3) 容積率の配分

再開発地区整備計画を策定した場合、再開発地区運用基準に基づき、基盤の整備や公共貢献に応じて、見直し相当容積率（「土地利用計画図」（別紙1））に加え、適切な容積率（「土地利用計画図」（別紙2））を設定する。

### 2 土地区画整理事業

#### (1) 公共公益施設の用地

公共公益施設の位置等については、「土地利用計画図」（別紙2）のとおりとする。

公園用地については、公共減歩で捻出し、公益施設用地については、保留地を除く換地で捻出する。

#### (2) 補助315号線高架化

環状2号線以西の補助315号線については、第6及び第7街区の市場の一体的利用を確保するため高架構造に変更する。

なお、補助315号線の高架化に伴う整備費の増加分は東京都負担とする。

#### (3) スケジュール調整

土地区画整理事業と各事業のスケジュールは、「事業スケジュール」（別紙3）のとおりとし、着実に進捗するよう関係者間で協力し調整す

る。

### 3 再開発地区計画

「豊洲・晴海開発整備計画－改定－」（平成9年4月）の再改定を踏まえ、再開発地区計画方針を都市計画変更する方向で調整する。

### 4 防潮護岸の整備

#### (1) 水底管移設

工事時期、工程等について、別途協議を行う。

#### (2) 防潮護岸工事

工事時期、工程等について、地権者と協議を行い、調整を図る。

#### (3) 第1街区の陸上防潮堤整備

第1街区の陸上防潮堤は、土地区画整理事業の中で整備を行う。

#### (4) 護岸緑地の整備

護岸緑地の整備に当たっては、地権者と協議を行う。

#### (5) 市場用バース等の設置

市場用バース等の設置に当たっては、第6街区先端部での土地利用や護岸の回遊性の確保等に配慮を行う。

#### (6) 護岸の管理用通路への連絡路

放射34号線（晴海通り）延伸部及び環状2号線延伸部と第2及び第4街区の接する場所には護岸の管理用通路への連絡路を設置しない。

ただし、地権者は東京都と協議の上、別途、連絡路を確保する。

### 5 新市場の整備

#### (1) 地域環境への配慮

今後の基本計画策定にあたって、市場が地域環境に配慮すべき事項は、「市場づくりにおける地域環境への配慮」（別紙4）のとおりとする。

なお、周辺環境に対する負荷の軽減や地域のまちづくりに貢献する市場づくり等について、豊洲地区開発協議会で、協議、検討する。

#### (2) 新市場用地の譲渡

譲渡の時期については、「事業スケジュール」（別紙3）を基本とし、今後、協議の上、決定する。

また、売買価額については、売買契約締結時の適正な時価とする。

### 6 その他

#### (1) 汚染土壌対策



各地権者は、条例に基づき従前の所有地に対して、責任を持って土壌汚染に関わる調査を行う。調査の結果、汚染が判明した場合には、必要な処理対策を実施し、措置完了の届け出を行い、従後の地権者に記録の承継を行う。

(2) 地下埋設物の処理等

地下埋設物の処理については、将来の土地所有者と各地権者間で、別途、協議する。

なお、舗装撤去は土地区画整理事業の中で行う。

(3) 現業継続への配慮

土地区画整理事業、防潮護岸整備事業及び東京臨海新交通「ゆりかもめ」インフラ部整備事業の施工に当たっては、現業（暫定利用を含む）の継続及び移転に配慮した工程となるよう地権者と調整する。

(4) 疑義が生じた場合等の対応

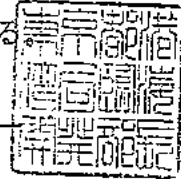
本確認を実施するに当たり疑義が生じた場合、または社会経済状況等の大幅な変化により本確認内容を見直す必要が生じた場合、東京都と民間地権者の双方は、お互い誠意を持って協議する。

この確認の証として本書を9通作成し、東京都港湾局臨海開発部長、東京都知事本部首都調査担当部長、東京都都市計画局都市づくり政策部長、東京都建設局市街地整備部長、東京都中央卸売市場管理部長、東京ガス株式会社管財部長、東京ガス豊洲開発株式会社取締役社長、東京電力株式会社用地部長及び東京鉄鋼埠頭株式会社取締役社長は、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する

平成14年7月31日

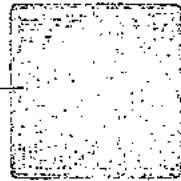
東京都港湾局臨海開発部長

三枝修一



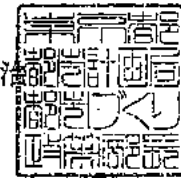
東京都知事本部首都調査担当部長

関口栄



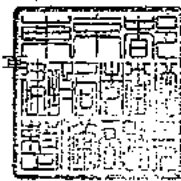
東京都都市計画局都市づくり政策部長

森下尚



東京都建設局市街地整備部長

田中



東京都中央卸売市場管理部長

橋本康



東京ガス株式会社管財部長



東京ガス豊洲開発株式会社取締役社長

江口



東京電力株式会社用地部長

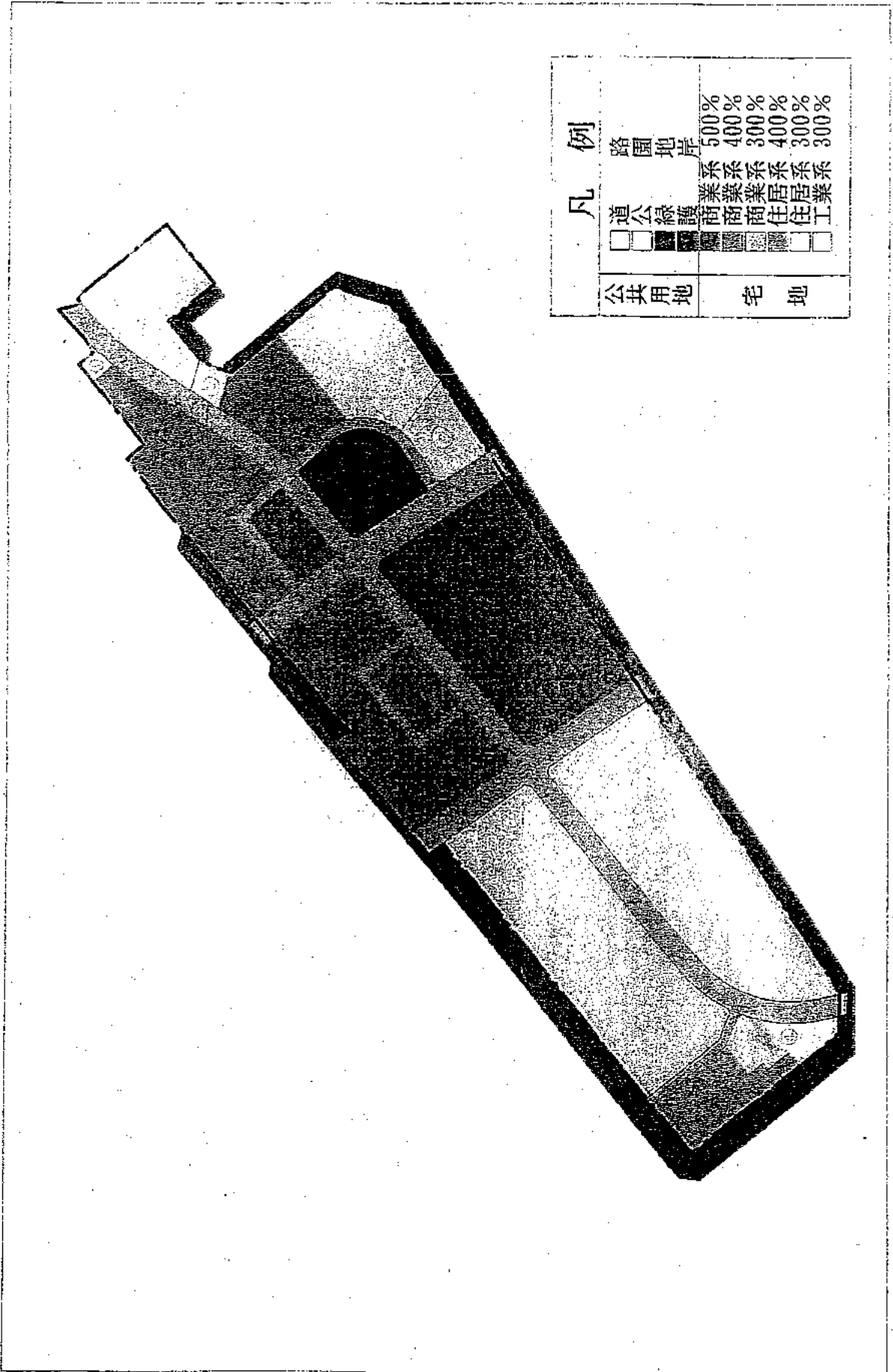


東京鉄鋼埠頭株式会社取締役社長

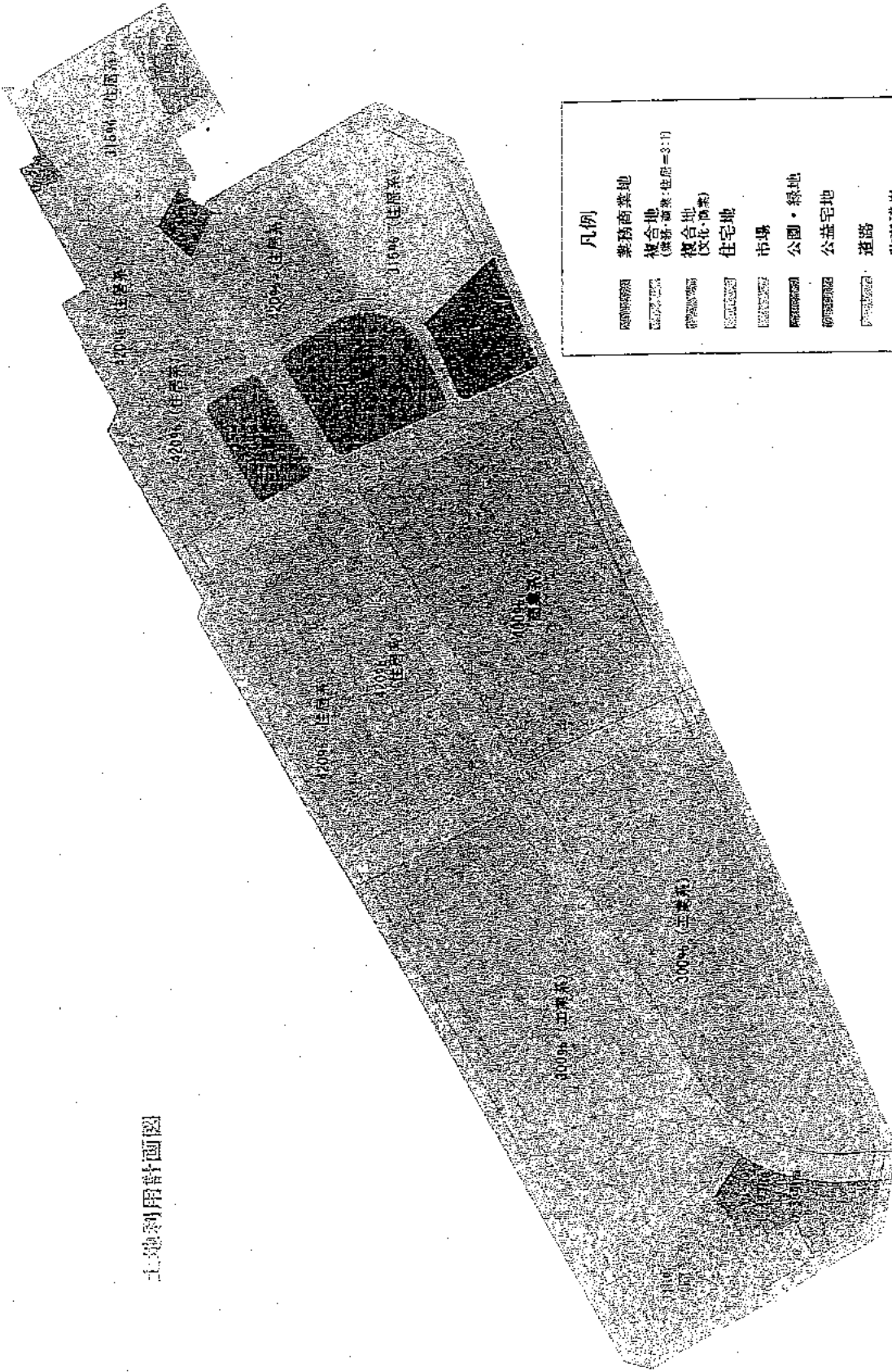
内山久八



土地利用計画図



土地利用計画図



凡例

	業務商業地
	複合地 (混合・商業・住宅系)
	複合地 (文化・商業)
	住宅地
	市場
	公園・緑地
	公営宅地
	道路
	防潮護岸

事業(手続)スケジュール

年度(平成)	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	備考
地権者協議	市内地区・旧住居地区 市内地区	町内地区 町内地区							
	町内地区 町内地区	町内地区 町内地区							江東区の町界を以て所定
望・晴開発整備計画(再改定)	町内地区 町内地区	町内地区 町内地区							土地取得 希望地の買収(買収 希望地・買収中)
港湾計画(変更)									希望する事業計画は、区画 整理と併進
区画整理事業の事業計画									
									江東区の町界を以て所定
再開地区計画									
									希望地の買収、買収が完了して いしごが完成 希望地の町界を以て所定
都市計画									
									希望地区を以て所定・利用する 場合
臨港地区 (暫定専入)									
									希望地区を以て所定・利用する 場合
市場の都市施設の都市計画 図決定									
									希望地区を以て所定・利用する 場合
市場移転									
									希望地区を以て所定・利用する 場合

事業(工事)スケジュール

年度(平成)	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
基礎整備	幹線道路	■	■	■	■	■	■	
	ガス中圧管				■	■	■	
	汚水管渠				■	■	■	
	汚水ポンプ場				■	■	■	
	雨水管渠				■	■	■	
	水道				■	■	■	
	区画道路				■	■	■	
	土壌改良				■	■	■	
宅地整備	建物撤去				■	■	■	
	地中撤去				■	■	■	
	整地				■	■	■	
	■				■	■	■	
屋外事業	■				■	■	■	
	■				■	■	■	
	■				■	■	■	
	■				■	■	■	
ゆりかもめ	■				■	■	■	
	■				■	■	■	
地権者の移転	■				■	■	■	
	■				■	■	■	
新市場	■				■	■	■	
	■				■	■	■	

## 豊洲地区用地の土壌処理に関する確認書

東京都、東京ガス株式会社及び東京ガス豊洲開発株式会社は、豊洲新市場建設予定地である東京ガス株式会社及び東京ガス豊洲開発株式会社の所有地における汚染土壌の処理の方法等について、下記のとおり確認する。

## 記

- 1 東京ガス株式会社及び東京ガス豊洲開発株式会社は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「条例」という。）第117条に基づき平成14年11月に東京都あて提出した汚染拡散防止計画書に記載する計画を実施することに加え、次の対策を講じる。

条例施行規則別表第12に規定する汚染土壌処理基準（以下「処理基準」という。）を超える操業由来の汚染土壌については、道路（幹線街路及び補助線街路）の区域の下となる箇所及びAP+2mより下部に存するものを除き、除去するか又は原位置での浄化等により処理基準以下となる対策を行う。

また、土壌処理に伴って掘削した土壌については、埋立由来の汚染についても適切に処理を行う。

- 2 東京都、東京ガス株式会社及び東京ガス豊洲開発株式会社は、土地区画整理事業、土壌汚染処理及びその他の関連事業に係る工事について、十分に工程調整等を行うものとし、東京ガス株式会社及び東京ガス豊洲開発株式会社は、この調整等の結果を踏まえ、上記1の処理を、当該土地が土地区画整理事業により仮換地として整理後の地権者に引き渡され又は保留地として処分される時まで責任をもって実施する。

- 3 東京都は、新海面処分場及び中央防波堤外側埋立地の受入基準を満たしている土壌については、所定の手続を経て両処分場に受け入れる。

- 4 土壌処理後の土地造成は、東京都、東京ガス株式会社及び東京ガス豊洲開発株式会社が協議したうえで、必要に応じ土地区画整理事業の一環として東京都が行う。
- 5 東京都、東京ガス株式会社及び東京ガス豊洲開発株式会社は、相互に協力してこの確認書の内容が円滑に実施されるよう努力するものとし、内容に疑義が生じた場合は、誠意を持って協議する。

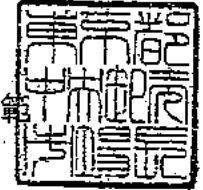


以上を確認することの証として本書を7通作成し、東京都中央卸売市場  
長、東京都知事本局長、東京都都市整備局長、東京都環境局長、東京都港  
湾局長、東京ガス株式会社取締役社長及び東京ガス豊洲開発株式会社取締  
役社長は、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成17年 5月31日

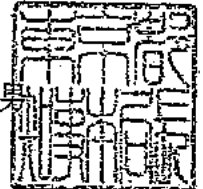
東京都中央卸売市場長

森 澤 正



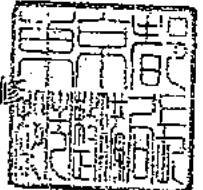
東京都知事本局長

前 川 耀



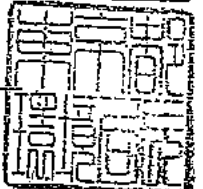
東京都都市整備局長

梶 山



東京都環境局長

平 井 健



東京都港湾局長

成 田



東京ガス株式会社取締役社長

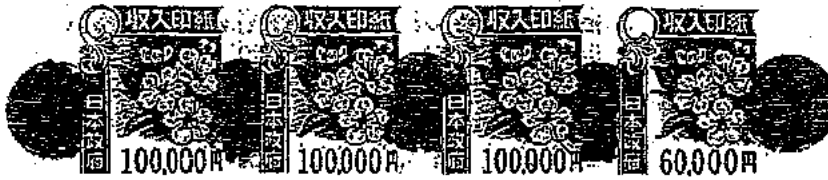
市 野 紀 生



東京ガス豊洲開発株式会社取締役社長

江 口





22財管第718号

## 土地売買契約書

買主 東京都を甲とし、売主 東京瓦斯株式会社を乙とし、甲乙間において、次の条項により、土地売買契約を締結する。

(売買物件及び売買価額)

第1条 乙は、次に掲げる土地（東京都江東区豊洲六丁目21番5（以下「従前の土地」という。）について、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第1項の規定に基づき指定された仮換地（以下「本件土地」という。）を、金3,226,500,000円をもって甲に売り渡す。

所在地	地目	地積	単価	金額
(本件土地) 東京都市計画事業豊洲土地 区画整理事業施行地区内 第6-1街区豊六21-5(仮換地)	宅地	6,453	500,000	3,226,500,000
(従前の土地) 江東区豊洲六丁目21番5	宅地	8,669.06	—	—

2 甲及び乙は、本件土地について、売買契約締結後、土地区画整理法第103条による換地処分により確定した換地地積と仮換地地積とに差異が生じても、売買代金の清算は行わないものとする。

(代金の支払)

第2条 甲は、前条の売買金額から第7条及び第8条に規定する各協定書において定めた乙が負担すべき金額を控除した残額を第4条第1項の所有権移転登記及び第5条の本件土地の引渡し完了後、乙の請求があった日から30日以内に支払うものとする。

(所有権の移転)

第3条 従前の土地の所有権は、この契約と同時に、乙から甲に移転するものとする。

(所有権の移転登記)

第4条 従前の土地の所有権移転登記は、この契約締結後、甲の囑託により速やかに行うものとする。

2 乙は、この契約締結後、直ちに前項の所有権移転登記に必要な書類を、自己の負担において、甲に提出しなければならない。

(本件土地の引渡し)

第5条 本件土地は、この契約締結と同時に、乙から甲に対し現状のまま引渡しがあったものとする。

(権利の消滅)

第6条 乙は、従前の土地について第三者が権利を有するときは、第4条第1項の所有権移転登記の囑託の日の前日までに、その一切の権利を消滅させなければならない。

2 前項の権利の消滅に要する費用は、乙の負担とする。

(地下埋設物の取扱い等)

第7条 本件土地に残置されている埋設物に関しては、平成18年3月31日付けで東京都と民間地権者（東京ガス株式会社、東京ガス豊洲開発株式会社、東京電力株式会社、東

京鉄鋼埠頭株式会社)の間で締結された「豊洲新市場予定地内に残置される地下埋設物の取扱いに関する協定書」及び平成19年3月30日付けで東京都中央卸売市場と東京ガス株式会社及び東京ガス豊洲開発株式会社の間で締結された「豊洲新市場予定地内の排水等取扱いに関する協定書」に基づくものとする。

(土壌汚染の取扱い等)

第8条 本件土地の土壌汚染に関しては、同日付けで締結した「豊洲地区用地の土壌汚染対策の費用負担に関する協定書」に基づくものとする。

(紛争の解決)

第9条 乙は、この契約に関し、第三者から異議の申立て又は権利の主張等があったときは、自己の責任において、解決するものとする。

(権利の譲渡)

第10条 乙は、この契約に基づく権利を譲渡しようとするときは、事前に甲の承認を受けなければならない。

(公租公課)

第11条 従前の土地に賦課される公租公課は、第4条第1項の所有権移転登記完了後であっても、乙を義務者として課されるものについては、乙の負担とする。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙がこの契約条項に違反したときは、催告しないで、この契約を解除することができる。

(契約の費用)

第13条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(清算金の納付又は受領)

第14条 土地区画整理法第110条第1項の規定に基づき本件土地について徴収され、又は交付される清算金がある場合は、その清算金を甲が納付し、又は受領するものとする。

(管轄裁判所)

第15条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

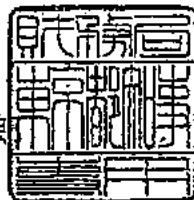
第16条 この契約の各条項の解釈について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成23年3月31日

甲 東京都

代表者 東京都知事 石原 慎太郎



乙 東京都港区海岸一丁目5番20号  
東京瓦斯株式会社

代表取締役 岡本 毅


 土地売買契約書

買主 東京都を甲とし、売主 東京ガス豊洲開発株式会社を乙とし、甲乙間において、次の条項により、土地売買契約を締結する。

(売買物件及び売買価額)

第1条 乙は、別表に掲げる土地（東京都江東区豊洲六丁目21番3外3筆（以下「従前の土地」という。）、）について、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第1項の規定に基づき指定された仮換地（以下「本件土地」という。）、を、金52,727,564,000円をもって甲に売り渡す。

2 甲及び乙は、本件土地について、売買契約締結後、土地区画整理法第103条による換地処分により確定した換地地積と仮換地地積とに差異が生じても、売買代金の清算は行わないものとする。

(代金の支払)

第2条 甲は、前条の売買金額から第7条及び第8条に規定する各協定書において定めた乙が負担すべき金額を控除した残額を第4条第1項の所有権移転登記及び第5条の本件土地の引渡し完了後、乙の請求があった日から30日以内に支払うものとする。

(所有権の移転)

第3条 従前の土地の所有権は、この契約と同時に、乙から甲に移転するものとする。

(所有権の移転登記)

第4条 従前の土地の所有権移転登記は、この契約締結後、甲の嘱託により速やかに行うものとする。

2 乙は、この契約締結後、直ちに前項の所有権移転登記に必要な書類を、自己の負担において、甲に提出しなければならない。

(本件土地の引渡し)

第5条 本件土地は、この契約締結と同時に、乙から甲に対し現状のまま引渡しがあったものとする。

(権利の消滅)

第6条 乙は、従前の土地について第三者が権利を有するときは、第4条第1項の所有権移転登記の嘱託の日の前日までに、その一切の権利を消滅させなければならない。

2 前項の権利の消滅に要する費用は、乙の負担とする。

(地下埋設物の取扱い等)

第7条 本件土地に残置されている埋設物に関しては、平成18年3月31日付けで東京都と民間地権者（東京ガス株式会社、東京ガス豊洲開発株式会社、東京電力株式会社、東京鉄鋼埠頭株式会社）の間で締結された「豊洲新市場予定地内に残置される地下埋設物の取扱いに関する協定書」及び平成19年3月30日付けで東京都中央卸売市場と東京ガス株式会社及び東京ガス豊洲開発株式会社の間で締結された「豊洲新市場予定地内の排水等取扱いに関する協定書」に基づくものとする。

(土壌汚染の取扱い等)

第8条 本件土地の土壌汚染に関しては、同日付けで締結した「豊洲地区用地の土壌汚染対策の費用負担に関する協定書」に基づくものとする。

(紛争の解決)

第9条 乙は、この契約に関し、第三者から異議の申立て又は権利の主張等があったときは、自己の責任において、解決するものとする。

(権利の譲渡)

第10条 乙は、この契約に基づく権利を譲渡しようとするときは、事前に甲の承認を受けなければならない。

(公租公課)

第11条 従前の土地に賦課される公租公課は、第4条第1項の所有権移転登記完了後であっても、乙を義務者として課されるものについては、乙の負担とする。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙がこの契約条項に違反したときは、催告しないで、この契約を解除することができる。

(契約の費用)

第13条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(清算金の納付又は受領)

第14条 土地区画整理法第110条第1項の規定に基づき本件土地について徴収され、又は交付される清算金がある場合は、その清算金を甲が納付し、又は受領するものとする。

(管轄裁判所)

第15条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

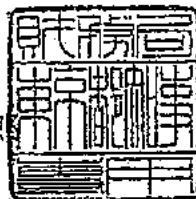
第16条 この契約の各条項の解釈について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成23年3月31日

甲 東京都

代表者 東京都知事 石原 慎太郎



乙 東京都港区海岸一丁目5番20号  
東京ガス豊洲開発株式会社

代表取締役 柳澤 道夫



【別表】

所在地	地目	地積	単価	金額
(本件土地)		m <sup>2</sup>	円	円
東京都市計画事業 豊洲土地区画整理事業施行地区内 第5街区 豊六21-3 (仮換地)	宅地	21,552	731,000	15,754,512,000
東京都市計画事業 豊洲土地区画整理事業施行地区内 第6-1街区 豊六21-1 (仮換地)	宅地			
東京都市計画事業 豊洲土地区画整理事業施行地区内 第6-1街区 豊六9-2 (仮換地)	宅地	77,188	479,000	36,973,052,000
東京都市計画事業 豊洲土地区画整理事業施行地区内 第6-1街区 豊六9-5 (仮換地)	宅地			
	計	98,740	-	52,727,564,000
(従前の土地)		m <sup>2</sup>		
江東区豊洲六丁目21番3	宅地	38,467.62	-	-
江東区豊洲六丁目21番1	宅地	78,010.51	-	-
江東区豊洲六丁目9番2	宅地	17,499.72	-	-
江東区豊洲六丁目9番5	宅地	8,157.52	-	-

## 豊洲地区用地の土壤汚染対策の費用負担に関する協定書

東京都（以下「甲」という。）、東京瓦斯株式会社（以下「乙」という。）及び東京ガス豊洲開発株式会社（以下「丙」という。）は、別紙に示す「豊洲地区用地の開発に関わる経緯」を確認した上で、東京都市計画事業豊洲土地区画整理事業（以下「区画整理事業」という。）施行区域内の豊洲新市場予定地において、今般甲が実施する土壤汚染対策における乙及び丙の費用負担について、次のとおり合意する。

## （目的）

第1条 甲、乙及び丙は、第2条で定める対象用地における甲と乙及び丙の間における豊洲地区用地の土壤汚染に起因する一切の問題を解決することを目的として、今般甲が実施する土壤汚染対策について、乙及び丙が費用の一部を負担することとし、その内容を本協定書で定める。

## （対象用地）

第2条 本協定書の対象用地は、区画整理事業施行区域内の豊洲新市場予定地及び補助第315号線高架下とする。

## （費用負担額）

第3条 甲が実施する土壤汚染対策に要する費用のうち、乙及び丙が負担する額を次のとおり確定する。

乙の負担額 金240,000,000円

丙の負担額 金7,560,000,000円

2 費用負担対象となる土量に変動が生じた場合においても、甲、乙及び丙は異議を申し立てず、費用負担額の増減を行わない。

## （支払時期及び方法）

第4条 第3条に定める費用負担額の支払いは、乙及び丙が豊洲新市場予定地内に所有する土地について、それぞれ甲と締結する土地売買契約に定める土地代金から控除する方法による。

(本協定書の失効)

第5条 本協定書は、甲と乙及び丙間の豊洲新市場予定地内の土地についての土地  
売買契約（平成23年3月31日付22財財管第717号及び22財財管第718号）の  
全部又はいずれか一方がその履行完了前に解除その他の理由により失効した場合  
には、本協定書も効力を失う。

(確認)

第6条 甲、乙及び丙は、別紙「豊洲地区用地の開発に関わる経緯」に鑑み、本協  
定書に定める内容について誠意をもって履行することとし、今後、乙及び丙は対  
象用地の土壌汚染にかかる費用負担をしないことを確認する。

(協議)

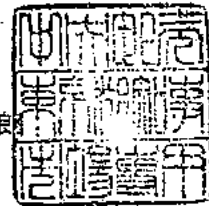
第7条 本協定書に定めのない事項、または本協定書に関して疑義が生じた場合、  
あるいは社会経済状況等の大幅な変化により本合意内容を見直す必要が生じた場  
合は、お互いに誠意を持って協議し、解決を図る。

本合意の証として、本協定書を3通作成し、東京都知事、東京瓦斯株式会社代表  
取締役、東京ガス豊洲開発株式会社代表取締役は、それぞれ記名押印の上、各自1  
通を所有する。

平成23年3月31日

甲 東京都知事

石原 慎太郎



乙 東京瓦斯株式会社代表取締役

岡本 毅



丙 東京ガス豊洲開発株式会社代表取締役

柳澤 道夫





【別紙】

豊洲地区用地の開発に関わる経緯

1 豊洲地区の開発整備について

- 豊洲地区の開発整備については、平成2年6月、東京都（以下「都」という。）が民間地権者との合意のもと、「豊洲・晴海開発整備計画」を策定した（平成9年4月改定）。
- 当初計画において、都は、一極集中型から多心型都市構造へと転換を図るため、都心部と臨海部との中間に位置する豊洲地区について、居住機能を重視しつつ、業務・商業の調和の取れた複合市街地としての開発を目指すこととした。
- 具体的には、土地区画整理事業を開発手法とし、街区の整備と併せて環状2号線など広域幹線道路も含めて整備することにより、東京全体の都市づくりと調和の取れた開発を行うこととし、平成9年12月に事業に着手した。
- 一方、東京瓦斯株式会社及び東京ガス豊洲開発株式会社（以下「東京瓦斯等」という。）は、この上位計画の下に具体的な開発プランを作成し、開発案件の誘致に着手するとともに、都市再開発に向けた取組みを推進していた。

2 築地市場の豊洲地区への移転整備への転換

- 東京都中央卸売市場築地市場は、昭和10年に開場して以来75年が経過し、施設の狭隘化、老朽化が進行していた。都は、昭和61年に現在地での再整備を決定し、平成3年に再整備工事に着手したが、営業を継続しながらの整備には困難が伴い、様々な問題が生じ、平成8年に本格着手する前に工事が中断した。
- 工事の中断後、基本計画の見直しや現在地再整備の再検討が行われたが、築地市場の業界団体は、豊洲地区を念頭に置いた臨海部への移転可能性の検討についての要望を都に行った。こうした経緯を経て、平成11年11月に行われた都と業界団体の代表者で構成する「築地市場再整備推進協議会」において、現在地再整備は困難であり、移転整備へと方向転換すべきと意見集約された。
- この意見集約を受けて、平成11年11月、都は豊洲地区の先端部を念頭に置

いて、東京瓦斯株式会社に対して築地市場の豊洲移転を打診し、最終的には、平成13年に策定した第7次東京都卸売市場整備計画において、現行の計画を改め、築地市場を豊洲地区に移転することを決定した。

### 3 東京瓦斯株式会社による土壌汚染対策

- 東京瓦斯等は、築地市場の豊洲地区への移転を受入れる以前の平成10年7月から11年10月にかけて、石炭ガス工場の操業に由来する土壌汚染対策として、自主的に土壌汚染調査を実施し、平成13年1月、調査結果とともに、対策工事についても公表するなど、土壌汚染対策に積極的に取り組んできた。
- こうした中、前記都による築地市場の豊洲移転の打診については、東京瓦斯は当初から、市場移転先を埠頭根元とする変更の提案と土壌汚染の存在の指摘を行った。これに対して都は、市場機能の確保とまちづくりの調和の観点から市場の先端部配置を要望するとともに、土壌汚染の存在及び処理の必要性を確認した。
- その後、東京瓦斯等は、卸売市場が公益性の高い施設であることから、これまでの開発計画を変更して築地市場の豊洲地区への移転を受入れることとした。
- これを受けて、「豊洲・晴海開発整備計画」が再改定され、平成14年7月、都と東京瓦斯等を含む民間地権者との間で「豊洲地区開発整備に係る合意」及び「豊洲地区開発整備に係る合意」に当たっての確認」が締結され、土壌汚染対策については、各地権者が、従前の所有地に対して、都の環境確保条例に基づき責任を持って調査を行い、調査の結果、汚染が判明した場合には、必要な処理対策を実施し、措置完了の届け出を行うことを確認した。
- これに基づき、東京瓦斯等は、具体的な対策工事について、平成14年11月、「汚染拡散防止計画書提出書」を提出し、都は、その内容を確認し受理した。
- その後、都は、東京瓦斯等に対して、追加の土壌対策を要請し、協議の上、平成17年5月、「豊洲地区用地の土壌処理に関する確認書」を締結し、東京瓦斯等は、平成14年11月に都に提出した汚染拡散防止計画書に記載する対策を実施することに加えて、工場操業時の地盤面（AP+4m）の下2m（AP+2m）については、環境基準以下とすることを内容とする、追加の上乗せ対策を実施す

ることで合意した。

- 上記確認書に基づき、東京瓦斯等は、平成17年9月、「汚染拡散防止計画書提出書」を都に追加提出し、上乘せの対策も含めて土壌汚染対策を実施した。
- 東京瓦斯等は、対策工事を終了し、平成19年4月までに、都に対し「汚染拡散防止措置完了届出書」を提出した。都は、内容を確認し、正式に受理した。これにより、東京瓦斯等は、都と締結した「合意」あるいは「確認書」等における土壌汚染対策の内容を含め、都の環境確保条例上の手続を全て完了した。

#### 4 都が実施した調査により確認された土壌汚染についての対応

- 都は、平成19年4月、「豊洲新市場予定地における土壌汚染対策等に関する専門家会議」を設置し、新市場予定地について「食の安全・安心」確保の観点から、市場用地としての安全性を高いレベルで確認するため、改めて法令を上回る詳細な調査を実施した。専門家会議においては、東京瓦斯等が実施した土壌汚染対策は都の環境確保条例が求める内容を十分に満たしたものであることが確認されたが、詳細調査の結果、新たに操業由来の汚染物質が検出され、前記専門家会議において、法令上の対策を上回る内容を含む、都が行うべき土壌汚染対策の提言が行われた。
- 専門家会議の終了後、引続き設置された「豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議」において、具体的な実施工法等が検討され、ここでの検討内容も含めて、都は、平成21年2月、「豊洲新市場整備方針」を策定し、豊洲新市場予定地において実施する土壌汚染対策を取りまとめた。
- これを受けて、都は、東京瓦斯等に対して、都が実施する土壌汚染対策経費の一部負担について、協議の申入れを行った。
- 東京瓦斯等は、前記のとおり、既に都の環境確保条例上の手続を完了しており、新市場予定地における土壌汚染対策に関する責務は履行済であり、負担に応じる法的責任はない。しかし、卸売市場が公益性の高い施設であること及び都の施策に協力する趣旨から、都との協議に応じることとし、今般、合意したことから、本協定書を締結することとした。

## 「豊洲地区用地の土壤汚染対策の費用負担に関する協定書」についての確認

東京都（以下「甲」という。）、東京瓦斯株式会社（以下「乙」という。）及び東京ガス豊洲開発株式会社（以下「丙」という。）は、「豊洲地区用地の土壤汚染対策の費用負担に関する協定書」（平成23年3月31日締結、以下「協定書」という。）の内容の細部について、次のとおり確認する。

## 1. 負担の対象となる土量について

協定書第3条第2項における費用負担対象となる土量とは、別表1に示すとおり。

別表1

項目		乙の対象土量 (m <sup>3</sup> )	丙の対象土量 (m <sup>3</sup> )
対象深度	基準超過倍率		
A. P. +4m~+2m	1~10倍	1,603	39,581
	10倍超	94	5,522
	基準以下（油膜）	1,080	27,920
A. P. +2m以深	10倍超	982	43,018
合計		3,759	116,041

## 2. 負担額について

協定書第3条第1項における乙及び丙の負担額の詳細は、別表2に示すとおり。

別表2

区分	工事概要	乙の負担額 (百万円)	丙の負担額 (百万円)
準備工事	仮設プラント・仮設棧橋 汚染物質前処理	21	706
対象深度 A. P. +4m~+2m	鋼矢板設置 地下水処理 基準以下（油膜） 基準超過1~10倍 基準超過10倍超	114	2,982
対象深度 A. P. +2m以深	鋼矢板設置 地下水処理 基準超過10倍超 埋め戻し	105	3,684
盛土・埋め戻し	埋め戻し	0	24
高架下	土壌処理	0	164
合計		240	7,560

上記の証として、本書を3通作成し、東京都中央卸売市場新市場整備部長、東京瓦斯株式会社大規模用地プロジェクト部長、東京ガス豊洲開発株式会社取締役事業部長は、それぞれ記名押印の上、各自1通を所有する。

平成23年3月31日

甲 東京都中央卸売市場新市場整備部長

宮良



乙 東京瓦斯株式会社

丙 東京ガス豊洲開発株式会社



## § 6 各会派による意見開陳全文(第13回委員会(平成29年5月24日))

※ 本資料は、各会派の意見開陳原稿に基づき作成したものであり、一部、速記録とは異なる表現等がある。

### 自民党(河野 ゆうき 委員)

都議会自民党を代表して、豊洲市場移転問題に関する調査特別委員会の、これまでの審議について、意見開陳を行います。

小池知事が豊洲移転を延期し、豊洲市場への移転に関して、都民の関心が高まる中、豊洲市場移転問題特別委員会(いわゆる市特)が設置され、その審議の経過の中で、豊洲の東京ガス跡地に、市場を移転することに決まった経緯、その間の東京ガスと東京都の、交渉の経緯などについて、事実関係を明らかにするため、強力な調査権を有する本100条委員会が設置されました。

本委員会は、事実関係を調査するため、これまで5日間にわたり、延べ24名、時間にして23時間に及ぶ、証人喚問を行ってきました。各証人におかれましては、それぞれ、古い記憶を思い出していただきながら、誠実な証言を行っていただいたことに、この場をお借りして、改めて感謝の意を表すものです。

最初に、3月11日には、東京都の元副知事、元市場長そして、東京ガスの現会長と社長及び役員OBの方々、総勢11名の方から、東京都が豊洲の東京ガス跡地を、築地市場の移転先に決定した経緯や、東京ガスが自社所有の土地を、市場用地として東京都に売却することに、協力するに至った経緯を確認しました。

そして、例えば、護岸対策工事費を東京ガスが、負担しないこととなったのは、開発計画の変更による結果に過ぎず、東京都が東京ガスから、豊洲を市場用地として入手するに際して、東京ガス側に対し、何かしらの不正不当な、利益が供与されたということは、なかった、ということが確認されました。

3月18日には、4名の元市場長の方々と、豊洲市場の土地購入時の、東京都財産価格審議会の会長など4名の方から、土壌汚染対策に関する確認書、費用負担に関する合意、建屋の下に盛土を行わなかった経緯、契約案件の審議状況などについて、質問させていただきました。

その中で、東京ガスの78億円土壌汚染対策費の負担については、法的に責任はないものの、企業の社会的な責任として、追加で負担したものの、であることが確認されました。

3月19日には、豊洲市場の移転交渉を、東京ガスと行った濱渦元副知事には、当時、交渉が行き詰まっていた中、どのように両者の調整を、前に進めていったのかを確認しました。

そして、あたかも、何か裏取引があるかのように言われていた、「水面下」での交渉とは、いわゆる「密約」といった類のものではなく、売買交渉にあたって事務的に、具体的な細部を詰めていく、ということを表現した言葉にすぎない、ものであったことも確認されました。

翌20日は、石原慎太郎元知事に対して、なぜ築地から豊洲に移転すると判断したのかについて、直接、確認をしました。

そして、4月4日には、それまでの証言を踏まえ、豊洲市場移転に関与した、当時の知事本局長、政策報道室理事、担当部長の3名の方から、石原知事、濱渦副知事の下で、実際にどのように、事務手続きが進められていったのかを、確認しました。

この中でも、いわゆる「2者間合意」と言われ、あたかも、密約であるかのようにレッテルを貼られた、平成13年7月の都とガスの部長級間での確認書も、それまでの担当レベルで、協議した内容を確認したものに、過ぎないということがわかりました。

また、東京ガスから提出された資料にありました、「Xデー」という表現も、この委員会でも、一部委員から、勘違い、的外れな指摘がされており、週刊誌等も、いわくありげに、報道されておりましたが、実際は、Xデーとは東京ガスが自ら汚染対策を定めて、公表する日のことを、そう呼んでいただけのことで、実は、なんら問題のない事柄であったことも、はっきりしました。

また、土壌汚染対策に関する費用負担についても、法令基準を満たす汚染土壌対策と、卸売市場用地という特別の条件を勘案した、さらなる土壌汚染対策、それぞれについて、東京ガスと東京都、双方が了解の下、取り決めがきちんと、行われていたことも明確になりました。

さらに、多岐にわたる交渉が、互いの了解の下で、円滑に進んでいくように、東京ガスと東京都、双方の部長級職員が、交わした覚書に関連して、あたかも、不正があったかのような質疑もありましたが、東京ガスと東京都、双方の当事者の証言からは、そうした事実につながる、発言を見出すことはできませんでした。

つまり、証人喚問の結果、豊洲への移転を決めるにあたって、東京都と東京ガスが、交渉を進めていく過程や、東京ガス、東京都、双方における当時の検討作業において、その正当性を疑うべき事実は、なんら発見されなかったということです。

しかしながら、ガバナンスの問題、情報公開、横の連絡、縦の連絡など、今後の都政運営に、反省として活かさなければ、ならない点は多数ある、ということも指摘しておきます。

なお、今回の当委員会、全般にわたる、証人喚問に関して、一言申し上げておきます。喚問は証人から、事実を聞くために行うものであり、質問者が想定したシナリオをもとに、シナリオに都合がいい発言を、引き出すためのものではありません。

ところが、我が党以外の質問者の中には、自らが想定したシナリオに、固執した質問に、終始するとともに、時には、提出された資料の一部を、曲解し、なんの裏づけもないまま、証人喚問の場を使って自らが創作した、事実と全く異なる、ストーリーをアピールする、といった、質問者までいました。

事実関係を調査する際に、もっとも肝心なことは、予断を持たず、公平中立の立場で、提出された資料を読み、証言を聞くという謙虚な姿勢であります。この基本中の基本が、本委員会の審議において、おろそかにされてきた委員がいたことを、非常に残念に思います。

さて、100条委員会では、調査が厳正に行われるよう、証人喚問において、虚偽の証言を行ったと認められた場合には、告発しなければならない、とされています。延べ24名の証人の方々は、宣誓の上、当時の記憶を思いおこして、非常に誠実に証言をされていました。

しかしながら、現在、当委員会が行った証人喚問の証人のうち、特定の証人に対し、虚偽の陳述を理由に、偽証の認定をすべきであるとの主張が、自民党を除く、他の各党派から、提出されております。

そして、「虚偽の陳述に当たると考えられる案件一覧」には、各党派が虚偽の陳述、つまり偽証に当たると考えている陳述と、その根拠と考える資料が、記載され、当委員会に提出されていますが、我々は理解に苦しんでおります。

虚偽の陳述とは、事実と異なる、との認識を持ちながら、敢えて違うことを証言する、ということです。要するに、故意に嘘をつくということです。

つまり、時間の経過などによって、忘れてしまったり、勘違いのため、結果的に、事実とは異なる証言をした場合は、「虚偽の陳述」とは、ならないのです。

ある証言を「虚偽の陳述」であるとして、告発する為には、それが客観的事実と相違する証言である、というだけでは足りず、事実をわかっていたのに、故意に、記憶に反

して、事実と反する発言をしたという点まで、証拠によって立証することが必要となります。

したがって、虚偽の陳述を主張する、会派の中には、メモなどに矛盾する記載があることを、重視しているようですが、こうしたメモの存在だけでは、偽証告発の根拠としては、甚だ不十分と言わざるを得ないのです。

例えば、今回、瀆渦証人が関わったのが、平成13年7月基本合意までであり、それから先は全く知らないとか、一切相談にも預かっていないなどと証言されております。

この証言に対して、それ以後にも、瀆渦証人に都の担当者が報告をした、かのような資料が存在することをもって、瀆渦証人が、自分の記憶に反して、敢えて、事実と異なる証言をしたのだと、いうことまで証明するものではありません。

そもそも、基本合意締結後において、瀆渦証人に報告をした、可能性を示す資料も、わずかに数点しか存在せず、当時、日々多くの業務に追われていた、証人が、10年以上も前のことについて、覚書の締結といった、トピックスと、なるべきことは覚えていたとしても、日々の報告事項についてまで、正確に事実を記憶していなくとも、やむを得ないと考えられるところです。

また、当委員会において行われた、今回の証人尋問においては、例えば、贈収賄などのような、他の刑事事件に発展しそうな内容や、東京ガスに対して不当な便宜供与を、図ったという内容は、皆無であり、各証人が敢えて、嘘をつかなければならない必然性は、全く見当たりません。つまり、虚偽の陳述をしなければならない、動機そのものがないのです。

このように、故意の発言であると、根拠も薄弱なまま、また、偽証する動機すらも、見つかからない中で、あえて、偽証認定をしようとするのは、到底容認できませんし、パフォーマンスと言わざるを得ません。

私は法律の専門家ではありませんので、弁護士の方からもご意見を、伺う必要があると判断し、我が党の顧問弁護士の方に、「虚偽の陳述に当たると考えられる案件一覧」に、記載されている資料を、検証していただきました。

その結果、百条委員会に提出された証拠書類関係で、虚偽の事実を証言したと、認定することは困難であり、ましてや告発をしたとしても、これをもって検察が起訴に持ち込むことは、大変難しいと言わざるを得ないと思う。とのご見解でした。そして、都議会、議会局の顧問弁護士の方からも、ほぼ同様の見解が示されています。

つまり、法律の専門家の方が、今回の証人喚問の議事録、資料等を検討したところ、偽証の認定は困難で、偽証告発は困難であるというのが、共通した見解として、示されているのです。

本委員会の目的は厳正な調査であり、偽証告発は、厳正な調査を担保するための、手段に過ぎません。偽証告発は、偽証罪による刑事処分を、前提とするものですから、都議会が都民の代表として、告発する以上は、十分な根拠と法的な裏付けが必要不可欠であります。

都議会として、証人を告発して、証人を刑事被疑者の立場に、追いやるといふことの重大さは、ここで敢えて、指摘するまでもありません。

我々、都議会議員は、与えられた権限が、大きければ大きいほど、その誤った運用は、時には、関係する方々の、基本的人権を損なう恐れすらあることを、忘れてはなりません。けっして、政治的思惑や、単なる思い込みによって、権限を恣意的に運用し、証人の方々の基本的人権を、侵害する恐れのあることを、行ってはならないのです。

我が党は、これまで、こうした信念のもとで、委員会の審議、そして証人喚問に、臨んでまいりました。しかし、現在、我が党を除く、公明、共産、都民ファースト、東京改革、ネットの各会派は、我が党から見ても、また法律の専門家から見ても、非常に曖昧かつ、薄弱な理由で、数に物を言わせて、偽証認定を行おうとしています。



偽証認定を主張される各会派は、都議会として告発したにも関わらず、結果として、証人が不起訴処分となった場合、その責めをどのようにとる、おつもりなのか。その点についての覚悟を、十分に認識されているのか、お聞きしたい。

百条委員会を立ち上げ、何も出なかったでは、格好がつかないという思いがあつてのことかもしれませんが、都民の代表者である都議会が、告発する、という重みを十分に認識し、確実な証拠に基づいて、告発すべきであり、立件が見込まれないような、告発は厳に、慎むべきです。

今回の偽証認定と告発に向けた動きは、あたかも、偽証告発をもって本委員会の成果と位置づけ、100条委員会を設置したことに、一定の評価を得ようとするための告発、まさに「ためにする告発」ではないか、との疑念すら覚えます。

現在、本委員会において、偽証の認定と告発に向けた、取りまとめがなされようとしています。刑事告発を前提とした、偽証の認定という行為を行う以上、法的な検討を踏まえた、慎重な対応が必要です。

そして、何よりも、24名に及ぶ証人の方々の真摯な証言を率直に受け止め、法律の専門家のご指摘を謙虚に受け止め、当委員会の調査に真摯に応じて頂いた、証人の方々の人権を、不当に侵害することのないよう、都議会議員として責任のある行動をとるべきです。

そこで、都議会自民党は、当委員会がまとめた「虚偽の陳述に当たると考えられる案件一覧」を検討した結果、偽証と認定される事実は、発見できなかったことを、本委員会において決定すべきであることを主張し、意見開陳を終わります。

#### **公明党（上野 和彦 副委員長）**

都議会公明党を代表し、本委員会の調査・尋問を通して明らかになった事実とともに、二度と同じことを繰り返さないために、取り組むべき都政改革の具体的な提案について、意見を述べさせていただきます。

本委員会の最大の焦点は、平成12年10月から翌平成13年7月にかけて行われた、瀧渦武生元副知事による「水面下交渉」で、一体何があったのか、という点でありました。

それまで豊洲の土地を売却することに消極的だった東京瓦斯株式会社（以下、東京ガス）に対し、当時の石原慎太郎都知事の特命で、瀧渦氏が「水面下交渉」を行い、その結果、東京ガスが一転して東京都に市場用地として豊洲の土地を売却することを決めました。

その交渉内容は、まさに「水面下」で行われ、当時の資料はほとんど明らかにされず、どのような交渉が行われたのか。今日に至るまで謎に包まれたままであります。

それゆえに、なぜ東京都が800億円を超える多額の経費をかけて土壌汚染対策を行っているのか。そして、土地の売買契約において、土壌汚染の原因者である東京ガスに対し、今後の汚染土壌の処理費用については負担を求めないとして、瑕疵担保責任を放棄してしまったのはなぜなのか。こうした土壌汚染をめぐる問題があらためてクローズアップされ、その真相を解明するために、12年ぶりの百条委員会として、本委員会が設置されたわけでございます。

本委員会の調査・尋問を通して、瀧渦氏が主導した「水面下交渉」の全容が明らかになりました。さらには、都民に知られると不都合な合意事項を盛り込んだ交渉結果を「組織として隠蔽」しようとしていた事実。そして何より、交渉を部下に一任し、その内容について適切な指示・判断を下さなかった当時の都の執行部の無責任体質も浮き彫りになりました。

公明党は、現在の土壌汚染をめぐる問題を招いた原因は、瀧渦氏による強引で無責任な「水面下交渉」にあったと結論付け、交渉の責任者である瀧渦氏と、交渉を瀧渦氏に任せきりにした石原氏の責任は極めて重大であると厳しく糾弾するものであります。

その上で、こうした事態を二度と繰り返さないために、都議会が行政の重要課題についてきちんとチェックできる体制を構築する。その道筋を付けることも、本委員会に課せられた重要な使命であると考えます。

後述しますが公明党は既に、公営企業に関する土地売買契約に対して議会のチェック機能を強化するルールづくりを具体的に提案しております。本委員会での調査を契機として、一層の議会改革、都政改革に全力で取り組むべきであることを、まず強く訴えさせて頂きたいと思っております。

さて、瀧渦氏による「水面下交渉」では、何が行われたのか。公明党が明らかにした真相を3点、指摘したいと思っております。

第一に、東京都の安全軽視の交渉姿勢であります。

用地取得が至上命題であった東京都は、「水面下交渉」において、東京ガスに強い政治的圧力とも取れる言動で売却を迫っていたことが、東京ガスが本委員会に提出した記録から明らかになりました。

それによれば、平成12年12月22日、東京都側の交渉の実務責任者であった政策報道室の赤星経昭理事は、瀧渦氏の指示として、「(豊洲の土地の土壌汚染が明らかになれば)土地の価格が下がって困るだろう」「市場が(豊洲に)出ることを(知事が)宣言することは、豊洲が安全であることの保証と思って欲しい」などと発言したとされます。

東京ガスは、この発言について、同じ記録に「(知事の)『安全宣言』で救済するから(用地売却の)結論を出せ。!!」などと書き残しており、明らかに圧力と受け止めていたことが見て取れます。

赤星氏の発言は、知事の安全宣言を利用した一種の脅しともいえる言動であります。しかも、土壌汚染対策を具体的にどうするのかという最も肝心な点が抜け落ちており、「とにかく知事が豊洲移転を表明すれば『安全宣言』になるのだから、早く売却を決断しろ」というものです。

こうした交渉姿勢は、安全軽視と言わざるを得ません。

第二に、今日の土壌汚染問題の淵源ともいえる「確認書」の存在であります。

それは、平成13年7月18日に締結された「『基本合意』にあたっての確認書」。略して「基本合意の確認書」と呼びますが、この文書は12日前の7月6日に、東京都と東京ガスが豊洲への移転で正式に合意した「基本合意」の具体的な内容を記載した重要文書でありました。

「基本合意の確認書」には、汚染土壌の処理について、「現処理計画により対策を実施し」と書かれており、この「現処理計画」とは汚染が残る計画でありました。

東京ガスは、「基本合意」に向けた具体的な協議事項を確認した平成13年2月28日の「覚書の確認」において、すでに土壌汚染対策は、汚染が残ることを前提とした現処理計画で行うとの方針を東京都に伝えていましたが、東京都は、これを重く受け止めなかったのか、そのまま「基本合意の確認書」に盛り込まれたのであります。

東京都がこの時点で、土壌処理は「汚染が残る計画で良い」と認めたことが、後に瑕疵担保責任の放棄につながり、800億円を超える多額の土壌汚染対策費用を東京都が負担する原因になったのであります。

第三に、「基本合意の確認書」からは、防潮護岸の開発者負担をゼロにするなど合計486億円に上る東京ガスの利益確保を図っていたことも明らかになりました。

交渉記録からは、土壌汚染対策の具体的な検討よりも、開発者負担の軽減を優先して交渉していた実態も明らかになり、安全・安心より双方の目的達成が交渉の焦点だったことも判明しております。

つまり、豊洲の土地取得を優先する余り、十分な土壌汚染対策を約束させることもなく、東京都が東京ガスの負担を肩代わりして、不透明な形で東京ガスの利益を確保していたのであります。

以上の3点から、東京都は当時、安全軽視の姿勢で交渉に臨み、市場用地としては十分な土壌汚染対策を認めるとともに、不透明な形で東京ガスの利益を確保するなど、安全・安心をないがしろにして交渉を進めていたことが明白となりました。

これが「水面下交渉」の真相であります。

また、「基本合意の確認書」については、当時の東京都が組織ぐるみで隠蔽した実態も明らかになりました。

「基本合意の確認書」は、東京ガスの提出資料から見つかったものですが、東京都からは当初は提出されませんでした。これを公明党の谷村孝彦議員が証人尋問で取り上げ、都に対し再度、開示請求を行い、ようやく提出されたのは、平成19年4月17日の日付で、どこからかFAXで送られてきたものを印刷したものであります。

実は、都庁内には「基本合意の確認書」の原本が存在しなかったのであります。しかも、東京都から提出された「基本合意の確認書」には、マル秘の印字があり、東京都は、この資料を秘匿していたことも判明しました。

「基本合意の確認書」は移転交渉に関わる極めて重要な文書であり、都庁内に原本が存在しなかったことは由々しき事態であります。

4月4日の証人尋問で、「基本合意の確認書」に署名をした東京都側の当事者である野村寛・元知事本部首都調査担当部長は「確定した案文については所管局に戻すことになっていたので、当然そうした作業をしている」と証言しましたが、現実には、どの局からも原本どころか、そのコピーさえも出てこなかったのであります。

「基本合意の確認書」の各項目についても、野村氏は「基本合意に至るまでの間に、所管局が東京ガスの各担当と合意した中身について記載したもの」「知事本部は窓口であり、具体的な交渉の中身については承知していない」と証言し、土壌汚染対策についても、誰の責任で判断したのか答えませんでした。

また、「基本合意の確認書」を誰の指示でまとめたのか、あるいは誰に報告したのかも、具体的な名前は明らかにされませんでした。

結局、自分たちに都合の悪い内容は、責任を分散させるという組織ぐるみの隠蔽体質が露呈したのであります。

なぜ、隠蔽しようとしたのか。それは、「基本合意の確認書」において、汚染が残る土壌処理計画を認め、東京ガスに多額の利益確保をもたらす約束を交わしていたという「不都合な真実」を隠したかったからであると断言しておきたいと思えます。

本委員会の調査・尋問では、当時の東京都執行部の無責任体質も明らかになりました。

これは、豊洲移転に関わる一連の問題における根本的なものと考えます。

それが如実に表れたのが、石原氏への証人尋問であります。

公明党の野上純子議員の尋問に対し、石原氏は、「水面下交渉」について濱渦氏に一任していたとして、協議の内容などは「いちいち報告を受けていない」と言い放ちました。無責任きわまりない証言であります。

野上議員が指摘したように、自らが出した指示に対して、報告を受けるのは当然の責務であります。

しかも、豊洲移転問題は、東京都にとって極めて重要な課題の一つであり、本来、最高責任者である知事が、交渉の状況や結果について報告を受け、適時適切に判断を下すべきものであるはずです。

石原氏が、そうした対応を行わず、全て部下に任せていたというのは、知事としての責任放棄という以外にありません。

石原氏は小池百合子知事に対し、豊洲への移転を決断しないのは「無作為の責任」があると批判しましたが、当時の石原氏の対応にこそ、「無作為の責任」があったと指摘したいと思います。

ここで、本委員会で述べられた証言について、偽証の疑いがあるものを指摘しておきたいと思います。

一つ目は、「基本合意の確認書」について濱渦、赤星両氏が「知らない」と証言したことです。

濱渦氏が主導した「水面下交渉」は、本格的な協議入りを確認した平成13年2月21日付の「覚書」と、具体的な協議事項をまとめた「覚書の確認」、そして協議結果の大枠を示した「基本合意」と、その細目が書かれた「基本合意の確認書」、この四つの文書がそろって初めて全容が分かります。交渉の当事者として、「基本合意の確認書」を「知らない」というのはあり得ません。

平成13年2月28日に結ばれた「覚書の確認」では、すでに土壤汚染対策などを盛り込む「(基本合意の)確認書」の締結を確認しており、この「覚書の確認」の内容について、赤星氏と野村氏が東京ガス側と交渉していた記録も残っております。

平成13年6月28日に行われた都と東京ガスとの会談においても、赤星氏は東京ガスから、土壤汚染対策などの合意事項について「7月末までに、確認文書の作成・取り交わし」と記載された資料の説明を受けております。

しかも、会談で赤星氏は「引き続き本件は担当するよう言われている」と述べており、赤星氏が「基本合意の確認書」を知らないわけではないのであります。

さらに、東京ガスとの協議の結果、土壤汚染対策については「基本合意」ではなく、「基本合意の確認書」に盛り込まれており、このことからいっても交渉の当事者である濱渦氏、赤星氏が「基本合意の確認書」を「知らない」というのは、筋が通らないのであります。

また、交渉の実務者だった野村氏は「基本合意の確認書」について「基本合意に至るまでに各局が東京ガスの各担当と合意した中身を記載したもの」と証言し、内容は濱渦氏が交渉に関与していた「基本合意」までに固まっていたとの認識を示しております。

さらに、野村氏は「組織としては当然、上司に報告し、さらに上司に上げるのは当然のルール」とも述べており、「基本合意の確認書」は交渉の責任者である濱渦氏に報告されていたとの認識も示しております。

従って、濱渦、赤星両氏が「基本合意の確認書」を「知らない」という証言は明らかに偽証であります。

なお、赤星氏は「覚書の確認」についても「知らない」と証言しましたが、平成13年2月19日に赤星氏本人が「覚書の確認」について東京ガスと協議していた記録が残っており、野村氏も「当時の上司」すなわち赤星氏に報告したと証言しております。

よって、赤星氏の「覚書の確認」を「知らない」とする証言も明らかに偽証であります。

次に、濱渦氏の平成13年7月6日の「基本合意の後、土壌汚染に限らず、一切、相談にもあずかっていない」との証言であります。

東京都から「知事、および濱渦副知事に上がったすべての文書」として提出された資料には、平成15年5月22日付の「濱渦副知事様」と書かれた文書があり、知事本部の部長ら3人の連名で同年3月に濱渦氏から指示を受けていたことや、都の対応方針の確認、さらには「(今後も)必要なお指示を仰ぎたい」と明記されておりました。

また、平成16年7月22日付の「豊洲開発・東京都打合せ」という議事録には「副知事には昨年5月以降は一切上げていない」と書かれており、これは、それ以前は副知事に上げていたということに他なりません。

さらに、平成15年2月10日には瀧渦氏が当時の市場長からブリーフィングを受けております。この資料には、副知事発言として「わかりました」などと記載されており、瀧渦氏がブリーフィングを受けたことは明白であります。

東京ガスの提出資料にも、瀧渦氏が平成13年8月7日に江東区を訪問し、区長らに市場移転への協力を要請したことを示す記録があります。

また、平成14年から約3年にわたり知事本部長、知事本局長を務めた前川耀男氏は、4月4日の私・上野和彦の尋問に対し「瀧渦さんは一貫して、在任中一貫して市場を所管しておりました。市場行政についての実態として、庁内の最高決定権者であったことは紛れもないと思います。そういう責任をずっと負っておられました」と証言しております。

また、前川氏は「知事の分身として瀧渦さんが力を振るっていたことは事実」「局を超えて直接、部課長を指揮していた」と、当時の「局長飛ばし」の実態も生々しく証言しております。

このことから、平成15年5月22日付の文書が部長から直接、瀧渦氏に上がっていた可能性は、極めて高いのであります。

さらに、前川氏は平成17年の「土壌処理に関する確認書」について、担当の部課長に確認し、瀧渦氏に「お手紙」を出して、特段の指示はなかったという報告を聞いたとも証言しております。

これほどの証拠と証言があるわけですから、瀧渦氏の平成13年7月6日の「基本合意以降は相談にもあずかっていない」という証言は、明らかに偽証であります。

また、瀧渦氏は平成15年5月22日の文書について、「そもそも担当部長が連名で来ることはあり得ない」「そういう問題は局長がお話に来るし、ペーパーも局長経由で来る」と証言しましたが、先ほど紹介した「局長飛ばし」の実態などから、この証言についても明らかに偽証であると断言したいと思います。

最後に、石原氏が瑕疵担保責任の免責について「昨年、初めて知った」すなわち「それまでは知らなかった」という証言であります。

平成21年から平成23年まで市場長を務めた岡田至氏は3月18日の証人尋問で、「着任してすぐ、早い段階で、知事に負担の考え方、その考え方に基づいた試算、80億円を知事に説明した」と証言しております。

この証言と一致する文書が「石原知事と中央卸売市場とのやり取りにかかわるすべての文書」として東京都から提出されております。

それは、平成21年8月28日付の「土壌汚染対策に関する東京ガス（株）の負担について」という文書であります。

この文書には、東京ガスは環境確保条例に基づく土壌汚染対策を実施して、条例上の手続きを完了しており、法令に基づく請求が困難なため、対策経費の一部の負担を求めるとして、「今後、この負担額80億円について協議していきたい」と書かれております。

つまり、東京ガスに土壌汚染対策の費用、当時は586億円でありましたが、これを全て負担させるのは法令上、困難であり、80億円の一部負担にとどめて協議する方針を石原氏に説明しているのであります。

そして、実際の交渉の中で、東京都の担当者が「知事に80億円と説明している」と話している記録も存在します。

つまり、石原氏が80億円の負担を求める方針を了承したからこそ、実際の交渉で「知事に説明した80億円」をめぐって協議が行われ、結果として東京ガス側の負担は78億円とし、「今後、土壌汚染にかかる費用負担をしない」と明記した協定書を石原氏の名前で締結しているのであります。

なお、岡田氏は交渉の結果についても、「(平成23年)3月22日に知事に報告した資料があり、そのときに説明したと思う」と証言しており、同日付の資料も東京都から提出されております。

このことから、石原氏が瑕疵担保責任の免責について説明を受けていたことは間違いなく、これを「知らなかった」という証言は、偽証の可能性が高いと指摘したいと思えます。

公明党は、本委員会を通して、豊洲移転問題の疑惑解明にとどまることなく、二度と同じことを繰り返さないために取り組むべき「都政改革」に向けた新たな提案を打ち出しました。

その一つは、地方公営企業法第40条で「契約の締結並びに財産の取得、管理及び処分」について、議会議決の適用除外になっていることでもあります。

今回の「豊洲用地の取得」に関しては、土地の売買契約を締結する上で非常に重要な「土壌汚染対策費用の負担合意」の都議会への報告は、契約締結の約2カ月半後である平成23年6月15日の経済・港湾委員会というのが実態でありました。

このような制度が今回の問題発生の一因ともなっており、このままでは都民の目から見ても非常に不透明であります。

この点については、本年3月27日の予算特別委員会で公明党は「公営企業会計においても、議会に事前に報告する都独自のルールづくり」の必要性を指摘させて頂きました。小池都知事は「ご指摘の趣旨については、十分、受け止めさせて頂きたい」と答弁。

また、2月28日の本会議で公明党は、「決算委員会への知事の出席」の制度化も主張しました。

公営企業に関わる業務であっても、事前に議会に報告するルールをつくることで、予算執行のチェック機能を高める必要があります。また、決算委員会への知事の出席も含め、「都政の見える化」につながる改革を進めるべきであります。

このほかにも、公文書の保存や管理、情報公開の仕組みなど、都庁が抱える課題が明らかになりました。都議会としても、「盛り土」問題や、一連の経緯を見抜けなかった反省を踏まえ、公明党は議会のチェック機能の強化をはじめ、都政改革に全力で取り組む決意であることを申し上げ、意見表明とさせて頂きます。

### **東京改革（酒井 大史 副委員長）**

私は、東京改革議員団を代表して、豊洲市場移転問題に関する調査特別委員会に付託された調査事項について、瀧渦武生元副知事が築地市場の移転に関する実質の最高決定権者であり続けながら、平成13年7月以降の関与を一切否定しているため、その責任を追及するとともに、その他の諸問題の真相を都民に明らかにする立場から、意見の開陳を行います。

本委員会は、豊洲市場に関する諸問題である、東京都における意思決定の経緯や東京ガスなどとの交渉、土地売買の経緯などを調査するために、2月22日に、本会議において全会派一致で設置されたものです。

瀧渦元副知事は、石原都政において知事本局や中央卸売市場を所管する副知事で、実質の最高決定権者でした。また、瀧渦元副知事は、豊洲に市場用地を取得するために、東京ガスの要請に伴って、水面下交渉を受け入れ、都庁全体に「東京ガスに損をさせない仕組みづくり」の構築を指示し、減価や支援策などによる譲歩や利益供与を実行し、都民に大きな負担をかけてきたにも関わらず、本委員会における我が会派理事からの尋問で「平成13年の合意の後、東京ガスや豊洲市場の案件に関わってはいないという話がありましたが、これに間違いはありませんか」と問われたところ、瀧渦元副知事は「基本合意以降のことは私は存じません」と答弁しました。

そのため、東京改革議員団は、全証人尋問の証言を読み込み、また、174箱の提出記録の中から、瀧元副知事の偽証を証明する記述を複数確認して、本委員会に提出しております。瀧元副知事が本委員会における諸問題の真相究明を妨げたと考え、偽証認定の協議を進めて、告発も視野に入れるなど、厳正に対処していくべきだと申し上げます。

それでは、これまでの調査事項に対する調査結果から、現在までに明らかになった事実、更に諸問題に対する再発防止策について述べてまいります。

まずは、築地市場の豊洲移転が石原元知事就任時に既定路線であったのか、なぜ豊洲が移転候補地となったのかについて述べます。

石原元知事は就任当初、青島元知事からの「引き継ぎ事項の文書の中に、豊洲地域に市場を移転する文言があって、築地市場の豊洲移転の方針が既定路線であった」と述べていますが、私たちが調べたところ、知事事務引継書には移転の文言はありません。説明をしたとされる福永元副知事も「私は豊洲で決まったというような発言はしていません」と証言しています。さらに、石原都政で中央卸売市場長に就任した大矢元市場長も「少なくとも私が赴任する段階では、既定路線であったというのは知事は何か誤解している」と証言し、平成11年当初、築地市場を豊洲へ移転させることは、都において既定路線ではなかった、石原都政において移転を推進させていったことが分かりました。

豊洲が初めて築地市場の移転候補地となったのは、平成7年、バブル崩壊後の地価下落によって臨海副都心開発事業会計が悪化、破綻に瀕していた時です。都港湾局が、豊洲へ築地市場を移転する構想を掲げ、臨海副都心開発事業に一般財源を投入しやすくなる案を考えました。都が非公式に東京ガスに移転案を打診したところ、東京ガスに「これまでの豊洲開発協議を根本的に覆すもので受け入れられない」と断られました。

しかし、平成10年には築地市場業界から臨海部移転の調査要望を受けて、都が調査を実施し、平成11年、福永元副知事、大矢元市場長が石原元知事の命令で東京ガスに土地取得交渉依頼を行い、平成12年に瀧元副知事、赤星元政策報道室理事に引き継がれました。

東京ガスは、都に対して「豊洲・晴海開発整備計画」が進んでいることから、水面下での交渉を求め、瀧元副知事は、石原元知事からの至上命令、豊洲に市場用地を取得するために、水面下交渉を受け入れ、都庁全体に東京ガスに「損をさせない仕組みづくり」の構築を指示しました。東京ガスが都と土地取得の協議を行う上での条件は、平成10年の豊洲地区開発整備に係る基本合意時の開発利益と事業採算性を確保することでした。

これが後々まで、都が、東京ガス側に豊洲開発負担において譲歩をし続け、石炭ガス工場跡地でベンゼンやヒ素などで汚染された土地を高値で購入し、新市場の安全・安心を担保するために法令を超えた莫大な費用による土壌汚染対策に取り組まねばならなくなった原因だと考えます。

次に、平成11年11月の石原元知事、上原元東京ガス社長の直接会談と、平成22年の石原元知事による豊洲移転の決断について述べます。

我が会派の事前調査によって、元知事と元東京ガス社長が直接会談を行っていたことが分かりました。証人尋問で大矢元市場長は『「知事が上原社長に会ったことは聞いた」、知事から築地市場の移転を東京ガスに「お願いに行け」と指示され、当時、福永副知事と訪問した』と証言しました。当事者である石原元知事に尋問し、当時、「知事が東京ガス社長に会ったと議会で答弁している」と述べたところ、「詳細には覚えていません」と会ったことは覚えていると証言を修正しました。

石原都政における移転交渉の発端として、石原元知事と上原元東京ガス社長のトップ会談があり、平成22年の市場移転の最終決断についても、石原元知事が「私が判断し

た」と証言して、石原元知事が自ら責任を持って決断したことが確認されたことから、豊洲移転の最高責任者は石原元知事であったことが改めて分かりました。

また、都が提出した石原元知事に対する豊洲新市場に関するブリーフィング資料においては、「豊洲新市場予定地の土壌汚染対策について」や、「土壌汚染対策に関する東京ガス株式会社の負担について」、「新市場の用地取得と土壌汚染対策に関する東京ガスとの負担合意について」などの資料によって、石原元知事に事前に報告されていたことが分かりました。

しかしながら、昨年秋の「東京都から石原元知事への質問書」に対する石原元知事の回答では、土壌汚染対策に関する東京ガスの追加負担や用地買収価格について、石原元知事は「判断を求められたことはありません」と明確に回答しているにも関わらず、3月20日の証人尋問においては「詳細のことについては記憶にございません」「覚えていません」と答え、事実と異なった不明瞭な証言をしていることから、豊洲移転に関する真相を解明する本委員会の活動に対して、石原元知事は、真摯に協力しているとは思えない、責任回避であり、その責任は重いと申し上げておきます。

次に、東京都と東京ガスとの豊洲の土地取得、土壌汚染対策交渉について述べます。

石原元知事は、濱渦元副知事に「一任していた」と述べ、濱渦元副知事は平成13年の「基本合意以降のことは存じません」と証言しました。

しかしながら、平成15年3月、都環境局が濱渦元副知事に東京ガスとの土壌汚染対策交渉について報告し、濱渦元副知事は「操業由来の汚染は東京ガスに処理させる」ことを指示しています。

その後、東京ガスは「そもそも、市場の移転は濱渦副知事を含めた話であり、そのために土地を売却するものであるから、今の土壌汚染処理計画が不満なら話が白紙に戻る」と、豊洲への市場移転を白紙撤回も辞さないとした発言を行い、知事本部と環境局、中央卸売市場の3部長が、濱渦元副知事に指示を仰ぐ文書を作成し相談を行っていますが、濱渦元副知事は「記憶にございません」と否認しました。

平成17年、都と東京ガスは「土壌処理に関する確認書」を合意しました。この合意内容についても、濱渦元副知事に上げられていたとの前川元知事本局長による証言があります。石原元知事が週に2、3日しか登庁しない中、濱渦元副知事が、豊洲問題についても所管局を超えて部課長を指揮していた実態が明らかになりましたが、濱渦元副知事が認めないことから、本委員会における問題の真相究明を妨げる行為であると強く断ずるものです。

次に、豊洲の土地売買と東京ガスの土壌汚染追加負担について述べます。

東京ガスが土壌汚染対策を行った豊洲の土壌から、環境基準4万3000倍のベンゼンが検出されたため、都が東京ガスに、土壌汚染対策の追加負担を申し入れたところ、東京ガスは、法令に基づき対策を行ったため、瑕疵担保を免責することと、追加負担には割増を含むこと、都が今後追加請求を行わないことを求めました。

そこで都は、17年確認書による法的責任を追求することはせず、瑕疵担保に関する条項を記載しないこと、負担額は17年確認書で定めた対策を改めて実施した場合の経費として精算払いとしないこと、土地売買については、土壌汚染の処理費用を東京ガスとの協議で別途取り扱うこととし、平成23年3月、石原元知事と岡本前社長名で78億円の費用負担に関する協定書と560億円の土地売買契約書を締結しました。

しかしながら、私たちは、17年確認書を締結した森澤元市場長に、東京ガスが土壌汚染対策を行えば、都はそれ以上の対策を求めることができない合意だったのかと尋問した所、「何か疑義があれば改めて協議するとの文書で担保を行った」との証言を得ており、東京ガスに追加対策の免責を約束した訳ではないと認識しています。

一方で、費用負担協定書を結んだ岡田元市場長からは「東京ガス側が追加負担がない限りは協定書を結ぶことができないと述べたことから、主張を受け入れて最終合意を行



った」との証言を得ています。瀧元副知事による交渉時から豊洲の土地を取得することが至上命題であった都として土壌汚染対策、追加負担についても譲歩せざるを得なかったと考えるものです。

次に、豊洲市場建物下に盛り土がない問題について述べます。

平成21年、都の技術会議は、盛り土も含めた586億円の土壌汚染対策工事を都に提言し、石原知事はその内容を盛り込んだ豊洲新市場整備方針を策定しました。

しかし、市場内部では、豊洲新市場の建物下に地下空間を書き込んだ断面図を作成するなど、盛り土を行わない構想を検討していました。

平成23年、日建設計との建設工事基本設計打ち合わせにおいて、中央卸売市場の建築ラインが、モニタリング空間の範囲を提案したことから、建物下全体に地下空間が描かれることとなりました。

市場のトップである岡田元市場長は「建物下が大きく掘り込んであったような記憶が無い」と証言し、中西元市場長も「建物下にモニタリング空間を設ける説明と並行して、同じ新市場整備部から敷地全面に盛り土を行う説明を受けていた。責任を自覚している」と証言したことから、都庁内部のガバナンス機能に問題があると考えます。

豊洲市場移転に関して浮かび上がった様々な問題に対して、再発防止策として取り組むべきことを申し述べます。

石原元知事が週に2、3日しか登庁しない中、瀧元副知事が所管局を超えて部課長への指示、決定を繰り返し行っていたことや、港湾局が臨海副都心開発事業の立て直しのために築地市場を豊洲へと移転させようとしていたこと、豊洲の土地取得にこだわって不利な交渉での立場を決定付けたこと、中央卸売市場幹部が市場長に報告せずに豊洲市場の建物下に盛り土を行わなかったことなどから、最大の問題点は、都の意思決定における責任の所在が不明瞭であったことだと考えます。状況変化に伴って柔軟な対応を取ることも含めて、都庁内のガバナンス機能を強化することを求めます。

また、都は、東京ガスの豊洲の土地取得を最優先させたため、都庁全体で東京ガスに損をさせない仕組みを構築し、土壌汚染対策をはじめとして、東京ガスの要請に伴って減価や支援策などによる譲歩や利益供与を実行し、都民に大きな負担をかけてきました。

都として、東京ガスとの協議の総括を作成するとともに、今後、地方自治体として公平公正な立場で都民に説明できる協議を行うことを求めるものです。

さらに、都は、東京ガスから、公共施設の土地取得協議として不適切な、情報公開を避けるために口頭で確認を行うことなど、水面下での交渉を受け入れてきました。

そのため、協議文書が作成されないなど、豊洲市場移転問題に関する記録が欠落していることから、公文書の作成、管理、保存を徹底することを求めます。

「築地市場の豊洲移転に関する協議事項（確認）」と『「築地市場の豊洲移転に関する東京都と東京ガスの基本合意」にあたっての確認書』を、都と東京ガスの間で締結する際に、公印を使わずにサインで記入し、文書の特定や開示を故意に避けるような手法が行われました。このような手法が横行しないよう、私文書を問わず、都庁内外とのやり取りに使用した文書全てを対象とする、公文書管理条例を制定することを求めます。

そして、都民が情報公開を求める情報を更に積極的に提供していくなど、都民に説明責任を果たしていくことを求めるものです。

ここで、本委員会での委員の発言について申し上げます。

都議会自民党の河野ゆうき委員より、本委員会に提出された資料の信憑性を疑う発言、そして、本委員会の全員一致で出頭を要請した証人に対してその必要性を否定するかのどくの発言がありました。これらの発言は、本委員会の権威を自ら貶める行為であり、委員自らが猛省すべきものであると申し上げておきます。

また、桜井浩之委員長の職責放棄によって、20日間も委員会が開会されなかったことは、委員会での審議、真相の追及に多大な悪影響を及ぼしました。

4月28日に委員長不信任動議が可決されたことは至極当然のことであり、また、本委員会において記録に留めるべき事項であると申し上げておきます。

東京改革議員団は、本委員会での調査結果及び豊洲市場移転問題特別委員会など他委員会における審議結果を踏まえ、都に追加対策の実施や情報公開の徹底などを求めていくことで、安全・安心な豊洲市場の開場に向けて取り組むことを申し上げて、意見の開陳を終えます。

#### 日本共産党（吉田 信夫 理事）

日本共産党都議団を代表して、意見開陳を行います。

本委員会は、石原元知事の尋問時間が全体でわずか1時間、わが党は9分などの制約がありましたが、174箱もの東京ガスや都の関係局から記録を提出させ、24人の証人尋問を行いました。その結果、石原元知事の責任を明らかにさせるなど、築地市場の東京ガス豊洲工場跡地への移転に関し「闇」となっていた一部を明らかにすることができたことはきわめて重要と考えます。

同時に、重大な事実が明らかになりながら、部分的解明にとどまっている課題も残されました。さらに調査項目のなかで、当初の2.7倍2792億円にもはね上った工事契約に関する調査はまったく行われていません。にもかかわらず、調査、尋問を打ち切ったことは、都民の批判はまぬがれません。

以下、これまでの調査、尋問で明らかになったこと、さらに部分的解明にとどまっておき今後解明が必要なこと、そして調査がされてない問題について、意見を表明します。

本委員会の調査・尋問で明らかになった最大の事実は、石原元知事が、汚染を知らながら豊洲移転を決定し、東京ガスに瑕疵担保責任を免責し、汚染対策費は78億円しか求めないことを了解し、売買契約を結んだことが確認されたことです。

石原氏はこれまで、汚染についても、契約内容についても、知らない、判断を求められることはなかったという態度をとり、豊洲移転は既定路線だったと説明してきました。昨年10月14日付けで提出した小池知事の質問への回答書では、「豊洲の中の東京ガスの敷地であるとはまでは聞いた記憶はありません」。「したがってご質問のような話（すなわち汚染問題）は、聞いておりません」と回答。瑕疵担保責任の放棄について、「ご質問の事項について知事としての判断を求められたことがありませんので、全く分かりません」と回答。さらに汚染対策費の東京ガス負担が78億円だったことも「いま思えばアンフェアだと思いますが、私の判断を求められることがありませんでしたから、全く分かりません」と答えています。

しかし、百条委員会の調査と尋問を通じて、こうした石原氏の回答が虚偽であることが浮き彫りになりました。これは移転問題の責任を明らかにするうえで極めて重要です。

まず第1に、築地市場の東京ガス豊洲工場跡地への移転は、石原知事以前の既定路線ではなく、石原氏によって決裁がされたことが確認されました。

大矢元市場長は、移転先を東京ガス豊洲工場跡地とすることについて、自分が説明し「最終的に知事も、そうか、豊洲しかないかと、こういう話で了解しております」と陳述し、石原氏自身、決裁をお願いされ「わかりました、それでは決裁しましょうということで決裁をいたしました」と陳述しました。

以上の陳述から、築地市場の移転先を豊洲東京ガス工場跡地と決定・決裁したのは石原氏であることは明白であり、すでに決まっていたかのような発言は責任を逃れようとするものです。

第2に、石原氏は、東京ガス豊洲工場跡地移転のために主導的、積極的に動いてきたことが、提出された記録によって確認されました。

中央卸売市場から提出された記録「Gブリ概要」では、1999年8月13日、石原氏は市場問題の報告を受けた際、「ローリング（築地再整備）なんかやられてられない。移転しかない」そして「築地市場には視察に行く」と発言しています。

さらに福永副知事が11月1日に東京ガスを訪問する前に、石原氏は上原東京ガス社長と面会し、移転問題について話し合っていたことがわかりました。そして上原社長の正式に聞いてない旨の発言を受けて石原氏が「おまえ何やっているんだという話があって、すぐ東ガスの社長にお願いに行け」と言われたと大矢氏は陳述しています。

第3に、石原氏は、移転先が東京ガス工場跡地で深刻な汚染があることを承知で、移転を決裁したことです。

先ほど述べたように、石原氏は、汚染問題も東京ガスの工場跡地だったことも知らなかったと小池知事の質問に回答しました。しかし、11月17日には、政策報道室など4局で、石原氏に「豊洲地区の土壌汚染について」をテーマに報告していた記録がありました。報告書には「Gブリ」（情報管理は厳重に）と印され、「表層部を中心とした操業に伴う汚染の他に、概ね地下3m付近を中心に土壌環境基準を越えて砒素・鉛等が存在することが判明した」と書かれていました。

だからこそ大矢氏が、石原氏はガス工場跡地とは知らなかったと回答したことについて「初めて聞きましたけれど、信じられませんね」と陳述したのも当然です。

さらに石原氏自身決裁にあたって「豊洲のいろいろ土壌の汚染の問題もあるけども、それは確かに解決できるんだらうかな」と陳述していることでも明白です。

第4に、石原氏が瑕疵担保責任の免責も、汚染処理費の東京ガス負担がわずか78億円だったことも、知らないどころか、説明を受け、了解していたことが確認されました。

岡田元市場長は、東京ガスの負担額について、市場長就任から早い段階のブリーフィングで知事に「80億円ということを説明した記憶がございます」と証言。さらに78億円について、2011年3月22日付けで知事に説明した資料があり、説明を「やったんだらうと思います」と陳述しました。

実際に都から提出された「新市場の用地取得と土壌汚染対策に関する東京ガスとの負担合意について」という契約にあたっての知事への説明文書では、東京ガスと合意した負担額として「金額 78億円（都の実施する対策費総額586億円）」と記載されています。

また、瑕疵担保責任の免責についても、岡田氏は「副知事、そして知事にですね、最終段階で上げて説明をしたんだらうと」「そういう形でご了解をいただいた」と陳述しました。しかも、昨年の小池知事の質問にたいする回答では、「記憶にない」でなく、「私の判断を求められることはありませんでした」と回答しているのです。

責任を逃れるために、「記憶にございません」と陳述した石原氏の態度は到底見逃せません。

以上、石原元知事の、移転判断にあたって予定地の汚染を知らず、売買契約にあたって瑕疵担保責任免責も汚染処理費の東京ガス負担がわずか78億円だったことも知らなかったという主張は、まったく逆で、すべて知ったうえで、石原氏が移転も売買契約も判断していたことが明白になりました。

総額で約6000億円を投入しながら、いまだに汚染が残され、使用不能な施設をつくった、石原氏の責任は重大であり、到底見過すことはできません。

また、本委員会で「記憶にない」との陳述をくりかえし、責任逃れをはかろうとした態度は、本委員会を侮辱するものです。

よって、本委員会及び都議会として、石原氏の責任と態度を厳しくただすべきことを提案します。

次に、本委員会での調査、尋問を通じて、2001年の覚書、基本合意と一体に密かに東京ガスへの優遇策を約束した「確認」及び「確認書」が結ばれていたことが明らかになったことは重要です。

この「確認書」によって、都が、土地売却の合意を得ることを優先し、東京ガスのいなる対応をとってきたことが浮き彫りになりました。

これは、交渉を主導した濱渦元副知事の責任の重大性を示すものです。

「基本合意」は、はじめて東京ガスが「豊洲移転に協力する」ことを表明し、その条件について合意をした文書ですが、具体的な条件は「確認書」に記載されていました。その「確認書」では、東京ガスが求めてきた、防潮護岸整備費の負担を同社は「しない」と明記し、全体で東京ガスの負担が486億円も削減されること、さらに汚染土壌の処理については、「現処理計画により対策を実施し、その完了を確認した後、土地の譲渡を行う」と明記されています。

この現処理計画は、すべての汚染を除去するものでなく、売却時には汚染が残るという計画でした。

さらに記録と尋問を通じて、汚染処理は東京ガス側の計画で了承し、防潮護岸の整備費負担をなしにすることは、東京ガスにとって売却決断の重要課題だったことが明らかになりました。

都と東京ガスとの2003年4月3日の「打合せ概要」記録では、東京ガスは「今の処理計画が不満なら話が白紙に戻る」と発言、5月29日の「打合せ概要」では、「今の計画で良い旨確認している。…だからこそ、東ガスは売買に応じた」との発言が記録されています。尋問でも東京ガスの丸山証人は「土壌汚染の問題というのは非常に大きな課題だというふうに確認」し、判断の「一つの要因だったと思います」と陳述しています。さらに防潮護岸の負担問題は、移転の交換条件のようなものかの尋問に濱渦氏も「おっしゃるとおりです」と陳述しました。

次に濱渦氏は、陳述のなかで、「基本合意」以降は豊洲移転交渉からはずれ、一切の相談もなく、報告もなく、「確認書」も知らないと言いましたが、記録と尋問を通じて、この陳述は偽証であることが明白になりました。

わが党は、記録のなかから2003年5月22日に、濱渦氏あてに3局の部長連名で東京ガスとの交渉にのぞむ対応方針について判断を仰ぐ文書を発見しました。この文書では同年3月に濱渦氏から対応について指示があったことも書かれています。

また、報告の有無に関して、わが党は、2003年2月10日に当時の市場長が「豊洲新市場建設状況」について濱渦氏に報告した記録があることも明らかにしました。この記録では、濱渦氏は報告に対し「わかりました」「跡地については、あわてないこと」と発言したことも記されています。

しかも、濱渦氏は4月10日の記者会見で、市場長が「説明したことはあった」「聞かれたら答えた」と、事実上自らの陳述を修正しました。

「確認書」について、赤星証人も、「知らない」「了解していない」との陳述を繰り返し、署名の当事者である野村証人は、基本合意と一体の文書であり、組織的な合意文書であると陳述しながら、最後まで決裁者の名前を明らかにしないという態度をとりました。こうした異常なまでの態度は、責任者である濱渦氏に責任が及ばないようにするものと推察されます。

なお、偽証認定、告発をめぐっては、自民党委員長は、理事会で偽証認定の採決に手続きに入ることを自ら提案し、確認したにもかかわらず、その直後に、この協議の過程が「無理やり」で、「ためにする告発」などと誹謗し、委員長辞任を表明するという驚くべき事態が起きました。当然、委員長不信任が可決されましたが、偽証告発を妨害するような自民党の態度は許されないことを改めて指摘しておきます。

次に、今回の陳述を通じて、深刻な汚染問題についても、東京ガスから土地を売る約束を引き出すことが優先され、まともな検討がされなかったことも、浮き彫りになりました。

石原氏は「いまの技術をもってすると可能」、瀧渦氏は「技術的には解消できる」などと陳述しました。また瀧渦氏は、可能との判断は「市場長にたずねました」と陳述しています。

その大矢元市場長は、わが党の尋問にたいし、部下が聞いてきた専門家とは誰で、どのような根拠で可能と判断したのか、確認はしていなかったと陳述しました。さらに注目すべきは、大矢元市場長が「東ガスが売ってくれるかどうかを最大の戦略目標」だったとし、汚染問題について「安易な判断だといわれりゃあそれまで」と陳述。瀧渦氏も汚染対策「より先に用地の取得の話がある」と陳述しています。

このように、石原、瀧渦氏が、用地取得が最優先で、汚染の深刻な実態と、対策についてのまともな検討もせずに、移転決定をしたことは重大です。

次に、本委員会の調査、尋問を通じて、これまで指摘した以外にも、まだ部分的ですが重要な問題が明らかにされました。

その一つは、わが党が前川証人尋問で明らかにした、自民党幹部が土壌汚染対策費の負担に関して前川東京ガス執行役員を通じて打診してきたことです。

前川氏は、記憶にないという陳述に終始しましたが、東京ガスからの提出記録では、2008年7月23日内田幹事長他から費用負担も含め「10月末決着したい」、「東京ガスが自発的に負担する旨、事前に言ってほしい」との打診を受けたと前川氏が報告したメモがありました。

また8月11日の星野常務の打合せで前川氏が「内田自民党都連から、対策発表前に東京ガスから費用負担について発表できないか打診あり」と発言したことが記録されています。

重大なことは、記録では、内田氏の打診内容と同じ打診が7月16日に当時の知事本局の吉川局長からも行われたことです。これは、内田氏の打診は都の意向、要請のもとに行われた可能性が高いことを示すものです。

当時は、土壌汚染の再調査の結果、基準の4万3千倍ものベンゼンが検出されるなど、広範囲にわたって深刻な汚染が残されていることが明らかになり、都としても移転の再検討が求められた時期でした。その時に、あくまでも移転推進の立場からこうした打診をしたことは見過ごせません。

また、「自発的な負担」という提案は、東京ガスの負担責任を回避させ、深刻な汚染発覚による移転の停滞を避けようとする意図があることも明らかです。

結果的に、東京ガスは、すでに処理責任は果たしており、あくまでも追加負担は自発的だとして、わずか78億円しか負担しなかったように、この打診は、東京ガスの負担軽減のルールを敷いたともいえるものです。

わが党は、内田氏の証人尋問を提案しましたが、この時期に、誰からの要請をうけて、自民党都連の最高幹部が東京ガスに打診を行ったのか、石原知事サイドか、それとも建設事業関係者なのかなど、解明されなければなりません。また、記録で明らかにされた以外にも、自民党などが移転と新市場建設をめぐるどのように関わってきたのかも、明かにする必要があります。

次に、東京ガスに移転協力を約束させるカギとなった「確認書」をめぐる謎の解明です。野村証人は、繰り返し尋問をうけながら、誰の了承のもとに「確認書」作成を進め、そして誰の決裁によって「確認書」にサインしたのか明確に陳述しませんでした。

しかも重要な文書でありながら、これが提出されたのは東京ガス側からであり、都が当委員会の再要請を受けて提出した「確認書」はファクシミリで送付された文書でした。

誰の指示のもとで、重要な文書が東京ガスと交わされたか、文書はどのように扱われたのか。不明なままにするわけにはいきません。豊洲移転の真相解明にとっても、都政における基本的な決定手続きの透明化という点でも、議会として継続調査するとともに、都としても、過去の当事者への聞き取りも含め徹底した調査をすることを求めるものです。

わが党の調査によって、東京ガスが、都の新市場整備本部から途中段階の土地評価額を聞き、それを関係者に伝えていたことを示していたことが明らかになったことも重大です。

記録は、2011年1月21日付けで、「本日、新市場整備本部より先方の現段階の概算評価額を口頭で聞きました」として、画地番号、所有者、概算評価額、換地設計価格が記載されていました。

わが党はこの行為が事実なら公務員の守秘義務に反する行為だとして、当時市場長だった岡田氏にたどしました。岡田氏は「その件につきましては存じておりませんでした」と陳述しました。

しかし都の委託で鑑定を行った鑑定士は、わが党の尋問に対し、一人の方は「東京都のご担当の方から、概算でいいから、都に数字が欲しいというようなお話が」あり「お話ししております」と陳述。

もう一人の方も「数字を東京都の担当の方にお出ししたということは覚えております」と陳述しました。

尋問によって評価額の情報提供が事前に行われていたことが確認されました。

誰の指示によってこうした情報提供が行われたのか、責任を明確にするとともに、再発を許さないための措置を確立する必要があります。

次に東京ガスの記録から、東京ガスの別のガスタンク跡地の汚染したと思われる土壌が豊洲に運ばれ、盛土や道路下に使われた可能性があり、東京ガス自身が、汚染が明らかになる危険やその場合の対応方針など、顧問弁護士と相談していたことがわかりました。

この記録は、売買契約を結ぶ直前の2011年2月21日付けの「土地売買、費用負担、課題解決状況」と題する文書で、「○新宿PT盛土の取扱い」という見出しの文書がありました。そこでは「市場が都市整備と調整しているが、見通したはず」と紹介し、「本件（6万4千㎡）のみであればリスクは残土搬出（6億4千万円程度）だが、すでに道路下等で活用した分に飛び火すると問題が大きい」と記載されています。

さらに2月25日付け文書でも、「新宿PT仮置き土」という見出しで、リスク内容として「区域7に残された6・4万㎡から新たな汚染が確認され、すべての除去を求められる」として、リスク回避策が検討されています。

3月8日の文書では、「新宿パークタワーの建設残土の仮置き土で、引渡しを確認されていない約6万㎡」という記載があり、新宿PTとは、新宿パークタワーを指すことは明らかです。ここは東京ガスのタンク施設があったところで、東京ガス株式会社淀橋供給所が明治45年に竣工し、1990年までガスタンクが置かれていました。その土壌が豊洲に持ち込まれたのです。

また記録では、「区画整理事業で受入れた土なので」「都としても汚染状況を明らかにしたくないものと想定できる」と記載されています。市場も都市整備局も汚染土壌と知っていた可能性もあり、汚染の実態、搬入することになった経過など真相を明らかにする必要があります。

東京ガスが市場移転を受け入れるうえで、東京ガスが以前から進めてきた豊洲開発の推進で都と一致したことも、土台にあることが東京ガスの記録から浮き彫りになりました。

本委員会で取り上げられた2000年12月の東京ガス訪問時の赤星発言は、都が「安全宣言」で東京ガスを救済することを条件に移転の合意を迫ったことが注目されましたが、文書の作成日も作成部署も記載されていない文書でした。一方、わが党は、2001年1月17日付け財活推進室の「豊洲地区大街区区画整理事業の大転換について（案）」と題する文書に注目しました。この文書では、2000年12月14日、都が東京ガス側に、「臨海開発に係る4島で分担する開発者負担をガラガラポンして考え直す」と提案したことが記載され、これを「都知事サイドの大転換」と東京ガスは評価しています。

そして文書では、12月22日の赤星提案として、国費投入による開発の加速や、開発者負担をゼロにするのは難しいがフレームを変えれば負担を減らすことは可能などと記載され、1月12日の市野会談でも、開発フレームの変更が書かれています。

そもそも、99年11月5日に石原知事が会った際に上原社長が重視したのは豊洲の開発でした。そして合意の出発点となった2000年2月の「覚書」と一体の「確認」文書でも、基本項目の(1)で「市場を織り込んだ『まちづくりプラン』再構築のための基本フレーム見直し」が記載されていました。

こうした文書を見ると、東京都自身も、移転を契機に豊洲地区、臨海部の開発を促進しようという思惑を強く持っていたことが浮かび上がります。こうした問題についても、さらに調査、解明が求められます。

最後に、本委員会は本会議で全会一致で可決された「豊洲市場移転問題に関する調査特別委員会設置要綱」にもとづいて、調査を行うことが義務づけられています。この要綱が定めた調査事項のうち、不十分ながらも調査が行われたのは主に(1)移転に関する経過、(2)交渉、土地売買に関する経過です。(3)土壌汚染対策は部分的にしか尋問がされず、「(4)豊洲市場建設工事における契約事務」に関しては、調査も尋問もまったく、されていません。

豊洲移転問題の闇とも言える問題の一つが、3街区の施設建設工事がどれも1社入札で落札率99・87%で、談合の疑惑が濃厚でした。しかも当初の入札には、いずれの共同企業体もいわば拒否し、そのために都はゼネコンから要望を聞き、わずか1ヵ月後に予定価格を6割も引き上げ、2回目の公募をしました。

こうしたやり方が、建設費が約1000億円から2700億円に急増した原因です。しかも談合情報が寄せられながら、都はこれを無視しました。また、共同企業体参加企業のなかには、自民党幹部が監査役を勤める企業もあり、受注企業と政治家との関係の解明も求められました。

にもかかわらず、工事契約について、調査も尋問もしない結果となったことは、百条委員会にとどまらず、都議会自体が都民から厳しく問われるものです。

わが党は、理事会等のなかで、あくまでも調査項目にそって調査を行うこと、とりわけ工事契約をめぐる真相解明のために受注したゼネコンなどの証人尋問を行うこと、証人訊問は継続することを提案しました。

しかし自民党委員長は、理事会で証人尋問の打ち切りを提案しました。わが党だけでなく、東京改革、都民ファースト、生活者ネットの各会派が訊問継続を求めました。公明党は打ち切りに反対を表明しませんでした。その結果、訊問は打ち切られてしまいました。工事契約など重要な調査を残しながら、尋問打ち切りを推進した自民党の責任は重大です。また打ち切りに反対しなかった党の責任も問われます。こうした対応と結果は、都民の批判をまぬがれないものです。

わが党は、都民の期待にこたえ、都議会としての責任を果たすために、引き続き独自の調査をすすめるとともに、都議選後の新たな議会のもとで、引き続き百条委員会を継続して設置し、調査課題の全面解明を行うことを提案するものです。

最後に、まだ全面解明には至っていませんが、これまでの本委員会の調査、尋問によって、築地市場の東京ガス豊洲工場跡地への移転が、いかに重大な問題があるかが明確

になりました。またこの間、都民を欺いて進められたことも浮き彫りになりました。よって、東京ガス豊洲工場跡地への築地市場の移転はすみやかに中止し、築地での再整備にむけ、英知をつくすべきことを述べ、意見開陳を終わります。

#### 都ファースト（おときた駿 委員）

私は、都民ファーストの会を代表し、本委員会に付託された調査事項について、これまでの調査結果を踏まえ、東京ガスからの土地売買における「水面下」交渉に、重大な過失とガバナンスの不在があったこと。そして、一連の疑惑をこれまで隠蔽してきた濱渦元副知事を始めとする関係者と、任命責任・決定責任を負っていた石原元知事らに対して、厳しく責任を問うていくという立場から意見表明を行います。

本年2月に全会一致で可決・設置された本特別委員会では、ダンボール174箱にもなる資料の調査と、23時間に及ぶ証人尋問を経て、多くの事実が明らかになりました。限られた今回の調査期間では、なぜ「豊洲」になったのか。東京ガスが難色を示していた土地売却が、石原・濱渦体制の元で行われた「水面下交渉」によって、どうして一転してまとまることになったのか。こうした点を中心に精力的な調査が行われました。

結論から申し上げますと、我々の調査によって明らかになったのは、当時交渉を主導していた濱渦副知事らが、「土壌 Xday」なる単語を使って豊洲の土地所有者である東京ガスに政治的圧力をかけると同時に、一部の関係者しか存在を知らない「確認書」によって密約を結び、都民益を損ねることにもなりかねない、強引な土地取得交渉を行っていた実態でした。

豊洲市場の土地購入をめぐる経緯を丹念に読み解くと、濱渦副知事の前任である福永副知事時代には、東京ガス側は土地売却に強い難色を示して続けていることが、数多く残されている交渉記録から明らかになっています。特に先端部（現在の6街区・7街区）については、ほとんど売る考えはなかったと言っても良いでしょう。

ところが平成12年10月4日、交渉担当をバトンタッチした濱渦副知事による、「水面下でやりましょう」という記録を最後に、都側からの交渉記録はほぼ一切なくなります。そして平成13年2月、急転直下とも言えるスピードで、土地売却を前提とした覚書が両者の間にかわされることとなります。なお、その後に再び復活する都と東京ガスの交渉記録では、東京ガス側が「土壌汚染への対応について話が違う」と述べれば、東京都側が「言った言わないで揉めてもしょうがないではないか」などと言いつつやり取りが散見されます。

この記録が「不存在」となっている時期に、いったいどんな交渉が行われていたのか。「口約束」しかできないような、あれほどマメに記録を残していた都側が記録を抹消せざるを得ないような、何らかの穏便とは言い難いやり取りがあったのではないか。その疑問を氷解させたのが、東京ガス側から提出された記録の中に存在した「東京都政策報道室赤星理事との折衝内容」なる資料です。

都側の交渉役である赤星理事は、濱渦副知事からの指示として、「土壌 Xday」という単語を用い、「この日（土壌 Xday）を迎えれば土壌問題が噴出し、東京ガスが所有する土地の価格が下落する」「結論」さえ出せば石原知事が安全宣言で救済するから、早急に結論を出すように」などの内容を伝えている様子が記録されています。そのほかにもこの資料には、複数の有力国会議員の名前を出しながら交渉妥結を迫る様子の記載もありました。そして、この東京ガス側の記録の作成者は末尾に、「脅かしてきた」「これ以上議論をしても無駄」など、激しい憤りを節々ににじませつつ、終盤には「以下の約束をした」として、今後は「土壌 Xday」までには方向を出すべく双方努力することなどが取り決められています。

これによって東京ガスがこれまでの態度を一変させたとしたら、これは驚くべきことであり、国政にまで言及した明白な政治的圧力と言えます。なお、この「土壌 Xday」



が何を意味しているのかは、必ずしも定かにはされておりませんが、都の環境確保条例を上回る厳しい基準が国によって定められる、土壌汚染対策法の方針・内容が発表され、この基準が東京ガスの所有地になんらかの形で影響を及ぼす日を指しているのではないかと推察されます。

本来は都民の安心安全を守る法律や条例などのルールを利用し、「石原知事が安全宣言で東京ガスの土地を救済する」などと発言し、交渉を進めていたことが事実であれば、都民に対する重大な裏切り行為であり、批判のそしりを免れることはできません。

そして、このような高圧的な交渉を展開する一方で、濱渦副知事らは東京ガスと「密約」とも取れる合意を結んでいたことも明らかになりました。これまで述べてきたような強気な交渉が「ムチ」だとすれば、一方では「アメ」とも言える取引も存在していたのです。それがこの特別委員会が開催されるまで、東京都が頑なに隠蔽していた「確認書」の存在です

平成 13 年 7 月に、野村元政策報道室部長の私印によって締結された確認書の内容は、驚くべきものでした。そこには土壌汚染対策について、汚染土壌が残置された状態で可とする旨が明確に記載されていたのです。

東京ガスが豊洲の土地売却を渋っていた最大の要因の一つは、土壌汚染対策です。ガス工場の創業由来の物質で汚染された土地を完璧に浄化しようと思えば、途方もない手間とコストが発生します。しかしながら、その多くを東京都が負担するというのであれば、話はまったく別です。

なんのことはない、濱渦副知事は困難な交渉をまとめた「タフネゴシエーター」でもなんでもなく、「汚染土壌が残置されたままでもよい」と大幅な譲歩を行い、交渉を取りまとめたただけだったとも言えるのです。

ここで東京都が譲歩した内容が、その後判明した高濃度の汚染物質除去に対応する際の基準になり、結果として瑕疵担保責任を東京ガス側に強く求めることができず、莫大な都税が汚染除去に投じられることになりました。

この時、土壌汚染費用がどこまで膨れ上がる見通しを濱渦副知事らが持っていたのか、正確なところは図りかねます。しかしながら、都民に不利益をもたらしかねないこの妥協・譲歩は、濱渦副知事らにとって絶対に知られてはいけない「暗部」だったのでしょう。だからこそ、この「確認書」の存在は都庁内では闇に葬られ、歴代市場長にも知事本局長にも引き継ぎ・共有されることはありませんでした。一方で、交渉相手の東京ガスはこの内容を「二者間合意」として確かに認識しており、この確認書が効力とともに実在していることを証明しています。

濱渦副知事は、自らの交渉でこのような「妥協」を凶ったことを頑なに認めず、証人尋問の中で二つの疑わしい主張をしています。一つ目は、平成 13 年 7 月の合意書締結以降は、市場移転問題については一切関わっていない。自分がいればこんなこと、つまり多額の土壌汚染対策費を都が負担することにはならなかったとする旨の発言。二つ目は、そもそも汚染土壌が残置されるとする「確認書」の存在を、私は一切知らない。役人が勝手にやったことだとする旨の発言です。

前者については、平成 13 年 7 月以降も濱渦氏が市場移転に携わっていた記録は複数存在します。さらに、知事本局長として当時の都庁を誰よりもよく知る前川証人が、当時の体制は「濱渦副知事が実質的な権限者である」旨も繰り返し証言しています。加えて「自分がいればこんなことにはならなかった」という主張はむしろまったくの逆で、濱渦副知事らがここで交わした密約が禍根となっていることは、すでに触れたとおりです。

後者の確認書の存在についても、署名をした野村証人が独断でやったことではなく、上司に報告をあげたことを認めています。確かな公的記録の存在＋百条委員会における証人の証言。この 2 つが揃ったことで、濱渦氏がもっともらしく主張していた発言の数々

は、偽証の疑いが濃厚であると断じざるを得ません。同様に、交渉の責任者として証人尋問をされた赤星理事も、確認書の存在を否定していることは、記録の存在からその矛盾・偽証の疑いは極めて強いと言えます。

以上述べてきたように、これまでの百条委員会の調査・尋問を通じて、今日に至る市場移転、とりわけ土壌汚染対策をめぐる混乱の原因は、濱渦・石原都政下における意思決定にあったことが明らかになっています。

水面下でこのような「交渉」という名の不都合な妥協が行われ、それが共有されていないというブラックボックス状態は、まさに「盛土問題」にも通じる都庁のガバナンス欠如を示しています。これらのすべての交渉過程において、石原都知事は一切知らない、任せていたと証言していますが、その任命責任・政治責任から免れることは到底できません。このような無責任な意思決定体制を看過してきたことは厳しく問われるべきですし、また、証人尋問における証言が、それまでのマスコミへの発言と乖離していた点についても、極めて遺憾であると言わざるを得ません。

このように、豊洲の土地売却の経緯については真相が明らかになった一方で、本特別委員会では建設費の高騰や入札不正疑惑などの問題点に、時間的制約などの関係から踏み込んだ調査ができなかったことは、大きな心残りの一つです。また、調査・尋問の過程において、一部の議員から公的記録の存在を疑問視する発言があったり、あろうことが委員会を司る委員長がその職責を放棄して任を投げ出すなどといった、信じがたい行いも発生しました。これらの行為は都議会の総意で設置された本特別委員会の権威を著しく毀損するものであり、その責任は重いということを、ここで改めて申し述べておきます。

ただこうした事態を乗り越えて、いずれにいたしましても、本委員会での調査に大きな成果があったことは、紛れもない事実といえます。土地売却の過程で判明した不適切なプロセスについては、今後の都政運営の課題として抜本的な改善を促すとともに、今回の調査結果を元に、いまなお未解決である市場移転問題の解決に向けて、都民ファーストの会東京都議団として全力で取り組んでいくことをお誓い申し上げまして、意見表明を終わります。

### ネット（西崎 光子 委員）

都議会生活者ネットワークを代表して、意見開陳を行います。

豊洲市場移転問題に関する調査特別委員会設置要綱において定められた「調査事項」に沿って意見を述べます。

(1) まず第一に、築地市場から豊洲市場への移転に関する経緯についてです。

都議会生活者ネットワークは、豊洲への移転については一貫して反対し、築地再整備あるいは晴海移転を主張してきました。本委員会においては、バブル経済崩壊後の豊洲市場移転問題と豊洲晴海開発計画との関係について、四島（臨海地域、晴海、豊洲、有明北）の開発や環状二号線、補助 315 号線などとの関係について質してきたところです。

豊洲問題の根源には臨海開発の破綻と、豊洲晴海開発計画との関連があると考えます。バブル崩壊以降、地価が下落し、東京都の臨海開発のスキームがとん挫し、豊洲晴海開発計画も足踏み状態でした。そのため、市場の豊洲移転を開発の起爆剤としたいとの意思が働き、この計画が始まったということを改めて指摘しておきます。

(2) 次に、東京ガス株式会社などとの交渉及び土地売買に関する経緯についてです。この問題と(3)の調査事項である土壌汚染対策については、本委員会の最も重要な課題であったと認識しています。

そこで、本委員会において明らかになったことについて、意見を述べたいと思います。

第一は、いわゆる「水面下交渉」の実態が明らかにされたことです。結局のところ「水面下交渉」とは、基本的に東京都側に交渉記録を残さないことであったという事実が明らかにされたということです。そしてこの問題は、本委員会が東京ガス側の証人を喚問した結果、東京ガス側から大量の書類が提出されたからこそ明らかになりました。

仮に本委員会が設置されなかったとしたら、大量の交渉記録が作成されていたという事実は明らかにできなかったわけで、本委員会を設置した意義はこの事実一つとってもきわめて大きなものであったということを経験しておきたいと思えます。逆にいえば、東京都は用地買収交渉という重要な事案の経緯を、議会や都民から隠ぺいし続けてきたのであって、その責任はきわめて重いです。

第二は、土壌汚染対策と護岸工事に関する問題です。土壌汚染対策に関する最終結論は用地売買契約書に表現されています。すなわち「豊洲地区用地の土壌汚染対策の費用に関する協定書」(用地売買契約と同時に平成23年3月31日に締結されたもの)に基づくとされたのです。この「協定書」は、「今後、東京ガス、東京ガス豊洲開発は土壌汚染にかかる費用は負担しない」と明記されていました。いわゆる「土壌汚染対策の免責」(瑕疵担保責任の免責)です。

また「防潮護岸の整備に係る開発者負担」の見直しについては、平成13年2月の「覚書」(濱渦副知事の公印)によって「見直す」ことに合意し、その後の平成13年7月の「築地市場の豊洲移転に関する東京都と東京ガスとの基本合意」(濱渦副知事)にあたっての確認書の存在が明らかになりました。この確認書は本委員会においては「二者間合意」と呼ばれるものでしたが、この確認書は当時の知事本部 野村寛氏によるサインによるものでした。そこには「防潮護岸の開発者負担はなしとする」と明記されていました。この確認こそが、以降の交渉や契約書を規定することになったのは明白です。

さて問題は、この土壌汚染対策と護岸整備に関わる交渉経緯と最終判断、責任の所在の問題です。野村氏サインによる「確認書」の存在は、本委員会がなければ闇に葬られてしまったものであり、その他の交渉記録は先に述べたとおりです。東京都側に交渉記録がほとんど残されず、公文書である「確認書」さえ保管されていなかったという事態は、問題の責任所在をあいまいにし、最終責任者であった石原元知事の逃げ道をつくることになりました。

第三は、本委員会における偽証の問題です。濱渦元知事と赤星氏(当時は知事本部、知事本局参事)の本委員会における偽証は明らかです。まず、濱渦元副知事についてです。それは、「平成13年7月の基本合意以降のことは知らない」という認識の下の数々の証言です。平成15年5月22日の3名の部長による「豊洲地区土壌汚染対策」についての指示を仰ぐ「お伺い文書」や本委員会における前川証言、野村証言から明白です。

4月4日の前川証人の発言では、「17年確認について、私も記憶していますが、こういった重大な問題を濱渦さんに上げないということは、これは大変なことでありましたから当時は、担当の部課長に確認をして、お手紙を出して、それで特段の指示はなかったということを知ったことを覚えております」と、証言しています。

赤星氏については、「濱渦副知事からの交渉指示の否定」や「平成13年2月と7月の覚書と基本合意と一体の確認及び確認書という存在そのものは知らない」と言っていることに対し、野村証人は、「基本合意を結んで、そこには基本的な事項、細目について確認書に載せるやり方をとっていたので、当然基本合意を結んだから、それに付随して一体のものとして確認書をつくるという理解をしていました」などと、証言しています。

このことから、濱渦氏、赤星氏の偽証は明白です。

この二人の偽証はもちろん大きな問題で、二人に対する最終的な判断は本委員会において行うこととなりますが、もう一つ見逃してはならない問題を指摘しておきたいと思えます。それは、豊洲市場問題がこれだけ大きな問題となり、とりわけ用地取得や土壌汚染対策、建物の建築などに6000億円に迫る費用負担を都民に強いたことに対する責任感の欠如です。都庁において知事を補佐する副知事（瀧渦氏は都庁に登庁することの少ない石原元知事に代わる強力な権限を行使していたとの前川証言もあります。赤星氏は、総務局長まで務めた都庁官僚とは考えられないような証言の数々は、きわめて残念であり、無責任です。

- (3) 次に、土壌汚染対策以外の、豊洲市場の主な建物の下に盛り土がおこなわれなかった経緯です。

この問題では4人の元中央市場長が証言しました。しかしその証言は、4人とも「盛り土がない」ことについては知らないとの証言でした。また、この問題は小池知事の下に設置された「豊洲市場地下空間に関する調査特別チーム」が二度にわたる「自己検証」を行い、「第二次検証報告書」においては、関与したとされる部長級職員の氏名を報告し、「新市場担当部長は職責を全うしていない」「管理部長は職責を全うしたとはいえない」「市場長は事務方の最高責任者としての責めを免れない」として「責めを負う」とされました。これら職員はその後、処分されることになりました。

しかし、「豊洲市場地下空間に関する調査特別チーム」の報告書はもとより、本委員会においても石原元知事をはじめ、最終的な判断は誰が行ったのか、このことについては明らかにされませんでした。しかし、本委員会の責任として都民に対して明らかにすることが必要であり、その当時最高責任者であった石原元知事の責任は重大だと考えます。

- (4) その他、調査事項としてあげられていた「豊洲建設工事における契約問題」については、証人喚問を行うまでに至っていません。この課題は現在、都政改革本部の内部統制プロジェクトチームが「入札改革」のあり方を議論しているところであり、さる5月15日にも業界団体からの知事ヒアリングが行われています。今後の議論の深化と、「入札改革」に向けた方針が確立されることを求めたいと思えます。当然、この課題は都議会においても真剣に議論し、意見を集約していかなければならないと考えます。第二の問題は、東京都における文書管理についてです。

東京都における文書管理の問題は、本委員会のみならず「豊洲市場地下空間に関する調査特別チーム」の検証過程でも明らかにされた課題です。その主な問題は次の諸点です。

第一は、東京ガス等との交渉記録が東京都にはほとんど保存されていなかった問題です。一度は保存していたにも関わらず、いつかの時点で廃棄されたのか、もともと保存されていなかったのか、詳細は不明です。しかし本来、作成し、保存すべき交渉記録が東京都から本委員会にほとんど提出されなかったという事実は非常に重いものがあります。

第二は、野村氏サインの確認書が本委員会に提出されたものの、それは東京ガスから提出されたものだったという事実です。本委員会では、その確認書の存在そのものさえ否定するような証言さえあったのです。野村氏は、この確認書が公文書であることを認めましたが、仮に本確認書が保存されていなかったとすれば、問題として2点指摘しなければなりません。

ひとつは、公文書作成と保存の一連の過程が無視されたことです。そして二つ目は、都議会や都民に対して事実を隠ぺいしようとしたことです。

第三は、「豊洲市場地下空間に関する調査特別チーム」の検証過程で明らかにされた委託事業者との打合せ記録の問題です。現在では東京都に限らず、委託事業者との打合せ記録は事業者側が作成し、自治体側と確認の上、自治体にも提出される方式になってい

ると考えられます。したがって当然、委託事業者が作成したとはいえ、都側（中央卸売市場）にも提出されていたもので、事業者側の記録にも記載されています。

そうした打合せ記録は、中央卸売市場が保存しておかなければならない重要文書です。しかし残念ながら、この記録も調査特別チームに提出されたのは委託事業者からでした。

以上のように、豊洲市場問題が明らかにした重要な問題の一つが文書管理の問題です。さすがに東京都も「東京都公文書の管理に関する条例案の概要の公表及び意見募集について」のなかで、「先般、意思決定過程が明確に記録されていないなど、新たな課題が顕在化した」と説明しなければならない事態に至っています。

しかし、この公文書管理条例案も概要しか公表されず、東京都が都民に対して説明責任を果たしているとは言い難い状況だと考えます。生活者ネットワークとしては、公文書管理条例と情報公開条例は車の両輪であると考えてきました。都民の期待にそった条例案が提案され、都議会においても真摯な議論の展開によって条例が成立することを期待します。

最後に、4月26日の理事会で、突然桜井浩之前委員長が、これまでの委員会を否定し辞任したことは、遺憾です。委員会では、証人喚問の尋問や書類の調査など真摯に対応してきており、本委員会を愚弄し、その職務を放棄し、委員会運営を混乱させた責任は大きいといわざるを得ません。このことを指摘し、都議会生活者ネットワークの意見開陳とします。

## § 7

元東京都副知事濱渦武生氏が虚偽の陳述をしたものと認め、  
本会議において告発の議決を求める動議

豊洲市場移転問題に関する調査のため、平成29年3月19日の本委員会において、元東京都副知事濱渦武生氏に証人として宣誓の上、証言を求めたところ、別紙のとおり、提出された記録や他の証人の証言と食い違う証言があった。

すなわち、第一に、平成13年7月18日付けの「「築地市場の豊洲移転に関する東京都と東京ガスとの基本合意」にあたっての確認書」（二者間合意）について知らない旨の証言を行ったこと、第二に、平成13年7月6日付けの「築地市場の豊洲移転に関する東京都と東京ガスとの基本合意」以降の関与について否定したこと、第三に、平成15年5月22日付けの「豊洲地区土壌汚染対策について」と題する文書について、部長級職員とのやり取りの事実を否定したことである。

同氏が、本委員会における他の尋問に対して、当時の状況を詳細に、かつ、繰り返し証言していることから、築地市場の豊洲移転に関する都と東京瓦斯株式会社の交渉に深く関わり、かつ、現在もその記憶を有することは明らかである。それにもかかわらず、同氏が、上記のとおり、重要な事実について関与を否定し、又は、不知である旨証言したことは、提出された記録から見ても、その記憶と異なることを認識した上でなされたと判断するのが合理的である。

また、同氏が東京瓦斯株式会社と協議を行う際に、市場用地としての土地取得を優先する余り、同社の開発負担を軽減し、汚染が残る土壌処理計画を認め、その交渉経緯と結果を隠蔽したこと等により、後に、都が多額の土壌汚染対策費用を負担する原因になったという不都合な事実を隠したかったとの動機も推認される。

これらのことから、自己の記憶に反する証言を故意に行ったものと認められる。

同証言は、本委員会の調査の核心部分に関する内容であり、真相究明に重大な影響を与え、看過できるものではない。

よって、地方自治法第100条第7項に規定する虚偽の陳述をしたものと認め、本会議において、同条第9項の規定による告発の議決を行うことを求める。

上記の動議を提出する。

平成29年5月31日

(提出者)

小林 健二	おときた駿	西崎 光子	あさの克彦	上野 和彦
野上 純子	谷村 孝彦	小山くにひこ	石毛しげる	かち佳代子
曾根はじめ	酒井 大史	吉田 信夫		

豊洲市場移転問題に関する調査特別委員長 殿

## 1 平成13年7月18日の「「築地市場の豊洲移転に関する東京都と東京ガスとの基本合意」にあたっての確認書」（二者間合意）について

※上記「基本合意にあたっての確認書」は、東京都及び東京ガスから本委員会に提出された文書で、「二者間合意」ともよばれている。平成13年7月6日付け「基本合意」の細目をまとめたものであり、東京都の野村担当部長と東京ガスの高木氏の署名がある。以下「基本合意の確認書」と記す。

NO.	尋問内容	証言
(1)	(13年7月の二者間合意及び14年7月の合意において、東京ガスは法令に基づいて土壌汚染対策を行うことを確認したのか、という尋問の流れで) 瀧渦証人は、恐らく交渉段階の前のところまでだったので詳しくはないかと思えますけど<河野委員>	「私、その二者間合意とかいうのは全く知りませんし、よく勝手なことをしてくれましたと思いますよ。私はその手前までです」(速記録8ページ)
(2)	(平成13年2月21日に)覚書を(締結)し、(平成13年7月6日に)基本合意をした直後に、その基本合意の内容を具体的に示す、その合意確認書(平成13年7月18日付け 基本合意の確認書)であります。この確認書があったことをご存知か<谷村副委員長>	「全く知りません」「不届きな話です」(速記録10ページ)

NO.	根拠(記録または証言)
1	平成13年2月28日に作成された都と東京ガスとの「築地市場の豊洲移転に関する協議事項(確認)」(覚書の確認)という文書(東京ガス提出)の中で、都と東京ガスの最終合意が整った場合、「現行土壌処理計画・水準・方法等の合意」などを盛り込む「確認書」を締結することが確認されている。この文書が作成されたのは赤星氏が政策報道室理事として交渉に関わっている期間であり、瀧渦氏は基本合意の後に「確認書」を作成することを知っていたと認められる。 また、土壌汚染対策については「基本合意」では取り交わされておらず、「基本合意の確認書」で取り交わされている。このことから、瀧渦氏は基本合意の後に「確認書」を作成することを知っていたと認められる。
2	平成13年6月28日の会談内容を記した「市野専務と赤星次長との会談」という文書(東京ガス提出)によると、土壌汚染対策などの合意事項について「7月末までに、確認文書の作成・取り交し」と記載された「市場の豊洲移転協議の評価と今後の進め方について」という文書(東京ガス提出)が提示され、赤星次長が「引き続き本件は担当するように(瀧渦氏から)言われている」と述べたと記載されている。このことから、瀧渦氏は「確認書」を作成することを知っていたと認められる。
3	基本合意の協議過程で東京ガスの「概略事業費の見直し」を合意本体から外すよう、都から提案されていたことを示す文書(東京ガス提出)がある。 「築地市場の豊洲移転に関する東京都と東京ガスとの基本合意(案)」という表題の文書で、右上に手書きで「H13.7.3都より受領(TG修正案を加筆)」と記載されている。その本文において「(3)土地区画整理事業の事業費は、別紙3のとおりとし」という部分の「別紙3のとおりとし」に二重線が引かれ、さらに添付されている「別紙3 概略事業費の見直し」という資料の「別紙3」の箇所には×が印され、「削除」と記載されていた。 これは、概略事業費は当初、瀧渦氏が調整していた「基本合意」本体に記載される予定だったが、都の提案で「基本合意」本体からは削除されたことを示している。重要な合意内容である概略事業費をどこにも定めないことは通常ありえず、「基本合意」本体から削除したものは、通常、その細目である「基本合意の確認書」に記載される(実際に同内容が「基本合意の確認書」に記載されている)ことから、瀧渦氏は確認書を作成することを知っていたと認められる。
4	平成29年4月4日の野村寛証人の「(確認書の中身は)基本合意に至るまでの間に、各局所管局が東京ガスの各担当と合意した中身について記載したもの」(速記録36ページ) 「基本合意には基本項目、それからその細目はですね、確認書で結ぶということが、当時の都の通例のやり方でした」(速記録32ページ) 「組織としてはですね、当然、その上司に報告し、さらに上司(瀧渦氏)に上げるというのは当然のルール」(速記録37ページ)との3つの証言から、瀧渦氏は「確認書」の内容について報告を受けていたと認められる。



5	<p>平成29年4月4日の野村寛証人の「(確認書の締結について)再三お話し申しましたけれども、やはり都の通常、都のあのときのやり方は、基本合意を結んで、そこには基本的な事項、細目については確認書に載せるというやり方をとっておりましたので、当然、基本合意を結んだら、それに付随して一体のものとして確認書をつくるという理解をしておりました」(速記録31ページ)</p> <p>「私の理解としましては、基本合意を結んだ後は、当然その細目をつくるというのが都の当時の通常やり方でしたので、一体のものとしてつくるということで理解をしておりました」(速記録31ページ)との2つの証言から、基本合意を結んだ場合、細目を記載する確認書を作成することは都の通常的手法として、瀧渦氏も把握していたと認められる。</p>
---	---

## 2 平成13年7月6日の「築地市場の豊洲移転に関する東京都と東京ガスとの基本合意」以降の関与について

NO.	尋問内容	証言
(1)	(平成13年7月6日の)基本合意以降は(東京ガスとの交渉や豊洲移転については)全くわかりません(中略)という発言をしましたが、これ念のために、事実でしょうか、確認もう一度させて下さい<吉田理事>	「基本合意をしまして、その後のことについては、土壌汚染に限らず、その他のことも、豊洲開発に関しては、一切私は相談にもあずかっておりません」(速記録19ページ)
(2)	平成13年(7月の基本)合意の後、東京ガスや豊洲市場の案件にかかわってはいないという話がございましたが、これにまず間違いはありませんでしょうか<あさの理事>	「基本合意以降のことは私は存じ上げません」(速記録13ページ)
(3)	テレビの出演の際には、(平成)13年2月の21日の覚書、(平成)13年7月6日の基本合意で、テレビ出演の際には、そこで(東京ガスとの交渉や豊洲移転の担当から)外れているというふうに述べられていると思います<ほっち理事>	「私は、担当は用地の取得という基本合意まででありまして、そこから先は一切さわっておりません」(速記録3ページ) 「基本合意から以降は全くわかりません」(速記録4ページ)
(4)	(平成13年7月6日の)基本合意以降は(東京ガスとの交渉や豊洲移転に)かかわっていないというふうに言われましたけれども(中略)汚染土壌が新たに発見された(中略)その処理費用は、(東京ガスの土壌汚染対策が)一旦終わったことであつたとしても東京ガスが負担をすることだということの確認というのは、証人はしてこなかったんですか、自分が直接かかわっていたときに<吉田理事>	「基本合意の以降は、私の手を離れております」(速記録20ページ)
(5)	2003年(平成15年)の交渉(汚染土壌の処理範囲等)の報告は受けていないんですか<吉田理事>	「東京都のひどい話ですが、報告、受けておりません」(速記録19ページ)

NO.	根拠(記録または証言)	
1	平成15年5月22日の「濱渦副知事様 豊洲地区土壌汚染対策について」という文書(東京都提出)(文書の右上に手書きで「030522知事本部中島課長よりメール」と記載)に、「この件については、本年3月にご報告させて頂いた際、「操業由来の汚染は東京ガスに処理させる」とのご指示を受けております」「都としては、関係局の共通認識のもと、以下のように対応したいと考えております」「今後、交渉の状況について改めてご報告させていただき、必要なお指示を仰ぎたいと思いますのでよろしくお願い致します。連絡先：知事本部企画調整担当部長 中田、環境局環境改善部長 松葉、中央卸売市場新市場建設担当参事 井戸」と書かれている。このことから、平成15年3月及び5月に濱渦氏が土壌汚染対策について報告を受けており、平成13年7月6日の基本合意以降に関与していたと認められる。	
1①	平成15年4月3日の東京都と東京ガスの打ち合わせを記録した「豊洲地区土壌汚染に関する東京ガスとの打合せ概要」という文書(東京都提出)に、「出席者・・・東京都環境局環境改善部 松葉部長、・・・東京都知事本部 中田企画調整担当部長、中島調整担当課長」と記載があり、平成15年5月22日付けの「濱渦副知事様 豊洲地区土壌汚染対策について」という文書(上記1)の連絡先の環境局松葉部長と知事本部中田部長、メールを行った中島課長が出席している。(上記1の補足資料)	
1②	平成15年4月3日の東京都と東京ガスの打ち合わせを記録した「東京都打合せメモ」という文書(東京ガス提出)に、「出席者：(東京都)知事本部企画調整部：中田企画調整担当部長、中島調整担当課長、環境局環境改善部：松葉部長、・・・」と記載があり、平成15年5月22日付けの「濱渦副知事様 豊洲地区土壌汚染対策について」という文書(上記1)の連絡先の知事本部中田部長と環境局松葉部長、メールを行った中島課長が出席している。(上記1の補足資料)	

NO.	根拠（記録または証言）
1③	平成15年5月29日の東京都と東京ガスの打ち合わせを記録した「取扱注意 豊洲地区土壌汚染に関する東京ガスとの打合せ概要」（東京都提出）の文書に、「3. 出席者・・・東京都環境局環境改善部 松葉部長、・・・中央市場新市場建設室 井戸参事、・・・知事本部 中田企画調整担当部長、中島調整担当課長」との記載があり、平成15年5月22日付けの「濱渦副知事様 豊洲地区土壌汚染対策について」という文書（上記1）の連絡先の知事本部中田部長と環境局松葉部長、中央卸売市場井戸参事の3名全てとメールを行った中島課長が出席している。（上記1の補足資料）
2	平成16年7月22日の東京都と東京ガスの打ち合わせを記録した「豊洲開発・東京都打合せ」という文書（東京都提出）に、知事本局 野口参事（企画調整担当）の発言として「野口：土壌汚染の問題は、これまで東京都と東京ガスで事務的に詰めてきたもので、庁内では知事本局長までは話をしているが、副知事には昨年5月以降は一切上げていない。東京ガスと事務的に確認してから、双方で上部組織に上げていく話であり、7月中の確認は土台無理である。後任にやってもらうしかない。」と記載されている。このことから、昨年（平成15年）5月に濱渦氏が報告を受けており、平成13年7月6日の基本合意以降に関与していたと認められる。
3	平成13年10月3日の「築地市場豊洲移転 これまでの経緯」という文書（東京ガス提出）に、「H13,8,7 ○ 濱渦副知事 江東区（江東区長、区議会正・副議長、特別委員会正・副議長）を訪問し、協力要請」と記載されており、平成13年7月6日の基本合意以降に濱渦氏が関与していたと認められる。
4	平成13年12月26日に濱渦副知事あてに第7次整備計画に対する中央区長の対応等について報告した文書（東京都提出）がある。表題はなく、右上に「13.12.26 V3」と手書きされている（V3は当時濱渦副知事）。 「1. 本日発表した第7次整備計画について、別紙のとおり中央区長・同区議会議長の連名でコメントが出される模様です。2. 中央区長は、先日ご報告したとおり、計画策定・発表について事前にご説明したところ、内容（現行計画を改め、豊洲地区に移転する）については一切言及せず、審議会開催と同時に発表せよとの主張のみでありました」などの記載がある。このことから、平成13年7月6日の基本合意以降に濱渦氏が関与していたと認められる。
5	平成15年2月10日付けの「取扱注意 豊洲新市場関係濱渦副知事ブリーフィング状況」という文書（東京都提出）に、「副知事発言 「わかりました。」とのこと。特に質疑なし。「跡地については、あわてないこと」との副知事の発言があった。（碓山）市場長から、場外市場との関係がある旨申し上げたが、「あわててもろくなことがない。」と、再度、「急がないこと」を指示された。」と記載されている。このことから、平成13年7月6日の基本合意以降に濱渦氏が関与していたと認められる。
6	平成16年6月28日付けの「新市場を取り巻く状況」という文書（東京都提出）に、「V2レク」と手書きされている（※V2は当時濱渦副知事）。このことから、平成13年7月6日の基本合意以降に濱渦氏が関与していたと認められる。
7	平成16年7月8日付けの「豊洲新市場基本計画（案）について」という文書（東京都提出）に、「7/8 10:45～兵藤、高井S、15:45～Gブリ（G、V2、SS・・・）」と手書きされている（※V2は当時濱渦副知事）。このことから、平成13年7月6日の基本合意以降に濱渦氏が関与していたと認められる。
8	平成29年4月4日の前川耀男証人の「権限というのは、いわば紙に書かれた権限と、それから実際に庁内で作動している実態との両方があります。紙に書かれている限りは濱渦さんは副知事ですから、それはスタッフであります。しかし実際は、特に市場につきましては、実態として直接、部課長も指揮をし、實際上、決定権、責任を負っていたと、そう申し上げて間違いない」（速記録10ページ）との証言から、平成13年7月6日の基本合意以降に濱渦氏が関与していたと認められる。
9	平成29年4月4日の前川耀男証人の「十七年確認について、これは私も記憶しておりますが、こういった重大な問題を濱渦さんに上げないということは、これは大変なことでありましたから、当時は、担当の部課長に確認をして、お手紙を出して、それで特段の指示はなかったということを知っていました」（速記録16ページ）との証言から、平成13年7月6日の基本合意以降に濱渦氏が関与していたと認められる。
10	平成29年4月4日の前川耀男証人の「それで、もう一言付言しますと、私は知事本部に預けたとおっしゃっている意味がよくわからないのでありますが、濱渦さんの担当局には終始一貫、市場と知事本部が入っていたわけでありまして、そういう意味では、この豊洲問題についての実際の、実態上の最高の決定権者は濱渦さんでありました。その責任をほかに預けるとか任せるといことはあり得ないと私は考えております」（速記録6ページ）との証言から、平成13年7月6日の基本合意以降に濱渦氏が関与していたと認められる。
11	平成29年4月4日の前川耀男証人の「濱渦さんは一貫して、在任中一貫して市場を所管しておりました。市場行政についての実態として、庁内の最高決定権者であったことは紛れもないと思います。責任をずっと負っておられました」（速記録7ページ）との証言から、平成13年7月6日の基本合意以降に濱渦氏が関与していたと認められる。

NO.	根拠（記録または証言）
12	平成29年4月4日の前川耀男証人の「そういう責任者としての地位あるいは権限をほかに渡すということは、これはあり得ないと思います。もし、それをやるんだったら、局長も部長にやり、部長も課長にやり、組織は崩壊するわけでありますから、終始一貫、瀧渦さんが責任を持っていた」（速記録7ページ）との証言から、平成13年7月6日の基本合意以降に瀧渦氏が関与していたと認められる。
13	平成29年4月4日の前川耀男証人の「知事本局という組織にとって、瀧渦さんに上げているか、上げていないかということは、これは極めて重大なことでありましたから、確認はするようにしておりました。例えば、平成十七年の最後の確認などにつきましては、平成十七年五月のですね、これについては、ちゃんと上げたのかと。上げたというふうに、たしかいっていたと記憶をしております」（速記録10ページ）との証言から、平成13年7月6日の基本合意以降に瀧渦氏が関与していたと認められる。
14	平成29年4月4日の前川耀男証人の「瀧渦さんの了解をとらないでやるかということ、問題によっては当然了解を得なければ、後で、いわば大変なことになりますから、それはとっていたのであろうと思っています」（速記録13ページ）との証言から、平成13年7月6日の基本合意以降に瀧渦氏が関与していたと認められる。
15	平成29年4月4日の前川耀男証人の「平成十七年確認について、やはり瀧渦さんに上げておくということは一番大事でありましたので、当時の感覚としては、そこでそれを上げたかどうかを確認して、上げたというふうに聞いております」（速記録19ページ）との証言から、平成13年7月6日の基本合意以降に瀧渦氏が関与していたと認められる。
16	平成29年4月4日の前川耀男証人の「知事の指示であれ、あるいはほかの形であれ、瀧渦さんを市場担当から外すという意思決定は一切行われていないと思います」（速記録13ページ）との証言から、平成13年7月6日の基本合意以降に瀧渦氏が関与していたと認められる。
17	平成29年4月4日の赤星経昭証人の「権限を行使したかどうかわかりませんが、所管が政策報道室、それから築地市場は、前年の平成十二年から変わっていないと思いますので、その間何らかの局務報告なりなんなり、何らかの報告は、当然受けていたと思います」（速記録34ページ）との証言から、平成13年7月6日の基本合意以降に瀧渦氏が関与していたと認められる。
18	平成29年4月4日の前川耀男証人の「石原さんが、大変いいにくいんですが、これもいいにくいんですが、なかなか出勤をされていないと、そういう中で、瀧渦さんがいわば石原さんの分身として権力を握っていらっしやったのは事実だと思います」（速記録8ページ）との証言から、平成13年7月6日の基本合意以降に瀧渦氏が関与していたと認められる。
19	平成29年4月4日の前川耀男証人の「知事がほとんど登庁されない、そういう中でも瀧渦さんには権力が集中をしていって、そして、しかも瀧渦さんに会うことさえも、お手紙を出さなければ会えないといった、そういう状況がつくられておりました。そういう中で、所管の部課長としては、自分の仕事をきちんとやるためには、瀧渦さんへお手紙を出して了承を求めると。それがいわば、紙に書かれた組織とは別に、実際に機能していた、それが現実であります」（速記録8ページ）との証言から、平成13年7月6日の基本合意以降に瀧渦氏が関与していたと認められる。

### 3 平成15年5月22日の「豊洲地区土壌汚染対策について」

※この文書は東京都から提出された文書で、宛名に「濱渦副知事様」、発信元として「連絡先：知事本部企画調整担当部長 中田、環境局環境改善部長 松葉、中央卸売市場新市場建設担当参事 井戸」と書かれている。

NO.	尋問内容	証言
(1)	改めて、そういう文書（平成15年5月22日付け「豊洲地区土壌汚染対策について」）を受け取ったという記憶はないですか<吉田理事>	「そもそも担当部長が連名で来るなんてことはあり得ません」（速記録19ページ）
(2)	今、濱渦証人にこの文書（平成15年5月22日付け「豊洲地区土壌汚染対策について」）を見て頂きましたけれども、それでも、この文書を受け取っていないということですか、改めて確認しますが<吉田理事>	「そういう問題については、局長がお話に来るし、ペーパーも局長経由で来ると思います」（速記録19ページ）

NO.	根拠（記録または証言）
1	平成15年5月22日の「豊洲地区土壌汚染対策について」は、東京都が記録No. 234「築地市場の再整備及び豊洲移転にかかわる、石原知事、猪瀬知事、舛添知事、および濱渦副知事にあがったすべての文書」として提出した資料である。発信元として「連絡先：知事本部企画調整担当部長 中田、環境局環境改善部長 松葉、中央卸売市場新市場建設担当参事 井戸」と書かれていることから、都の3名の部長が濱渦氏あてに出した文書であり、濱渦氏が直接部長とやりとりをしていたと認められる。
2	平成29年4月4日の前川耀男証人の「本来だったら局長を通し、そして部長、課長と行くべきことが、いきなり濱渦さんから部長とか課長に行っていたのが現実であったと、そう記憶をしております」（速記録16ページ）との証言から、濱渦氏が直接部長、課長とやりとりをしていたと認められる。
3	平成29年4月4日の前川耀男証人の「十七年確認について、これは私も記憶しておりますが、こういった重大な問題を濱渦さんに上げないということは、これは大変なことでありましたから、当時は、担当の部課長に確認をして、お手紙を出して、それで特段の指示はなかったということを聞いたことを覚えております」（速記録16ページ）との証言から、濱渦氏が直接部長、課長とやりとりをしていたと認められる。
4	平成29年4月4日の前川耀男証人の「今お話がありましたように、石原知事が極めてわずかしか登庁されない。そういう中で、いわば知事の分身として濱渦さんが力を振るっていたことは、これは事実であると思います。その一環として、濱渦さんは私の知る限り、自分の所管の局はもちろん、その局を越えて、ほかの局についても、直接、部課長を指揮していたというのが実態であろうと思います」（速記録7ページ）との証言から、濱渦氏が直接部長、課長とやりとりをしていたと認められる。

元政策報道室理事赤星經昭氏が虚偽の陳述をしたものと認め、  
本会議において告発の議決を求める動議

豊洲市場移転問題に関する調査のため、平成29年4月4日の本委員会において、元政策報道室理事赤星經昭氏に証人として宣誓の上、証言を求めたところ、別紙のとおり、提出された記録や他の証人の証言と食い違う証言があった。

すなわち、第一に、平成13年7月18日付けの「築地市場の豊洲移転に関する東京都と東京ガスとの基本合意」にあたっての確認書(二者間合意)、について知らない旨の証言を行ったこと、第二に、平成13年2月28日付けの「築地市場の豊洲移転に関する協議事項(確認)」(覚書の確認)、について知らない旨の証言を行ったことである。

同氏が、本委員会における他の尋問に対して、当時の状況を詳細に、かつ、繰り返し証言していることから、築地市場の豊洲移転に関する都と東京瓦斯株式会社の交渉に深く関わり、かつ、現在もその記憶を有することは明らかである。それにもかかわらず、同氏が、上記のとおり、重要な事実について不知である旨証言したことは、提出された記録から見ても、その記憶と異なることを認識した上でなされたと判断するのが合理的である。

また、同氏が東京瓦斯株式会社と協議を行う際に、市場用地としての土地取得を優先する余り、同社の開発負担を軽減し、汚染が残る土壌処理計画を認め、その交渉経緯と結果を隠蔽したこと等により、後に、都が多額の土壌汚染対策費用を負担する原因になったという不都合な事実を隠したかったとの動機も推認される。

これらのことから、自己の記憶に反する証言を故意に行ったものと認められる。

同証言は、本委員会の調査の核心部分に関する内容であり、真相究明に重大な影響を与え、看過できるものではない。

よって、地方自治法第100条第7項に規定する虚偽の陳述をしたものと認め、本会議において、同条第9項の規定による告発の議決を行うことを求める。

上記の動議を提出する。

平成29年5月31日

(提出者)

小林 健二	おときた駿	西崎 光子	あさの克彦	上野 和彦
野上 純子	谷村 孝彦	小山くにひこ	石毛しげる	かち佳代子
曾根はじめ	酒井 大史	吉田 信夫		

豊洲市場移転問題に関する調査特別委員長 殿

# 1 平成13年7月18日の「「築地市場の豊洲移転に関する東京都と東京ガスとの基本合意」にあたっての確認書」（二者間合意）について

※上記「基本合意にあたっての確認書」は、東京都及び東京ガスから本委員会に提出された文書で、「二者間合意」ともよばれている。平成13年7月6日付け「基本合意」の細目をまとめたものであり、東京都の野村担当部長と東京ガスの高木氏の署名がある。以下「基本合意の確認書」と記す。

NO.	尋問内容	証言
(1)	知らないでいたということは通用しないと思います。よく思い出してください。この（平成13年2月28日付けの）覚書（の確認）と、そして（平成13年7月18日付けの）基本合意の確認書（中略）もう一度お答えください<谷村副委員長>	「基本合意の確認書というのは、当然知りません」（速記録28ページ）
(2)	この確認書（平成13年7月18日付け 基本合意の確認書）があったということをご存知だったでしょうか<河野委員>	「私はその確認書は存じ上げません」（速記録22ページ）

NO.	根拠（記録または証言）
1	平成13年2月28日に作成された都と東京ガスとの「築地市場の豊洲移転に関する協議事項（確認）」（覚書の確認）という文書（東京ガス提出）の中で、都と東京ガスの最終合意が整った場合、「現行土壌処理計画・水準・方法等の合意」などを盛り込む「確認書」を締結することが確認されている。この文書が作成されたのは赤星氏が政策報道室理事として交渉に関わっている期間であり、赤星氏は基本合意の後に「確認書」を作成することを知っていたと認められる。 また、土壌汚染対策については「基本合意」では取り交わされておらず、「基本合意の確認書」で取り交わされている。このことから、赤星氏は基本合意の後に「確認書」を作成することを知っていたと認められる。
2	平成13年6月28日の会談内容を記した「市野専務と赤星次長との会談」という文書（東京ガス提出）によると、土壌汚染対策などの合意事項について「7月末までに、確認文書の作成・取り交し」と記載された「市場の豊洲移転協議の評価と今後の進め方について」という文書（東京ガス提出）が提示され、赤星次長が「引き続き本件は担当するように（濱渦氏から）言われている」と述べたと記載されている。これは、政策報道室から環境局へ7月1日付けで異動後も、引き続き担当するとの趣旨と考えられることから、7月以降も「確認書」の作成に赤星氏に関わっていたと認められる。
3	平成29年4月4日の野村寛証人の「（基本合意の確認書の中身は）基本合意に至るまでの間に、各局所管局が東京ガスの各担当と合意した中身について記載したもの」（速記録36ページ）、「基本合意には基本項目、それからその細目はですね、確認書で結ぶということが、当時の都の通例のやり方でした」（速記録32ページ）との2つの証言から、基本合意に至るまでに関わっていた赤星氏は、その基本合意の細目を記載した確認書についても、認識をしていたと認められる。
4	平成29年4月4日の野村寛証人の「確認書を締結したのは、再三お話し申しましたけれども、やはり都の通常の、都のあのときのやり方は、基本合意を結んで、そこには基本的な事項、細目について確認書に載せるというやり方をとっておりましたので、当然、基本合意を結んだら、それに付随して一体のものとして確認書をつくるという理解をしておりました」（速記録31ページ）、「私の理解としましては、基本合意を結んだ後は、当然その細目をつくるというのが都の当時の通常のやり方でしたので、一体のものとしてつくるといことで理解をしておりました」（速記録31ページ）との2つの証言から、基本合意に至るまでに関わっていた赤星氏は、その基本合意と一体のものである確認書についても、認識をしていたと認められる。



## 2 平成13年2月28日の「築地市場の豊洲移転に関する協議事項（確認）」（覚書の確認）について

※上記「覚書の確認書」は、東京ガスから本委員会に提出された文書で、平成13年2月21日付「覚書」の細目をまとめたものであり、東京都の野村担当部長と東京ガスの高木氏の氏名が印字されている。

NO.	尋問内容	証言
(1)	二つの覚書と、そして基本合意といわば一体の確認（平成13年2月28日付け 覚書の確認）及び確認書（平成13年7月18日付け 基本合意の確認書）という存在そのものは全く存じ上げなかったんですか<吉田理事>	「私は存じ上げませんでした」（速記録32ページ）

NO.	根拠（記録または証言）
1	平成13年2月19日の交渉メモ（東京ガス提出）に、「覚書の中身がずれないように、又実務者協議の具体的項目として（『覚書の確認』が）必要であることは理解できる」と都側の答えが記載されており、このときの出席者として赤星氏の名前が記されている。このことから、「覚書」の中身を記載した「覚書の確認」を作成することについて、赤星氏は承知していたと認められる。
2	平成29年4月4日の野村寛証人の「覚書の確認」について、「報告はですね、当然、上司にしたと思います」、「（上司は）赤星理事じゃなかったと思います」（速記録27ページ）との2つの証言から、赤星氏は「覚書の確認」について野村氏から報告を受け、承知していたと認められる。
3	平成29年4月4日の野村寛証人の「覚書の確認」について、「報告をするとすれば赤星理事だったのではないかなとは思っております」（速記録28ページ）との証言から、赤星氏は「覚書の確認」について野村氏から報告を受け、承知していたと認められる。
4	平成29年4月4日の野村寛証人の（「覚書の確認書」の当時の上司、東京ガスと交渉していた上司は誰かと問われて）「たしか赤星理事だったと思います」（速記録27ページ）との証言から、赤星氏は「覚書の確認」について野村氏から報告を受け、承知していたと認められる。
5	平成29年4月4日の野村寛証人の「確認書を締結したのは、再三お話し申しましたけれども、やはり都の通常の、都のあのときのやり方は、基本合意を結んで、そこには基本的な事項、細目については確認書に載せるというやり方をとっておりましたので、当然、基本合意を結んだら、それに付随して一体のものとして確認書をつくるという理解をしておりました」（速記録31ページ）との証言から、「覚書」についても基本合意と同様、その細目を確認としてまとめることについて、都の通常のやり方として赤星氏は承知していたと認められる。

## § 8 地方自治法関連条文

第 98 条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の検査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。

2 （略）

第 100 条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。）に関する調査を行うことができる。この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

2 民事訴訟に関する法令の規定中証人の訊問に関する規定は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、前項後段の規定により議会が当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため選挙人その他の関係人の証言を請求する場合に、これを準用する。ただし、過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定は、この限りでない。

3 第一項後段の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正当の理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、六箇月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

4 議会は、選挙人その他の関係人が公務員たる地位において知り得た事実については、その者から職務上の秘密に属するものである旨の申立を受けたときは、当該官公署の承認がなければ、当該事実に関する証言又は記録の提出を請求することができない。この場合において当該官公署が承認を拒むときは、その理由を説明しなければならない。

5 議会が前項の規定による説明を理由がないと認めるときは、当該官公署に対し、当該証言又は記録の提出が公の利益を害する旨の声明を要求することができる。

6 当該官公署が前項の規定による要求を受けた日から二十日以内に声明をしないときは、選挙人その他の関係人は、証言又は記録の提出をしなければならない。

7 第二項において準用する民事訴訟に関する法令の規定により宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを三箇月以上五年以下の禁錮に処する。

8 前項の罪を犯した者が議会において調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、その刑を減輕し又は免除することができる。

9 議会は、選挙人その他の関係人が、第三項又は第七項の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならない。但し、虚偽の陳述をした選挙人その他の関係人が、議会の調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、告発しないことができる。

10 議会が第一項の規定による調査を行うため当該普通地方公共団体の区域内の団体等に対し照会をし又は記録の送付を求めたときは、当該団体等は、その求めに応じなければならない。

11 議会は、第一項の規定による調査を行う場合においては、予め、予算の定額の範囲内において、当該調査のため要する経費の額を定めて置かなければならない。その額を超えて経費の支出を必要とするときは、更に議決を経なければならない。

12～20 （略）

